第１章　総論

第１節　大津市の概況

１　位　置

大津市は、わが国のほぼ中央部にある琵琶湖の西南部に位置し、地形的には山と湖にはさまれた南北に細長い滋賀県の県都です。京阪神と東海や北陸を結ぶ交通の要衝にあり、古くから人と物資の交流によって栄えてきました。

本市は日本で最も大きい琵琶湖との関わりが深く、生活や産業だけでなくあらゆる面で多くの恵みを受けています。

方位	地　名	経度、緯度	距離	隣　接　地　名
極東	上田上 大鳥居町	東経 136° 02’36’’	東西 20.6ｋｍ	草津市、栗東市
極西	山中町	東経 135° 48’53’’		京都市、宇治市
極南	大石 小田原町	北緯 34° 52’17’’	南北 45.6ｋｍ	甲賀市、宇治田原町
極北	葛川細川町	北緯 35° 17’05’’		高島市

大津市の位置

２　気　象

気候は、琵琶湖の緩和作用もあって気温の日較差や年較差は比較的小さく、暮らしやすいといわれていますが、湖辺周辺の市街地では、夏季の日中には気温が高くなります。

御陵町の気象　（資料：大津市消防局）

	気　温（℃）			年間降水量
	平均	最高	最低	(㎜)
平成 12 年	15.1	35.4	－2.6	1,350
13 年	15.0	36.6	－3.7	1,378
14 年	15.2	35.8	－3.1	1,144
15 年	14.9	34.9	－4.1	1,928.5
16 年	15.5	35.7	－3.5	1,785
17 年	15.0	35.4	－4.2	1,190
18 年	14.9	36.7	－3.6	1,772.8
19 年	16.4	35.3	－2.2	1,351.0
20 年	15.2	36.2	－2.6	1,555.5
21 年	15.2	34.6	－1.4	1,417.5

３　人口と面積

市制施行時の明治 31 年 10 月 1 日に 14.20km^{2}であった面積は、隣接町村との合併・琵琶湖の境界設定による市域拡張を経て、現在では 464.10 km^{2}となり、県面積（4,017.36　km^2）の約 11.6%を占めるに至っています。

人口は、市制施行時には 32,446 人でしたが、合併や住宅開発などによって、平成 15 年 7 月 29 日に 30 万人を突破し、志賀町との合併を経て、平成 21 年 10 月 1 日には 336,170 人となっています。

面積と人口の推移

年　月　日	面積(㎢)	人口（人）	区　　分
明治 31.10. 1	14.20	32,446	市制施行
昭和 7.5.10	28.39	42,364	滋賀村合併
昭和 8.4.1	62.48	69,116	膳所・石山町合併
昭和 26.4.1	154.50	102,860	雄琴・坂本・下阪本・大石・田上村合併
昭和 42.4.1	303.68	159,442	瀬田・堅田町合併
平成 15.10.1	302.33	300,427	
平成 16.10.1	302.33	302,493	
平成 17.10.1	302.33	304,122	
平成 18.3.20	374.06	323,713	志賀町合併
平成 18.10.1	374.06	328,730	
平成 19.10.1	464.10	331,842	琵琶湖の境界設定による市域拡張
平成 20.10.1	464.10	333,654	
平成 21.10.1	464.10	336,170	

4　土地利用

土地利用状況(琵琶湖を除く)を見ますと、森林が最も多く、67.8%を占め、宅地(住宅用地・工業用地・その他の宅地)、農用地はそれぞれ 9.4%、6.8%で、相対的に低くなっています。

都市計画区域(琵琶湖を含む)は市域の 70.9%で、このうち市街化区域は 17.8%(市域の 12.6%)です。市街化区域の中では住居系の用途地域が 8 割近くを占めています。

土地利用状況（全市）（琵琶湖を除く）

区　　分	面積（ｈａ）	構成比（%）
農用地	2,561	6.8
森　林	25,347	67.8
水　面	881	2.4
住宅用地	2,262	6.0
工業用地	220	0.6
その他の宅地	1,043	2.8
道路用地	1,698	4.5
その他	3,394	9.1
合　　計	37,406	100.0

（資料：平成 18 年度総合計画基礎調査）

都市計画・用途地域等の指定状況（平成 22 年 5 月 1 日現在）

区　　分		面積（ha）	構成比(%)
都市計画区域		32,910.0	70.9
市街化区域		5,852.0	12.6
用途地域	第１種低層住居専用地域	919.2	15.8
	第２種低層住居専用地域	21.0	0.4
	第１種中高層住居専用地域	1,268.5	21.7
	第２種中高層住居専用地域	127.4	2.2
	第１種住居地域	2,040.1	35.0
	第２種住居地域	204.6	3.5
	準住居地域	14.7	0.3
	近隣商業地域	202.0	3.5
	商業地域	478.1	8.2
	準工業地域	271.8	4.7
	工業地域	285.8	4.9
	工業専用地域	2.5	0.0
市街化調整区域		27,058.0	58.3

（注）市街化区域の総面積と用途地域の内訳が一致しないのは、
一部用途地域に未指定地があるため。

5　産　業

市内にある事業所の総数は 11,845 事業所で、そのうち従業者 10 人未満の事業所が 9,352 事業所あり、小規模な事業所が多くなっています。産業別では卸売・小売業が 2,907 事業所と最も多く、次いでサービス業(他に分類されないもの)が 2,745 事業所で、飲食店、宿泊業が 1,479 事業所となっています。(平成 18 年　事業所・企業統計調査による)

第２節　環境の概況

１　自然環境

大津市は、北部から西部、南部にかけて山並みが連なり、一方が琵琶湖に面しています。そして、周囲の山々からは、数多くの河川が琵琶湖、瀬田川に注いでおり、これらの水辺は背後の緑豊かな山並みとともに、環境の重要な要素となっています。

また、気候的にも、地形・地質的にも非常に変化に富んでいることから、多くの植物群落や野生生物が生育・生息していることが確認されています。しかし、都市化の進展に伴い、植生の自然度が低下したり、河川の水量が少なくなるなどの問題もみられ、生態系の維持や景観面への影響が懸念されています。

市では、多くの人々が豊かな自然とふれあうことができるよう、様々な施設の整備や自然観察会などを行うとともに、自然環境調査を実施してきました。

メッシュ別相対自然度の変化

相対自然度	10, 9	8, 7, 6	5, 4	3, 2, 1	総メッシュ数
1974 年	16	273	66	26	381
	(4.2%)	(71.7%)	(17.3%)	(6.8%)	
1996 年	3	240	64	71	378
	(0.8%)	(63.5%)	(16.9%)	(18.8%)	
2008 年	14	243	64	60	381
	(3.7%)	(63.8%)	(16.8%)	(15.7%)	
	15	282	80	76	453
	(3.3%)	(62.2%)	(17.7%)	(16.8%)	

（資料：大津市自然環境調査報告書）

(注 1)　琵琶湖岸部で植生図の範囲の差があり、メッシュ数が調査年で異なる。2008 年の上段は合併前の旧大津市域での数値を示す。

(注 2)　相対自然度とは、植生自然度（環境省による 10 段階の指針）の高さとそれらの面的な広がりから求められた“植生からみた自然さの程度”を表す。

２　生活環境

(1)　水環境

ア　琵琶湖の概況

琵琶湖は今から約 400 万年前に誕生したといわれ、世界ではバイカル湖、タンガニイカ湖に次いで古い湖です。淀川水系に属し、琵琶湖大橋より北を北湖、南を南湖と呼んでいます。

面積も大きく、多様な環境を持つことから生物相は非常に豊かで、約 1,100 種もの動植物が生息しています。これらの中には、世界中で琵琶湖にしか見られない固有種（亜種、変種を含む）も多く存在し、61 種にも及び学術的に貴重な湖です。しかしながら近年、ブラックバスやブルーギルといった外来魚（がいらいぎょ）が増殖し、琵琶湖の生態系に大きな影響を与えています。

平成 5 年度には「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）の登録湿地に指定され、生物の

生息場所としての重要性が国際的にも認められています。また、琵琶湖は本市を含む近畿約 1,400 万人の水道水源として、また水産業、観光資源としても重要な存在です。

琵琶湖では昭和 30 年代中頃から水道のろ過障害が発生しはじめ（京都市水道局資料による）、昭和 40 年代中頃からカビ臭の発生、50 年代からは淡水赤潮、水の華（アオコ）が発生するようになりました。平成 21 年度の有機物による汚濁の指標である COD については、北湖、南湖ともに前年度から横ばいの値でした。平成 11～20 年度の 10 年間の平均値に比べると少し高い値でしたが、ここ数年はおおむね横ばいの傾向にあります。

琵琶湖の概要

琵琶湖の面積	670.25 ㎢ （県面積の約 1/6）
南北の長さ	63.49 ㎞
最も幅の広いところ	22.8 ㎞
最も幅のせまいところ	1.35 ㎞
琵琶湖のまわり	235.20 ㎞
最も深いところ	103.58m
平均の深さ	約 41.2m
北湖の平均の深さ	約 43m
南湖の平均の深さ	約 4m
貯水量	275 億㎥ （うち南湖 2 億㎥）

イ　河川の概況

市内には一級河川 73 本があり、これらは一部を除き琵琶湖及び瀬田川に流入していることから、厳しい規制による河川の水質保全に努めています。

本市は山と琵琶湖に囲まれた細長い地形であるため、延長が短く、勾配が急で水量も少ない河川が多いのが特徴です。

本市では、市内主要 18 河川（20 地点）について定期的に水質監視を実施しています。市街地部を流れる河川の水質は流域の下水道整備が進み、良化傾向がみられますが、一部、基準を達成していない河川がみられます。また、農村部を流れる河川は水量が比較的多く、水質は概ね良好で横ばいです。

平成 21 年度の各河川の調査結果を環境基準に照らすと、健康項目については、全河川・全項目とも基準を満足していました。一方生活環境項目について、代表的な水質指標であるBODを見ると柳川、吾妻川、相模川、兵田川、三田川の 5 河川が基準を達成できませんでした。これらの河川は、他の河川と比べて特に水質が悪いわけではありませんが、厳しい基準が指定されているために達成が難しい状況です。

「大津市総合計画」や「大津市環境基本計画」「滋賀県汚水処理施設整備構想」策定時における生活排水処理施設整備の基本方針などを踏まえ、水質汚濁の要因となっている生活排水の対策の推進に関する施策を総合的にとりまとめた「生活排水対策推進計画」を策定し、河川の水質汚濁に係る環境（上の）基準の達成及び維持に努めることを目標として計画の推進に努めています。

⑵　大気環境

ア　大気

大気汚染は、工場・事業所等の固定発生源や自動車等の移動発生源で発生する汚染物質の排出に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康及び生活に有害な影響を及ぼします。

本市は、概して大きな固定発生源もなく、比叡・比良山地等と琵琶湖に挟まれた地形であるため、大気汚染の状況は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。しかし、交通の要衝であることから、局所的に移動発生源の影響が見られ、幹線道路沿線の大気汚染の把握は、重要な課題となっています。

大気汚染の実態を把握するため、大津市では自動測定機による大気汚染常時監視測定局を設置し、現在、一般環境測定局 4 ヶ所、自動車排ガス測定局 3 ヶ所で測定を行っています。

調査結果については、年度や測定局で多少の変動はあるものの、全般的には、近年は横ばいで推移しています。平成 21 年度は、光化学オキシダントがすべての局で、環境基準を超えていましたが、その他の項目は全て達成していました。光化学オキシダントにかかる光化学スモッグ注意報の発令はありませんでした。

固定発生源については、大気汚染防止法及び県条例に基づき届出されているばい煙発生施設は 405 施設（平成 22 年 3 月末）あり、その約 55％がボイラーです。近年、各工場・事業場とも低いおう重油や都市ガスなどの良質燃料への転換を図るなど、大気汚染の防止が図られています。

また、平成 9 年 10 月から平野市民センターにおいて有害大気汚染物質のモニタリングを実施しています。調査結果は、全国一般環境調査の平均値にほぼ等しく、環境基準設定物質であるジクロロメタン等についても、調査を開始以来、基準を満たしています。

イ　臭気

悪臭は、人の感覚に直接不快感を及ぼし、快適な生活環境を損なう要因となります。

悪臭の発生源は、畜産業、製造業、飲食店等のサービス業が主なものですが、浄化槽、ペットの臭い、水路の悪臭など広範囲にわたっており、事業活動のみならず日常生活に伴うものも多くなっています。

悪臭防止法により 22 物質が規制対象となっており、規制地域は葛川を除く全地域が対象です。悪臭物質は多種多様で、規制対象物質以外の物質や複合臭が原因となる場合もあります。このため、臭気の判定を人間の感覚で行う嗅覚試験法の導入を検討しています。

⑶　音環境

騒音は直接人の感覚を刺激し、休養や睡眠の妨害等の影響を及ぼすため、一般に身近な公害問題として苦情が寄せられるケースが多くなっています。

騒音の発生源は工場・事業場、建設工事、自動車・鉄道等の交通騒音のほか、日常生活に伴う近隣騒音まで多岐にわたっています。近年は都市化の進展に伴い、建設作業の騒音と近隣騒音が増える傾向にあります。

工場・事業場の騒音については、発生源に対して騒音防止対策の指導を行っていますが、近隣騒音については地域社会における一人ひとりの騒音に対する周辺への心がけと配慮が大切です。

交通騒音については、本市には名神高速道路、京滋・西大津両バイパス、湖西道路、国道1号、新幹線などの主要幹線道路や鉄道が通過しているため、沿線住民から騒音防止対策の要望等が寄せられています。自動車専用道路については防音壁の設置等が行われていますが、今後はさらに交通、物流対策等を含めた総合的な対策が必要となっています。新幹線鉄道騒音については、国の基準に基づき民家防音工事が実施されてきました。

一方、平成 8 年 7 月には、環境庁（当時）の「残したい“日本の音風景 100 選”」に本市の「三井の晩鐘」が選ばれました。今後とも、良好な音環境を保存するための地域のシンボルとして大切にしていきます。

また、振動は、地盤や構造物を伝わって人体に感知され不快感を及ぼすもので、工場の機械設備、くい打ち等の

建設作業、自動車・鉄道等の交通機関によるものなどが主な原因となっています。

(4)　廃棄物

廃棄物は、産業廃棄物と一般廃棄物とに大別されます。産業廃棄物とは、工場等から事業活動に伴い排出される燃えがら、汚泥、ガレキ類等をいいます。一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、家庭から排出されるごみやし尿等の家庭廃棄物と事業系一般廃棄物がそれにあたります。本市においては、人口の増加やライフスタイルの変化に伴うごみ質の多様化から、ごみ処理事業に様々な課題が生じています。

ア　ごみ

本市におけるごみ量の推移は、長期的に見ると平成 12 年度までは増加傾向にありましたが、以後減少傾向が見られます。平成 21 年度のごみ量は 105,507tで平成 20 年度に比べ約 600tの減少となり、約 0.5%の減少です。

しかしながら、ごみ焼却施設は、処理能力一杯の運転が続いており、また、既存施設の老朽化を踏まえ、南部クリーンセンターの整備に向けて関係住民と協議を進めています。今後も資源循環型社会を目指し、より一層のごみ減量とリサイクルを推進していきます。

イ　し尿

本市における平成21年度のし尿、浄化槽汚泥の量は17,838.5klで、公共下水道の整備・普及にともない減少傾向にあります。

そうした中で、下水道計画区域外については、生活排水対策として、雑排水とし尿を併せて処理する浄化槽の整備促進が不可欠であることから、昭和 63 年度から補助制度を設け普及促進を図っています。

また、浄化槽については、その適正な管理が重要であり、浄化槽管理者への啓発による一層の管理徹底を図っています。

3　快適環境

昭和 60 年 3 月、快適環境整備計画“煌めき大津”（大津市アメニティ・タウン計画）を策定しました。

市では、この計画に基づき、大津湖岸なぎさ公園整備や河川・沿道の緑の回廊整備、歴史的な町並み保存施策をはじめ、河川の親水化、公園等の整備を進めるとともに、河川愛護・美化活動の推進、表彰制度などを行ってきました。

また、景観対策については、昭和60年7月に「ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例」が施行され、琵琶湖周辺の指定地域等で建築物を建築する場合届出が必要となり、滋賀県による指導や助言が行われています。

本市でも、これまで中高層建築物を対象とした「景観形成手引書」の作成、近隣景観協定の締結等、景観の保全と創造に努めてきましたが、都市化の進展は市民生活の利便性と安全を向上させた半面、不本意にも大津固有の自然景観や歴史景観の喪失をもたらし、早急な回復、保全への取り組みが喫緊の課題となっています。

このような背景のもと、平成 15 年 10 月には、大津市は全国で 10 番目となる古都保存法による「古都」の指定を受け、名実ともに「古都大津」として全国に認められることとなりました。

こうした動きと併行して、本市では、まちづくりにおける景観づくりの基本理念となる「古都大津の風格ある景観をつくる基本条例」の制定（平成 16 年 4 月 1 日施行）、さらに「古都大津の風格ある景観をつくる基本計画」の策定を行い、これからの景観形成の基本方針、実現のための方策を示しました。

先人から受け継いだ貴重な景観を守り、育て、次代に継承していくため、市民、事業者、行政が一体となった取り組みを推進し、いつまでも美しく輝き続ける古都大津にふさわしい風格あるまちづくりを目指しています。

４　地球環境

平成 9 年 12 月、京都市で開催された「気候変動に関する国際連合枠組条約第 3 回締約国会議（地球温暖化防止京都会議）」において「京都議定書」が採択され、日本は平成 14 年 6 月に締結しました。この議定書において、日本は 2008 年から 2012 年の温室効果ガスの排出量を、1990 年に比べて 6％削減することを約束しました。そして、平成 17 年 2 月 16 日には、ロシアの批准により「京都議定書」が発効となり、温室効果ガスの削減義務が先進国に課され、わが国においても「京都議定書目標達成計画」等に基づき、さまざまな取り組みを進めているところです。

一方、現在、2012 年に終了する京都議定書第一約束期間後の次期枠組み構築に向けての交渉が、国連の下で行われており、2009 年 9 月、当時の鳩山総理は国連気候変動首脳会合において、先進国は率先して排出削減に努める必要があるとの観点から、日本も長期の削減目標を定めることに積極的に関わるとともに、中期目標についても、すべての主要国による、公平かつ実効性のある国際枠組みの構築と意欲的な目標の合意を前提に、温室効果ガス排出量を 1990 年比で言えば 2020 年までに 25％削減することを目指すと発表しています。

本市では、市の環境特性と環境問題への取り組みの経験を生かし、地球環境を保全するための課題と具体的な行動を示すとともに、市民、事業者、行政のパートナーシップ（協働）により、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした『アジェンダ 21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）を、平成 12 年 3 月に策定しています。計画では、平成 22 年度に、市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量を、平成 2 年度の排出量より 6%削減すること、その他の温室効果ガスについては可能な限り削減に努めることを総合目標に掲げています。

市域の温室効果ガス排出量は、平成 19 年度は 2,146 千 t-CO2 で、このうち 93％を二酸化炭素が占めていました。また市民一人当たりの二酸化炭素は平成 2 年度に比べ 1.0%増加しており、民生家庭部門及び民生業務部門における増加が顕著でした。

また、市民・事業者・行政が協働して地球環境保全の取り組みを推進するために「おおつ環境フォーラム」が設立され、積極的な取り組みが推進されています。

オゾン層を破壊する特定フロンの製造はすでに規制されており、製品中に残っている特定フロン等については、かねてより大津方式として、回収を進めてきたところですが、家電リサイクル法が施行され対象家電機器はメーカー等の手によりフロンの引き抜きが行われており、法の対象外となる除湿機について引き続き実施しています。

５　環境意識と環境保全活動

(1)　市民の環境意識と環境保全活動

平成 21 年度に実施した環境問題に関する市民意識調査によると、大津市行政に対して「琵琶湖や大気の環境」の取り組みが必要と答えた人は全体の 44%を占めて最も多く、続いて「ごみ減量やリサイクルの推進」(36%)、「自然環境の保全」「環境教育の推進」(いずれも 28%)が求められていました。

問　環境を良くするために大津市が取り組むべきことについて(複数回答)

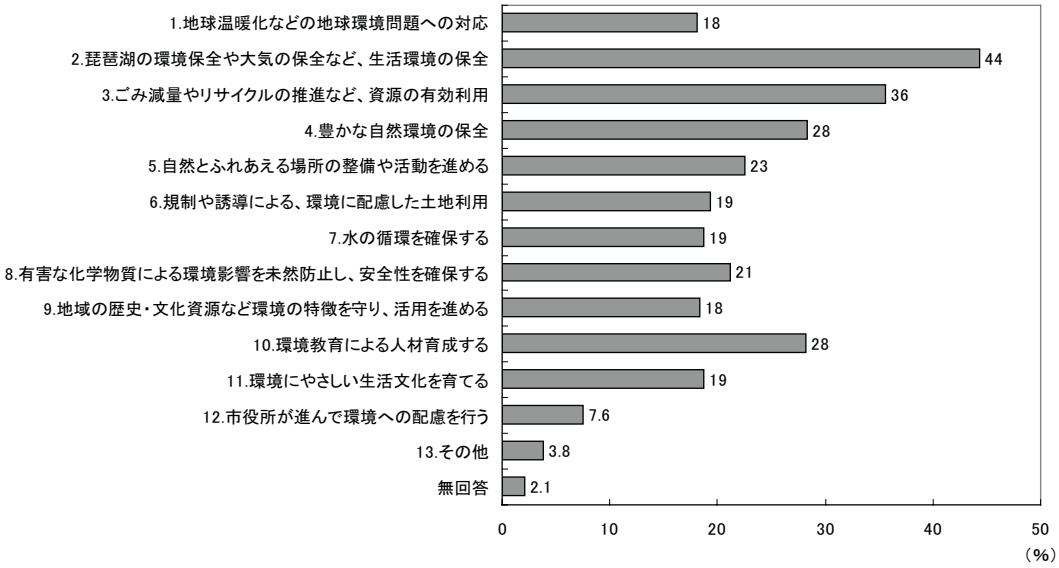

また、環境保全活動への参加についての問いには、「積極的に参加」あるいは「参加したことがある」は全体の 35%あり、「機会があれば参加したい」を加えると全体の 8 割以上あり、環境保全活動への参加意識の高さがうかがわれました。

現在、全市的に琵琶湖を美しくする運動、河川愛護活動、ごみ減量と資源再利用推進運動、ヨシ保全活動など様々な環境保全活動が展開されています。また、自治会や老人会、子ども会などの地域の団体による古紙回収や花づくりなどの活動も盛んに行われています。

問　環境保全活動への参加について(択一)

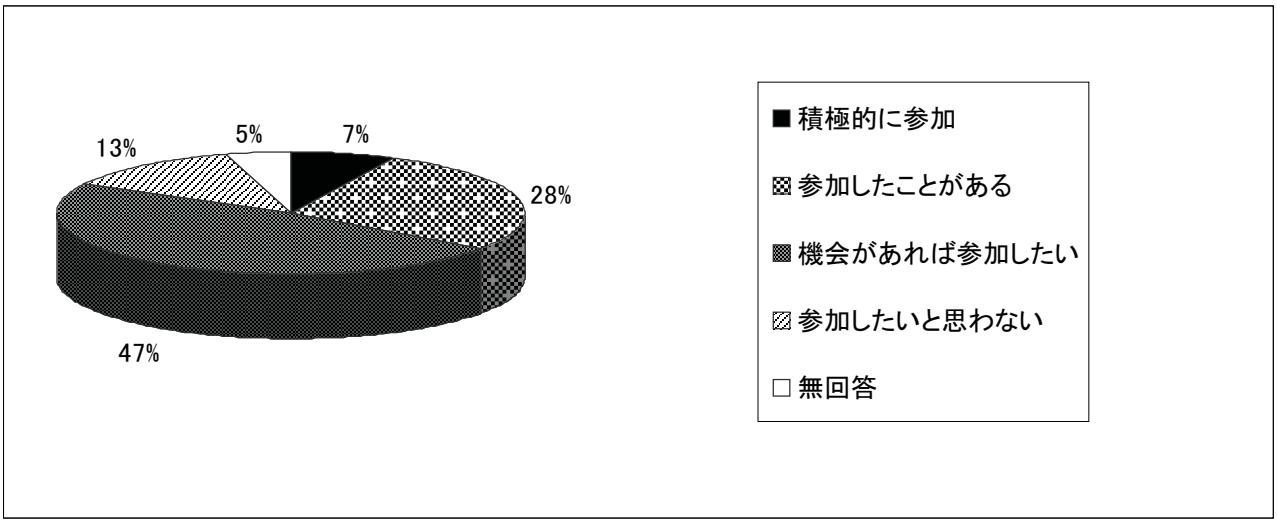

⑵　事業者の環境意識と環境保全活動

平成 21 年度に実施した環境問題に関する企業意識調査によると、「環境保全の取り組みは事業者の社会的責任として不可欠であり、十分に取り組んでいく」という回答が全体の 41%と最も多く、事業者の環境保全に対する積極的な姿勢がうかがわれました。

また、経費節減に結びつくリサイクルの推進、節水、省エネルギーなどに積極的に取り組まれていました。

事業者の環境管理の推進の手法としてISO14001 の認証取得の取り組みが推進されており、市内の事業所において平成 22 年 3 月末現在で 55 事業所（日本適合性認定協会資料より大津市集計）が取得されています。この他、おおつ環境フォーラム環境マネジメントシステムプロジェクトによる中小企業向け環境マネジメントシステム（KES）の登録も進んでいます。

事業者は全市的な環境保全活動や地域の活動にも積極的に参加するなど、本市の環境保全の推進に大きな役割を果たしています。また、独自に事業所周辺の清掃を定期的に行うなど、率先した取り組みも行われています。

大津市では、平成 13 年度から専門知識を有する人材の派遣事業として「産業活性化アドバイザー」を派遣して、環境管理の推進の支援も行っています。

また、市役所も 1 つの事業所として、事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制等を推進するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定し、平成 22 年度までに平成 17 年度比で 5.5%削減することを目標と定めて取り組んでいます。この他、平成 14 年 9 月には環境マネジメントシステムの国際規格である ISO14001 の認証を取得してシステムを運用してきましたが、事務系の職場については、その運用実績を踏まえ、平成 21 年度より独自の新たな手法による取り組みを開始しました。

問　環境保全への取り組みについての考え(択一)

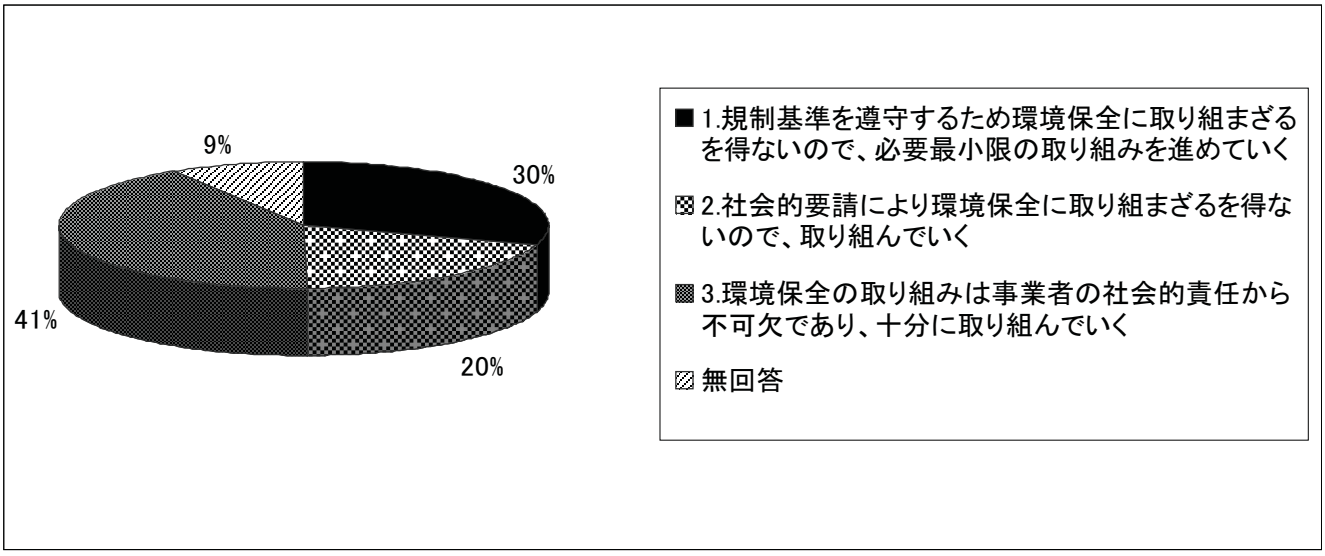

問　環境保全への取り組み状況(択一)

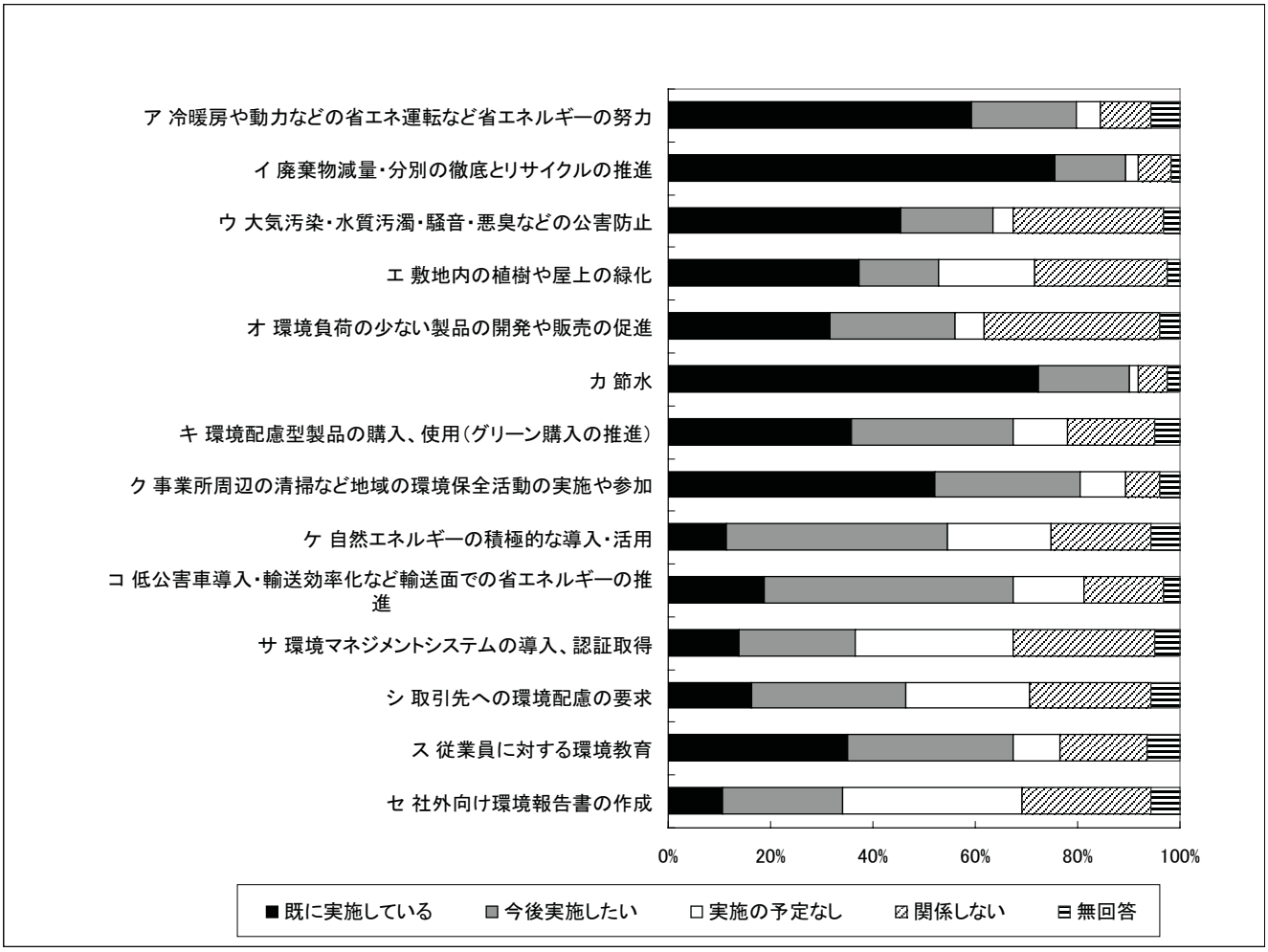

第３節　環境行政のあゆみと機構

１　環境行政のあゆみ

(1)　環境保全行政

［昭和 40 年代］

国において公害対策基本法が制定された昭和 42 年に、本市においては企画室開発課に公害係が新設され、公害問題への対応が開始されました。そして翌年には、交通問題と併せて対応する交通公害課が新設されました。

昭和 44 年には、公害に対する初めての規制である騒音規制法の地域指定を受けるとともに、県においても公害防止条例が制定され、水質、大気についても規制が開始されました。

本市でも、年々大きくなる公害問題を総合的にとらえ対処するため、昭和 46 年に民生部公害課、公害研究室を新設し、体制の整備を図りました。

この頃、琵琶湖の重金属やＰＣＢ汚染が問題となったことから、これら使用工場の実態調査を行うとともに、公害対策調査会を設置し、その健康部会において母乳調査や住民検診を実施しました。

このような背景から、昭和 48 年に大津市環境保全基本条例を制定、昭和 49 年には大津市の生活環境の保全と増進に関する条例（生活環境条例）を、昭和 50 年には大津市の自然環境の保全と増進に関する条例（自然環境条例）を制定し、環境問題全般にわたって対策をスタートさせました。

［昭和 50 年代］

昭和 51 年に市内大手企業と公害防止協定を締結し、対策の強化を図りましたが、昭和 52 年に琵琶湖に赤潮が発生し、生活排水対策など水質汚濁防止対策が急務となってきました。

市では琵琶湖の浄化は河川からと、河川浄化対策を開始しました。

昭和 55 年には市独自の河川の水質汚濁に係る環境上の基準を設定し、8 河川に類型指定を行いました。さらに、河川野外教室の開催、基準表示看板の設置、河川の親水化工事等を行いました。

しかし、昭和 58 年 9 月、琵琶湖南湖で水の華（アオコ）が発生し、予断を許さない状況となってきました。

また、昭和 58 年には全国的にトリクロロエチレン等有機塩素系化合物による地下水汚染が発見され、ハイテク産業等からの未規制物質汚染や有害物質の地下浸透等が問題となりました。本市においても 2 地域で基準を超える地下水汚染が確認され、現在も一部地域で継続調査を行っています。

一方、これらの公害防止対策にとどまらず、「やすらぎ」や「うるおい」という言葉に代表される快適な環境の創造を求める声が大きくなってきました。このため、市では、昭和 60 年 3 月に国の指定を受けてアメニティ・タウン計画“煌めき大津”を策定しました。

［昭和 60 年代～平成 12 年度］

昭和 60 年 1 月、史上 2 番目の琵琶湖の異常渇水を記録しました。

同年 4 月には琵琶湖に水質汚濁に係る窒素、りんの環境基準が設定され、水質汚濁防止法に基づく窒素、りんの規制が開始されました。また、12 月には湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定されました。

本市は、昭和 61 年に水質汚濁防止法の政令市に指定され、工場等の規制体制を強化しました。

また、河川美化を各団体が連携して推進するため、昭和 61 年 3 月に河川愛護団体連合会が発足し、構成団体は平成 22 年 8 月現在、43 団体となっています。

一方、大気汚染に関しては、昭和 63 年の京滋バイパスの開通に伴い大気汚染監視局が設置され、テレメータ監視が開始されました。

さらに、平成 2 年度から環境学習推進事業の充実を図り、子どもたちのリーダーを養成する「大津こども環境探偵団」を発足させ、市民を対象にした「環境塾」を開講し、「身近な環境調査員」による周辺環境の調査を開始しました。また、平成 3 年 1 月には雄琴、下阪本地域で市民参加による「ヨシ刈り」「ヨシ焼き」「ヨシたいまつ点火」を実施するなどヨシ保全事業に着手し、現在では、真野、堅田、雄琴、下阪本、膳所、晴嵐、瀬田南の 7 学区 10 地域でこれらの活動が展開されています。

そして、都市生活型公害や地球環境問題などの新たな課題に対応するため、大津市環境審議会の答申を得て、平成 7 年 9 月、旧「大津市環境保全基本条例」を全部改正し、「大津市環境基本条例」を制定しました。さらに、これを受けて、新たな環境保全施策を推進するため、平成 10 年 9 月に「大津市の生活環境の保全と増進に関する条例」の全部改正を行いました。

また、平成 5 年度から実施した環境資源調査等の基礎調査結果をとりまとめて、平成 9 年度から環境基本計画の策定に着手しました。平成 9 年 12 月には大津市環境施策推進本部（本部長：助役）を設置し、庁内の策定体制を整備するとともに、平成 10 年 3 月に環境審議会に「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」諮問し、平成 11 年 3 月に答申を得て、同月に「大津市環境基本計画」を策定しました。また、あわせて「大津市環境配慮指針」及び「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」を策定しました。

さらに、平成 12 年 3 月には、地球環境保全施策を推進するための行動計画として、『アジェンダ 21 おおつ』を策定するとともに、平成 13 年 3 月に「地球温暖化対策実行計画」「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 2 次計画」を策定しました。

［平成 13 年度以降］

平成 13 年度は、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」第 25 条に基づき、ばい煙対策及び有害大気汚染物質対策としての「大気環境負荷低減計画」を策定する必要から、平成 13 年 3 月に策定した「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 2 次計画」にこのばい煙及び有害大気汚染物質についての排出量や使用量の削減対策を盛り込み、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 3 次計画」として策定しました。

また、平成 13 年 12 月には、大津市生活排水対策の総合的な推進に関する指針ともいえる「大津市生活排水対策推進計画」を策定しました。

平成 18 年度には、志賀町との合併や、計画期間の終了に伴って「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 3 次計画」を見直して「環境にやさしい大津市役所率先実行計画第 4 次計画」として策定しました。また「大津市生活排水対策推進計画」についても、志賀町との合併等を踏まえて計画の見直しを行いました。

平成 20 年 1 月には、環境への負荷の少ない持続可能な社会の実現のため、あらゆるライフステージで主体的に責任ある行動を実行していく「環境人の育成」をめざした「大津環境人を育む基本方針」を策定しました。

平成 21 年 3 月には、「大津市路上喫煙等の防止に関する条例」が議会での議決を経て制定され、同年 7 月 1 日から施行されました。この条例は、市内全域において屋外の公共の場所での喫煙を防止し、市民等の身体・財産への被害の防止、健康への影響の抑制、たばこの吸殻の投棄防止を図り、市民等の安心かつ安全で健康な生活の確保、まちの美観の保全に寄与することを目的としています。

平成 22 年 3 月には、「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」を改正し、同年 10 月 1 日から埋立て等の許可が必要な区域を旧志賀町区域から大津市全域に拡大しました。

(2) 廃棄物行政

［昭和 40 年代］

高度経済成長による経済活動の拡大や人口増加に伴いごみ量が増加し、昭和 45 年、清掃法にかわり「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）が制定されました。従来、清掃事業は市町村の固有事務とされていましたが、これ以後、産業廃棄物は排出者の自己処理責任に、一般廃棄物は市町村の固有事務とされました。本市においても、昭和 47 年に「大津市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を制定し、昭和 48 年 4 月には環境整備部環境整備課を設けて廃棄物問題全般にわたる対策を強化しました。

［昭和 50 年代］

引き続きごみ量が増加するとともにごみ質も変化し、一方、ごみ処理施設の建設が困難であったこともあり、昭和 52 年 9 月に大津市議会で「ごみ非常事態宣言」が決議されました。この決議を受けて、同年 12 月に大津市・志賀町清掃センター組合（昭和 62 年 4 月に「大津市・志賀町行政事務組合」に名称変更）を設立、また、昭和 53 年 3 月には、（財）大津市産業廃棄物処理公社を設立し、最終処分場やごみ焼却施設の整備に努めてきました。

昭和 56 年 5 月には市民、事業者、市が連携してごみ減量とリサイクル意識の高揚等を推進することを目的に「ごみ減量と資源再利用推進会議」が発足し、市民ぐるみの運動と新ごみ処理体系による劇的なごみ減量をみることができました。

［昭和 60 年代～平成 12 年度］

昭和 60 年以後の好景気においては、人口増加等に伴うごみ量の大幅増加に加えて、廃家電、バッテリー、カセット式ボンベ、タイヤ、スプリング入りマット（ベット）等の適正処理困難物、耐久消費財排出量の増加、放置自動車、ダイオキシン問題等、多様な課題が続出しました。

昭和 63 年 3 月に大津市清掃工場建替えを完了して分別収集体系の一部手直しを行うとともに、平成元年 3 月には大津市・志賀町行政事務組合クリーンセンター焼却施設を完成しました。

平成 3 年 4 月には、廃棄物の排出抑制と資源の再利用促進を理念として「再生資源の利用の促進に関する法律」が新たに制定され、同年 10 月には廃棄物処理法が全面改正されるなどをうけて、本市においても、平成 6 年 6 月「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定し、これに基づき、適正な廃棄物処理を進めています。同年 8 月には、大田廃棄物最終処分場を供用開始しました。

平成 7 年 3 月には「大津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」を制定し、放置自動車の処理を行っています。

平成 7 年 12 月の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」の施行を受けて、平成 8 年 10 月には大津市分別収集計画を策定し、平成 10 年 4 月からペットボトルの分別収集を開始しました。

平成 12 年 4 月からは「びん・ペットボトル」「かん」の収集については、中身の見える袋（透明袋）による排出に切替え、びんは無色透明と有色びんに分別して収集することとしました。

平成 12 年 5 月には家庭から出る生ごみの減量化対策として、自家処理の活用を促進するための「生ごみ処理機購入補助制度」を創設しました。

平成 13 年 3 月には廃棄物処理法に基づき、平成 13 年度を初年度とする向こう 10 年間の「ごみ処理基本計画」を策定しました。

［平成 13 年度以降］

平成 13 年 4 月より 全市において、大型ごみを除く すべてのごみ排出に対して指定透明ごみ袋制を導入し、ごみ減量に努めました。また、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行に伴い家電 4 品目(テレビ・冷蔵庫・洗濯機・エアコン)については製造者による引取りシステムが開始されました。併せて家庭系・事業系のごみの搬入に際して手数料の引き上げも行いました。

平成 15 年 1 月からは、同時収集していた「びん」と「ペットボトル」の再資源化効率を高めるために単独収集としました。平成 15 年 10 月からは、家庭用パソコンの製造者による引取りが開始されました。

平成 19 年 2 月からは、「プラスチック製容器包装」の中の袋類、パック・カップ類、ボトル類の 3 品目について分別収集を開始し、資源化を行いました。

平成 20 年 1 月からは、環境への負荷を減らすリサイクル等とごみ減量の推進に取り組み、資源循環型・低環境負荷型の社会をさらに推進していくため、大型ごみの収集方法を無料定期収集より戸別有料収集方式へと変更しました。また併せて、事業系のごみの搬入に際して手数料の引き上げを行いました。

平成 21 年 10 月からは、「プラスチック製容器包装」の分別収集の範囲を拡大し、「プラマーク」のあるもの全てを収集対象品目とし、資源化を行っています。

主な環境関係行政組織図

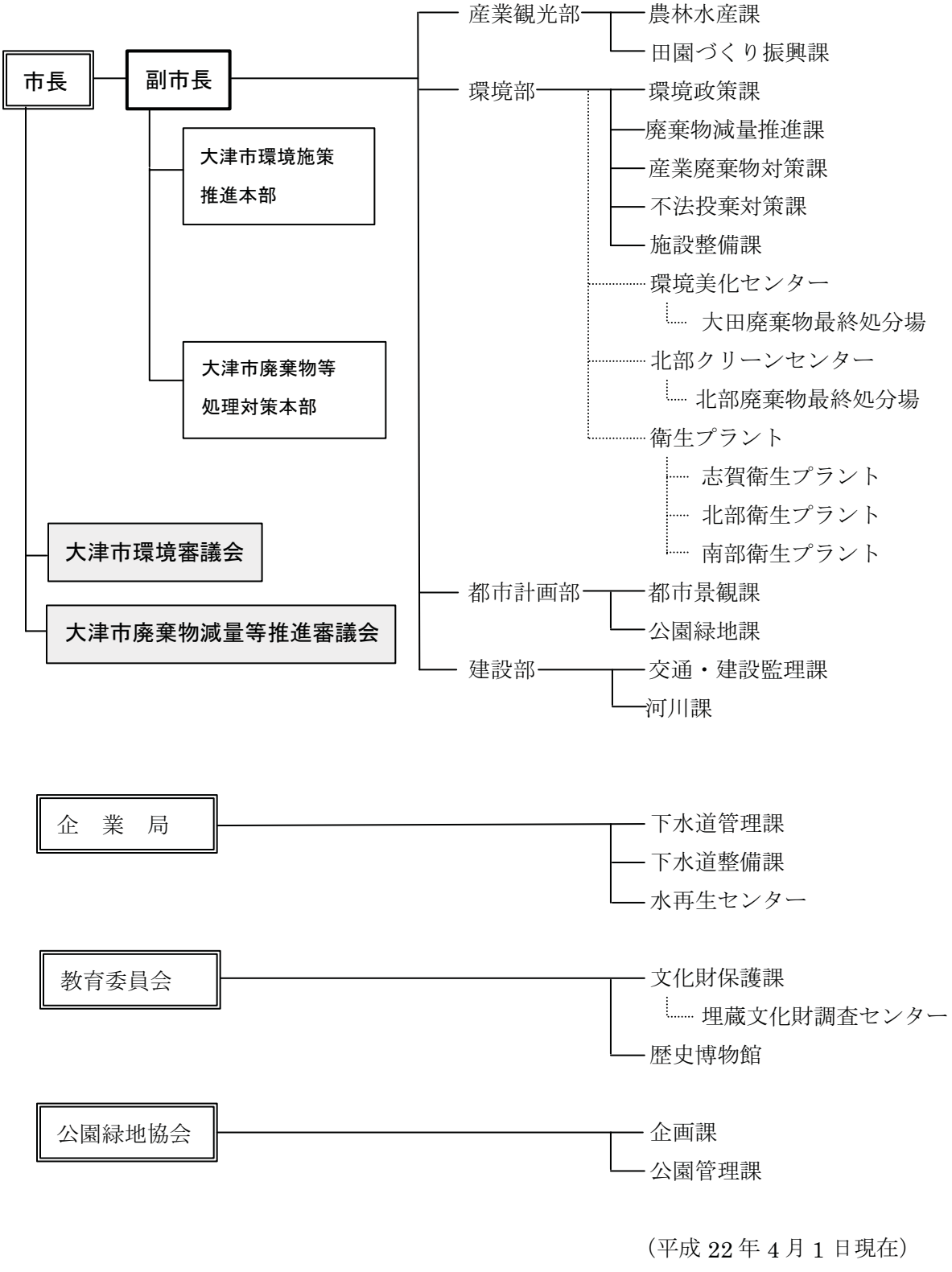

（平成 22 年 4 月 1 日現在）

第４節　環境の保全と創造に関する条例

１　大津市環境基本条例

平成７年９月、昭和 48 年に制定した「大津市環境保全基本条例」を全面的に見直し、「大津市環境基本条例」を制定しました。これは、都市化の進展や近年のライフスタイルの変化に伴う 都市生活型公害や地球環境問題などの新たな問題に対応するためのもので、今後の環境施策推進にあたっての基本理念、市、市民、事業者の責務、基本的施策の推進、環境基本計画の策定、環境配慮の推進及び推進体制の整備等を定めています。

環境基本条例の体系

前文

豊かな自然や悠久の歴史と文化などの地域特性を生かした快適なまちづくりに努めるとともに、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な都市を実現し、これを将来の世代に引き継ぐことを目指して、環境基本条例を制定する。

第１章　　総則

- 第１条　目的
  - 環境保全施策の総合的推進により、市民の健康で文化的な生活の確保に寄与する。
- 第３条　基本理念
  - ①健全で恵み豊かな環境の将来にわたっての維持
  - ②人の健康の保護、生活環境並びに自然環境の保全
  - ③生物の多様性の確保、多様な自然環境の体系的保全
  - ④地域の個性を生かした快適なまちづくりの促進
  - ⑤環境への負荷の少ない社会への構築
- 第4条　市の責務
  - 基本的かつ総合的施策の策定及び実施
  - 率先した取り組み、市民、事業者に対する支援
- 第５条　市民の責務
  - 日常生活に伴う環境負荷の低減
  - 良好な環境保全と創造への積極的取り組み
- 第６条　事業者の責務
  - 事業活動に伴う環境保全上の支障の防止
  - 環境負荷の低減
  - 市民活動への協力

第２章　　良好な環境の保全と創造に関する基本的施策

- 第７条　環境基本計画
  - 良好な環境の保全と創造に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
- 環境上の基準
  - 第８条　環境上の基準の策定
- 環境への配慮
  - 第9条　環境配慮指針の策定
  - 第10条　市の施策策定時の配慮
  - 第11条　環境監査の促進
- 良好な環境の保全と創造を推進するための施策
  - 第12条　環境教育、学習の振興
  - 第13条　市民活動の促進
  - 第14条　情報の提供
  - 第15条　調査研究体制の整備
  - 第16条　報告書の作成等
- 地球環境保全に関する地域行動計画等
  - 第17条　地域行動計画
  - 第18条　国際的な情報交換等

第３章　　環境審議会

- 第 19 条　審議会の設置

第４章　　雑則

- 第 20 条　推進体制の整備

２　大津市の自然環境の保全と増進に関する条例

自然環境の保全と増進を図ることを目的として、昭和 50 年 3 月、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」を制定しました。

この条例では、市、市民、事業者の責務をそれぞれ定め、市長の責務としてあらゆる施策を通じて良好な自然環境の保全等に努め、市民の快適な生活を確保しなければならないとしています。

また、市民、事業者の責務として、自然環境の保全等に関する認識を高め、自ら自然環境の保全等に努めなければならないとしているほか、保護樹木・保護樹林の指定や緑化の推進などを規定しています。

３　大津市生活環境の保全と増進に関する条例

環境基本条例の理念に即して今日的な環境問題への対応を図るとともに、環境法令との整合、環境汚染防止技術の向上等に伴う見直しを図るために、平成 10 年 9 月、「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」（昭和 49 年 2 月制定）の全部改正を行いました。

特定事業等の環境配慮指針による環境配慮の推進、工場・事業場の環境管理システム整備の推進、有害化学物質対策の強化、地球環境問題への対応等の新たな施策を規定しており、平成 11 年 6 月に施行されました。

４　大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例

廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて環境の美化を推進することにより、より良い快適環境の創造と地球環境の保全及びリサイクル社会を実現することを目指して、平成 6 年 6 月、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」を制定しました。

第５節　総合的な環境施策の推進

１　大津市国土利用計画等における環境保全のしくみ

国土利用計画は、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を目的として策定されるもので、第四次大津市国土利用計画は、国土利用計画法第 8 条の規定に基づき、大津市総合計画基本構想に即して、平成 18 年 12 月に大津市議会で議決されました。

大津市の恵まれた自然環境を保全し、さらに良好な都市環境を創造するという観点から、適正かつ合理的、総合的な土地利用を進めることが求められており、この観点から、市域を自然的地域（森林地域、田園地域）、都市的地域（既成市街地、再生市街地、進行市街地、新市街地）、湖岸地域、歴史的地域に区分し、それぞれにおける土地利用の基本方針を定めています。

土地利用に関する計画と環境関係法令等

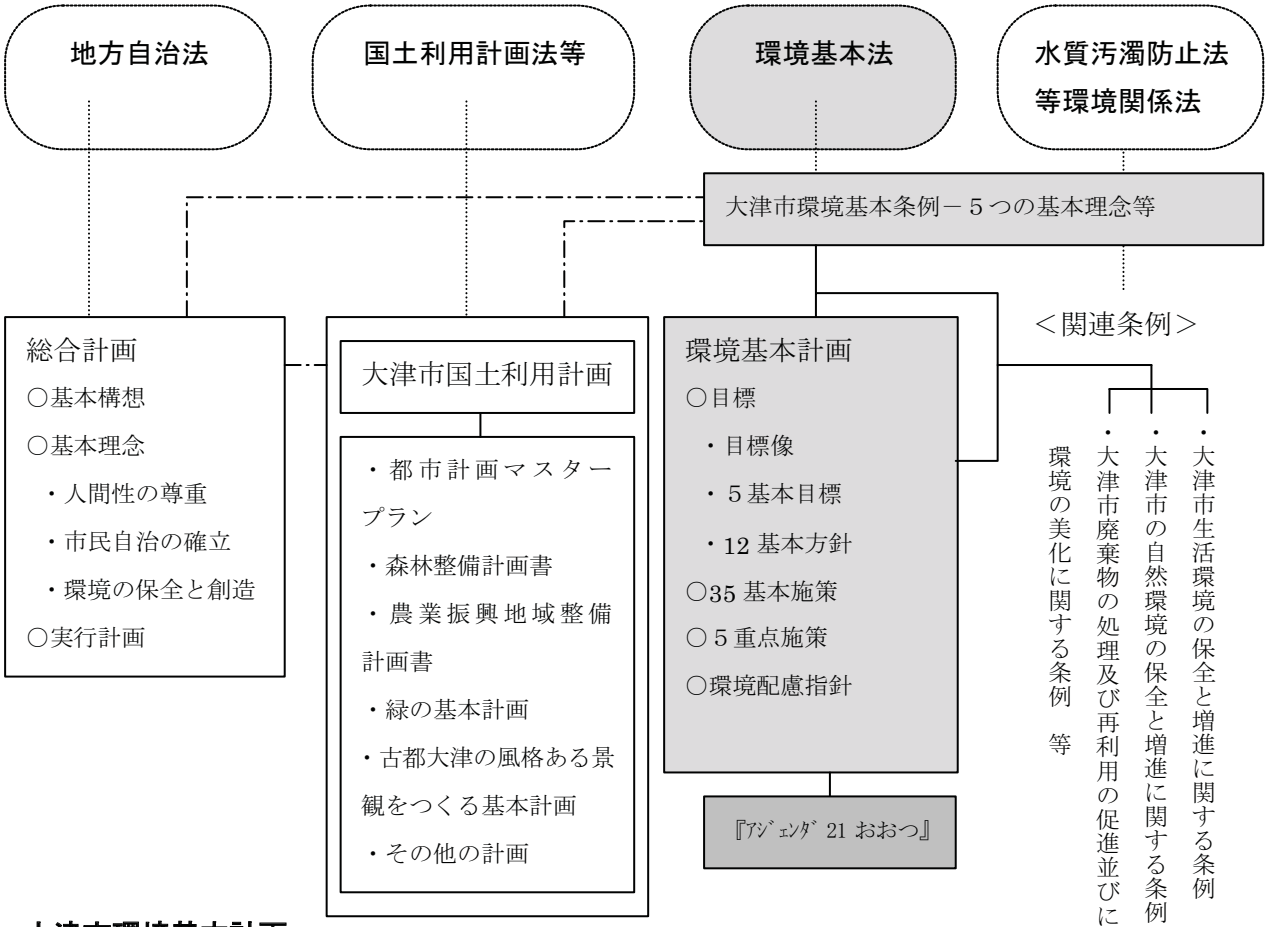

２　大津市環境基本計画

大津市環境基本条例第７条に、良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を策定することを定めています。市では、庁内に大津市環境施策推進本部を設け検討し、市民、事業者の意見を聴き環境審議会の答申を得て、平成 11 年３月に本計画を策定しました。

計画の概要は次のとおりです。

環境基本計画の体系

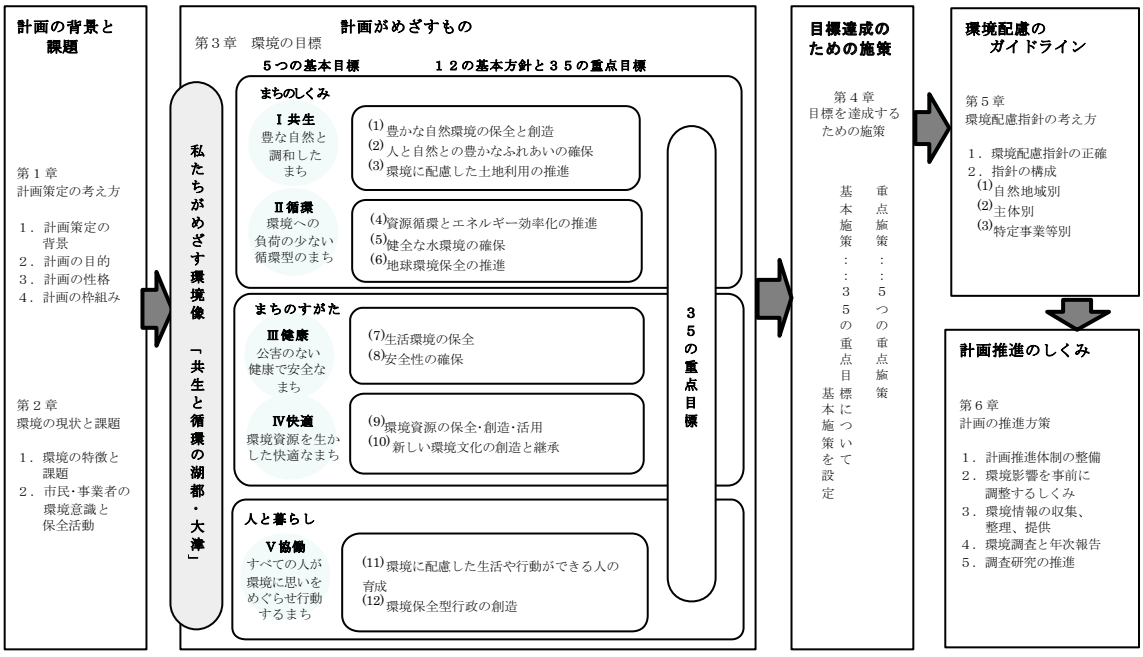

(1) 計画の性格と目的

大津市総合計画基本構想を環境面から実現するために、総合計画基本構想及び基本計画に示された施策を環境の視点を通して関連性を持たせ、総合的、計画的に推進するものであり、大津市環境基本条例第7条に基づき策定したものです。

(2) 計画の特徴

ア　環境に係る全ての施策が35の基本施策の中に体系化された総合的な計画です。

イ　基本施策に合計56の＜施策推進の指標＞を設け、施策推進の状況を把握します。

ウ　望ましい環境づくりのために特に重要な課題について5つの重点施策を設けています。

エ　市民、事業者、市が日常生活や事業活動で環境配慮を進めるための「環境配慮指針」の策定を基本計画に位置付けた行動型の計画です。

(3) 計画の枠組み

ア　自然環境、生活環境、快適環境、地球環境を対象としています。

イ　大津市のすべての市民、事業者、市が計画を推進する主体です。

ウ　対象地域は、大津市全域です。

エ　計画の期間は平成11年度から22年度までです。

(4) 計画の概要

ア　わたしたちが目指す環境像と５つの基本目標

私たちが目指す環境像として「共生と循環の湖都(まち)・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、これを実現するために、「共生」「循環」「健康」「快適」「協働」という5つの基本目標を設けています。

私たちが目指す環境像と５つの基本目標

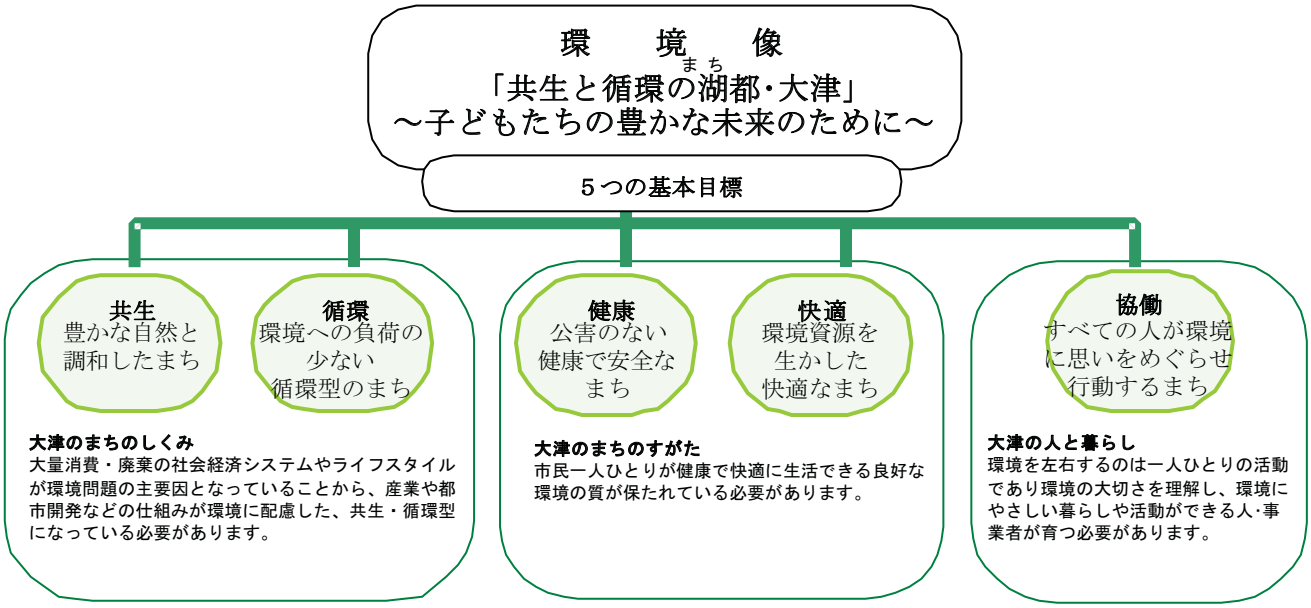

イ　基本方針と重点目標

5つの基本目標を達成するために、12の基本方針と35の重点目標を設けています。

ウ　基本施策と重点施策

重点目標を達成するために、35の基本施策を推進します。

さらに、特に重要な課題について各主体の協働により重点的に取り組むために、5 つの重点施策を推進します。

○生き物を育む“生物生息空間(ビオトープ)の創造”

○環境への負荷を減らす“リサイクル等とごみ減量の推進”

○琵琶湖を守る“川すじコミュニティの創造”

○豊かさを実感できる“緑のネットワークの形成”

○みんなが考え行動する“環境パートナーシップの推進”

エ　環境配慮指針の策定

市民、事業者、市の各主体が日常生活や事業活動の中で環境に配慮すべき事項を示した「環境配慮指針」を策定することとし、その考え方を示しています。

オ　計画の推進

市民、事業者、市のパートナーシップにより、積極的に計画を推進します。

(5) 施策推進の指標の状況

基本施策に設けた＜施策推進の指標＞の状況を資料編にまとめて掲載しました。

3　大津市環境配慮指針【自然地域別・主体別編】

環境配慮指針【自然地域別・主体別編】は市民、事業者、市が環境基本計画の趣旨にのっとり、日常生活や事業活動において自主的、積極的に環境に及ぼす影響を少なくするための行動指針であり、市民、事業者の意見を聞いて、平成 11 年 3 月に策定しました。

(1) 指針の特徴

ア　環境への負荷の少ない土地利用を進めるための【自然地域別編】と、市民、事業者、市が日常生活や事業活動等で自主的、積極的に配慮を行うための【主体別編】で構成されています。

イ　環境基本計画の 12 の基本方針に沿って、各主体が配慮すべき事項を示しており、どの項目からでも環境配慮が進められるものとなっています。

ウ　各主体が配慮指針を活用するための＜活用ガイド＞を示しています。

(2) 指針の概要

ア 自然地域別環境配慮指針

市民の日常生活、事業者の事業活動、市の事業実施の基盤となる土地の利用において、市域の自然・土地特性に応じた環境への負荷が少ない適正な利用を行うことができるよう、「森林地域」「田園地域」「都市的地域」「湖岸地域」の 4 つの自然地域別に【地域の特性と環境保全上の課題】、【環境配慮の基本方向】、【目標別の配慮事項】を示しています。

イ 主体別環境配慮指針

市民、事業者及び市が、環境に与えている負荷や環境からの恵みなど人と環境との関わりを理解し、それぞれの立場で、自主的、積極的に環境配慮を行っていくための指針を示しています。

環境配慮指針の体系

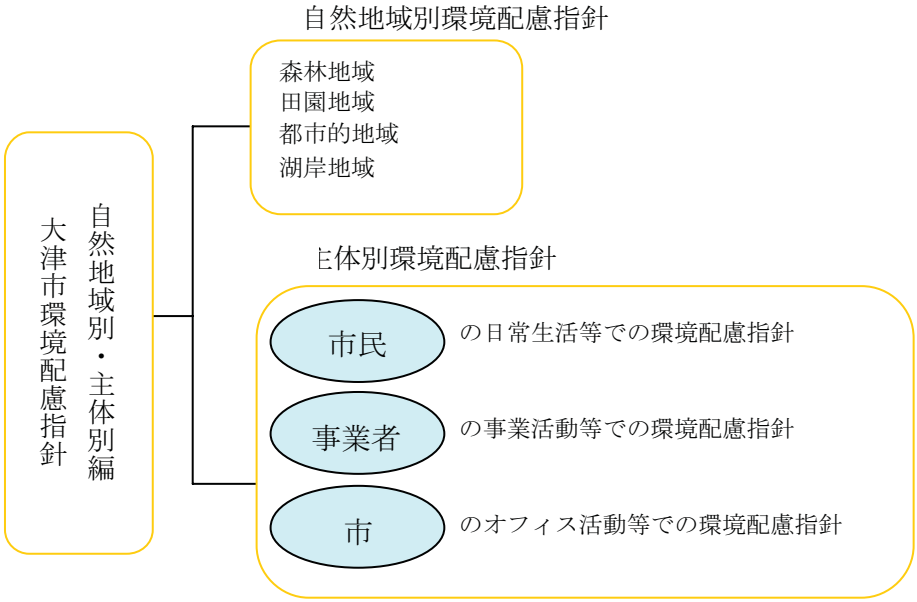

(3) 指針の活用

自然地域別配慮指針は、市民、事業者、市が日常生活や事業活動を行う際の基礎的な指針として活用します。

主体別環境配慮指針は、環境学習の基礎資料として、日常生活における環境配慮の状況をチェックするために、また、環境管理システムの考え方を参考にして家族で話し合い、できるところから環境配慮を進めるために活用します。また、事業活動においては、環境配慮の状況をチェックしたり、環境配慮システムを整備するために活用します。

環境配慮行動の取り組み方

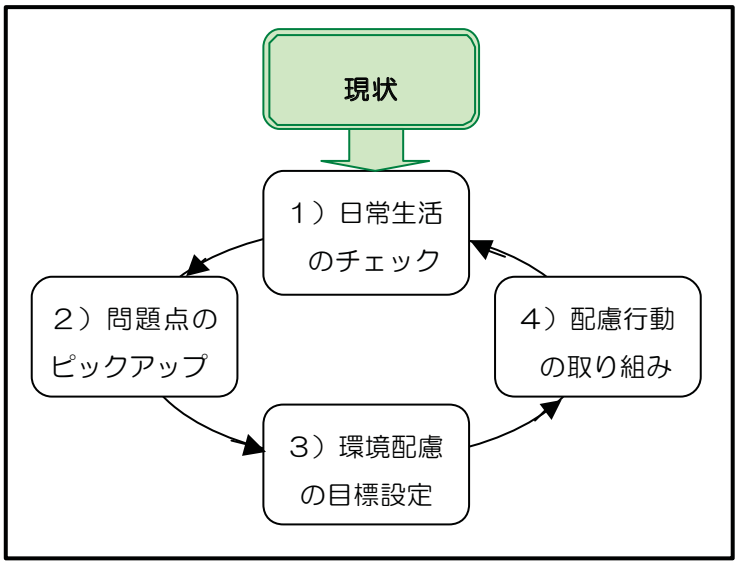

4 『アジェンダ 21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）

市では、環境基本計画の考え方に基づき地球環境の保全に取り組んでいくため、市民、事業者の参加を得て検討会を設置して協議を重ね、平成 12 年 3 月に『アジェンダ 21 おおつ』(大津市地球環境保全地域行動計画)を策定しました。「アジェンダ 21」とは 21 世紀に向けた地球環境を守るための課題(アジェンダ)という意味です。

(1) 私たちが目指す環境像

素晴らしい地球を子どもたちに引き継ぐことを目指して、環境像として「共生と循環の湖都(まち)・大津～子どもたちの豊かな未来のために～」を掲げ、この実現を目指します。これは、環境基本計画に掲げる環境像と同じです。

(2) 計画の目標

取り組みの総合的な目標(総合目標) として、次の目標を掲げています。

- 市民一人当りの二酸化炭素排出量を、2010 年度において 1990 年度排出量より 6%削減する
- その他の温室効果ガスについては、可能な限り削減に努める

また、個々の取り組みを推進する際の具体的な目標(行動目標)は、取り組み内容に応じて別に定めます。

(3) 取り組みの内容

次の 5 つのテーマについて取り組みます。

それぞれについて、【すぐに取り組む】内容と【じっくり取り組む】内容、及び【各主体の行動】を示しています。

(1) エネルギーのむだづかいをしない
(2) 自動車の使いかたを考え、歩いたり自転車の利用を心がける
(3) ものを大切に使いごみを減らす
(4) フロンを回収しオゾン層を守る
(5) 琵琶湖と生きものを守る

(4) パートナーシップで進めるリーディング事業

現在行われている活動を核としながら 6 つの事業を進めます。

○ 省エネルギー型ライフスタイルと事業活動の推進
○ グリーン商店街・店舗づくり
○ おいしい食べ物循環システムづくり
○ エコドライブの推進
○ 地域かんきょう学校づくり
○ 特定フロン等を出さないしくみづくり

(5) 「おおつ環境フォーラム」の設立

市民・事業者・行政のパートナーシップによる環境づくりが不可欠なことから、平成13 年 12 月に「おおつ環境フォーラム」が設立され、現在 9 つのプロジェクト、4 つの学習研究グループ、業務委員会等で積極的な保全活動が推進されています。

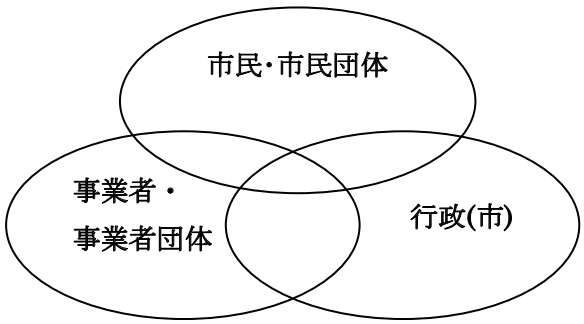

5　関連する主な計画

(1) 大津市都市計画マスタープラン

平成19年3月に「大津市都市計画マスタープラン」を策定しました。これは、大津市総合計画基本構想及び大津市国土利用計画をふまえて、まちづくりの理念と目標、目指すべき都市像、都市整備の方針を全体構想とするとともに、地域ごとのまちづくりの目標や基本方針を示す地域別構想として定め、各分野ごとにまとめたものです。まちづくりの理念として「自然の力の保全・再生」、「まちの力の継承・創造」、「ひとの力の育成・連携」を掲げ、目標の一つとして古都にふさわしい自然景観と歴史景観を次代へ継承していくため、市民が誇れる自然的・歴史的資源を維持・保全そして活用していくことにより環境共生都市の実現を目指すこととしています。

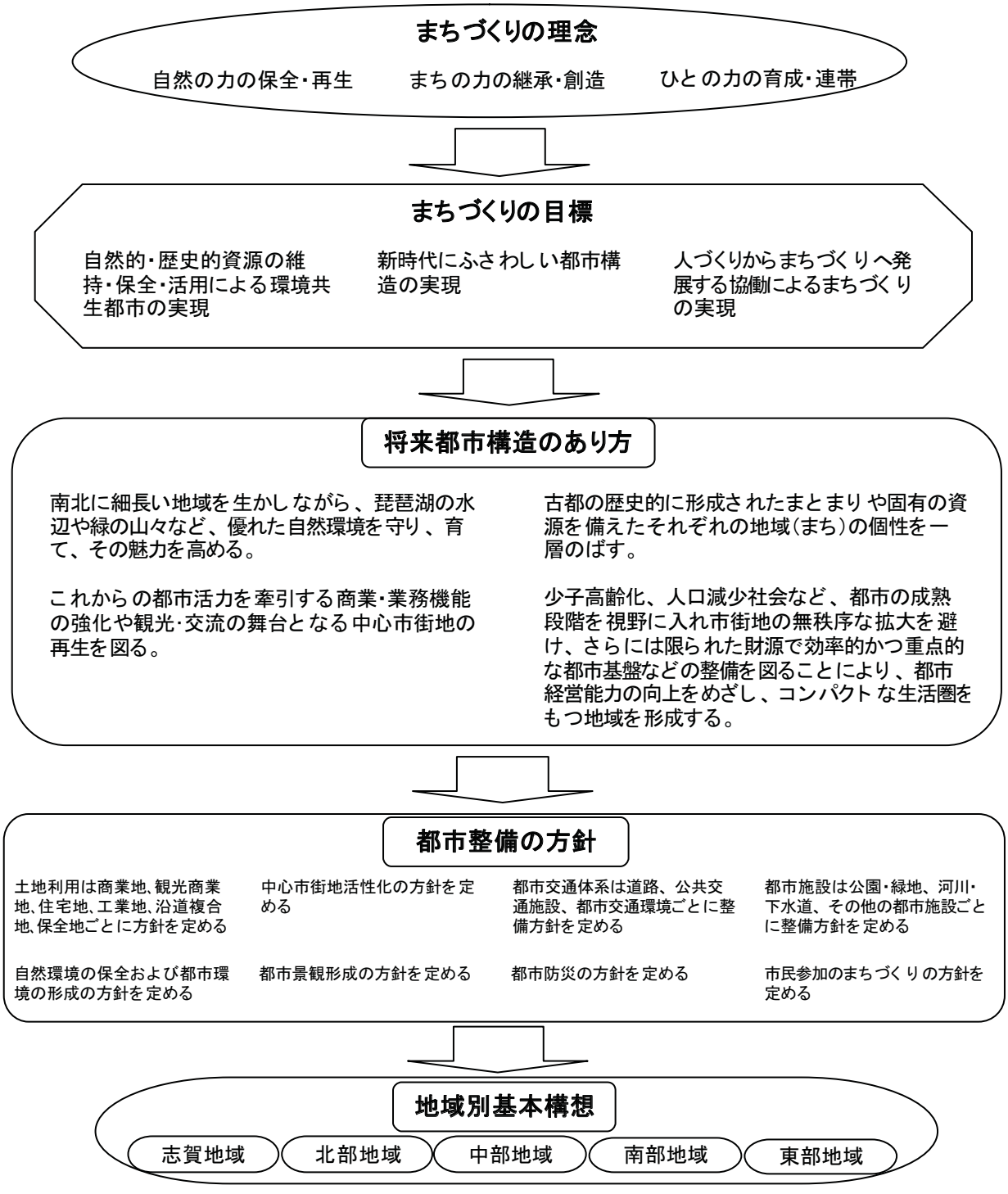

(2) 大津市緑の基本計画

都市緑地法第4条に基づき、豊かな自然と歴史や、暮らしに息づくまちの緑を市民ひとりひとりの手で守り育み、未来へと継承していくことを目的に、平成9年3月に当初の緑の基本計画を策定し、平成15年10月、これを第2次緑の基本計画へと改定しました。

その後、緑に対する市民の新たなニーズや、安全・安心の視点から緑のあり方を見直す必要性が生じたことや、各法改正および古都保存法の適用などの背景から、平成20年7月に第3次緑の基本計画を策定しました。

第2次緑の基本計画を引継ぐ3つの基本目標「緑の骨格の保全」「都市公園等の拡充とネットワーク化」「花と緑のまちづくりの促進」に「緑化重点地区の計画拡充」を新たに加えた4つの基本目標を掲げ、更に緑豊かで快適なまちづくりを推進しています。

基本目標のイメージ図

(3) 大津市ごみ処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の規定により、長期的・総合的視野に立って計画的にごみ処理を推進するために、平成13年3月に平成22年度までの10年間を計画期間とする「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を策定し、計画策定から5年を経た平成18年3月には計画内容の一部を見直し、後期計画を定めました。この計画は、安全で衛生・快適な生活環境を目指して、市民・事業者・行政がパートナーシップの下で資源循環型・低環境負荷型のまちづくりに積極的に取り組み、快適なまちづくりを推進することを目指しています。

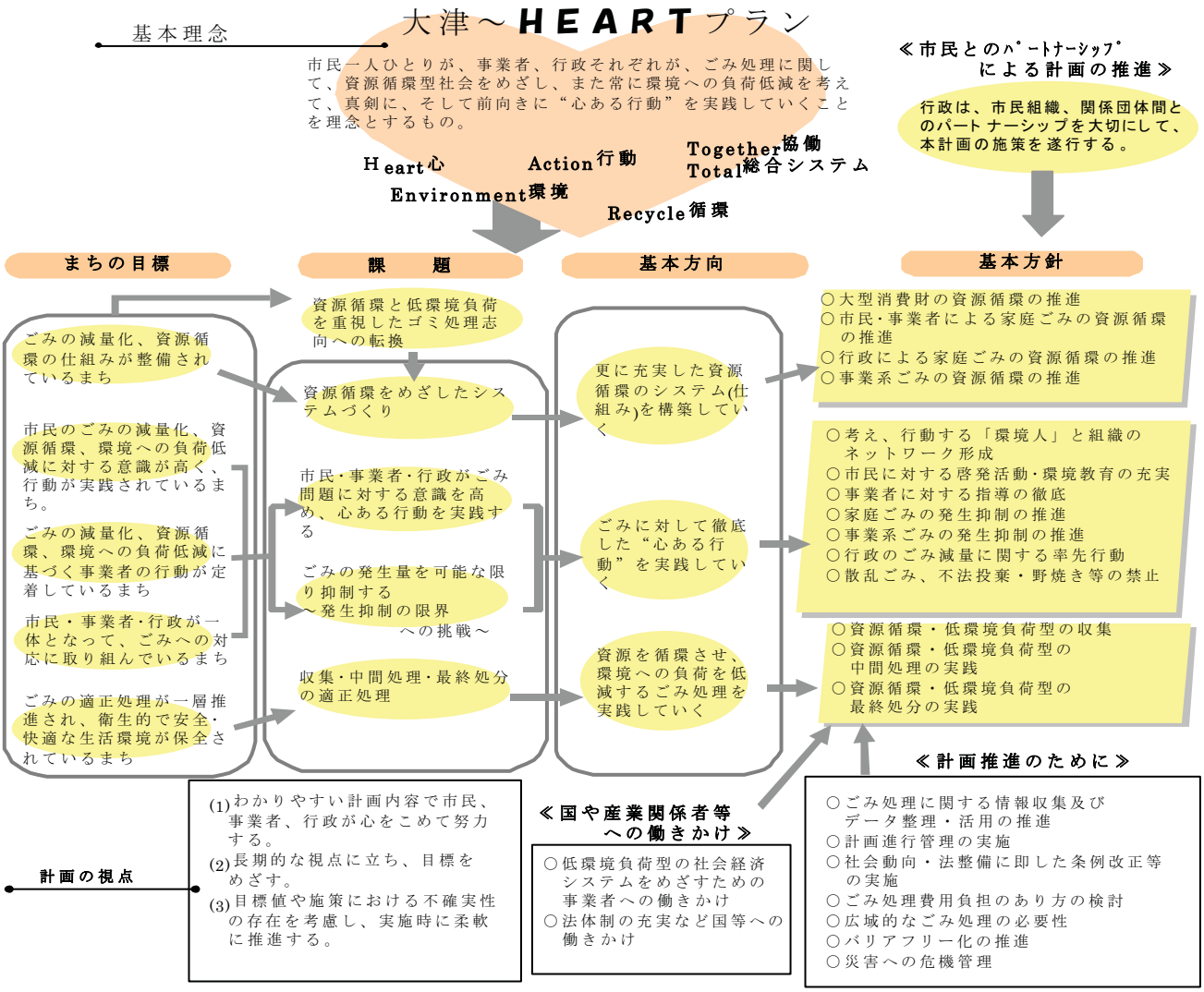

(4) 大津市生活排水対策推進計画

大津市の上位計画となる「大津市総合計画」や「大津市環境基本計画」、「滋賀県汚水処理施設整備構想」策定時における生活排水処理施設整備の基本方針などをふまえ、水質汚濁の要因となっている生活排水の対策の推進に関する施策を総合的に取りまとめた計画で、平成19年3月には中間年度を迎えたことや、志賀町との合併による区域の拡大、人口推計の見直し、生活排水処理形態別人口について計画と実績値との乖離などにより計画を見直しました。「河川の水質汚濁に係る環境(上の)基準の達成及び維持に努める」ことを目標としています。

(5) 大津市水環境基本計画

大津市では、これまで守り育ててきた川や溜池、琵琶湖などの豊かな「水環境」を活かした潤いと安らぎのある水辺空間の創出、そして環境に優しいまちづくりを進めています。そのための基本的な考え方や方策を示した「大津市水環境基本計画」を平成18年3月に策定し、旧志賀町との合併をふまえ、同年10月に見直しました。

また、計画に掲げる基本理念の実現をめざし、「だれが・いつ・どこで・何をするのか」を具体的に示した行動計画を策定し関連事業の推進を図ってきました。今年度は、平成21年3月に策定した第1期行動計画の成

果を取りまとめ、公表を行うとともに、平成22年度から始まった第2期行動計画の進捗管理に努めていきます。
(43)

基本理念・基本方針の概念図

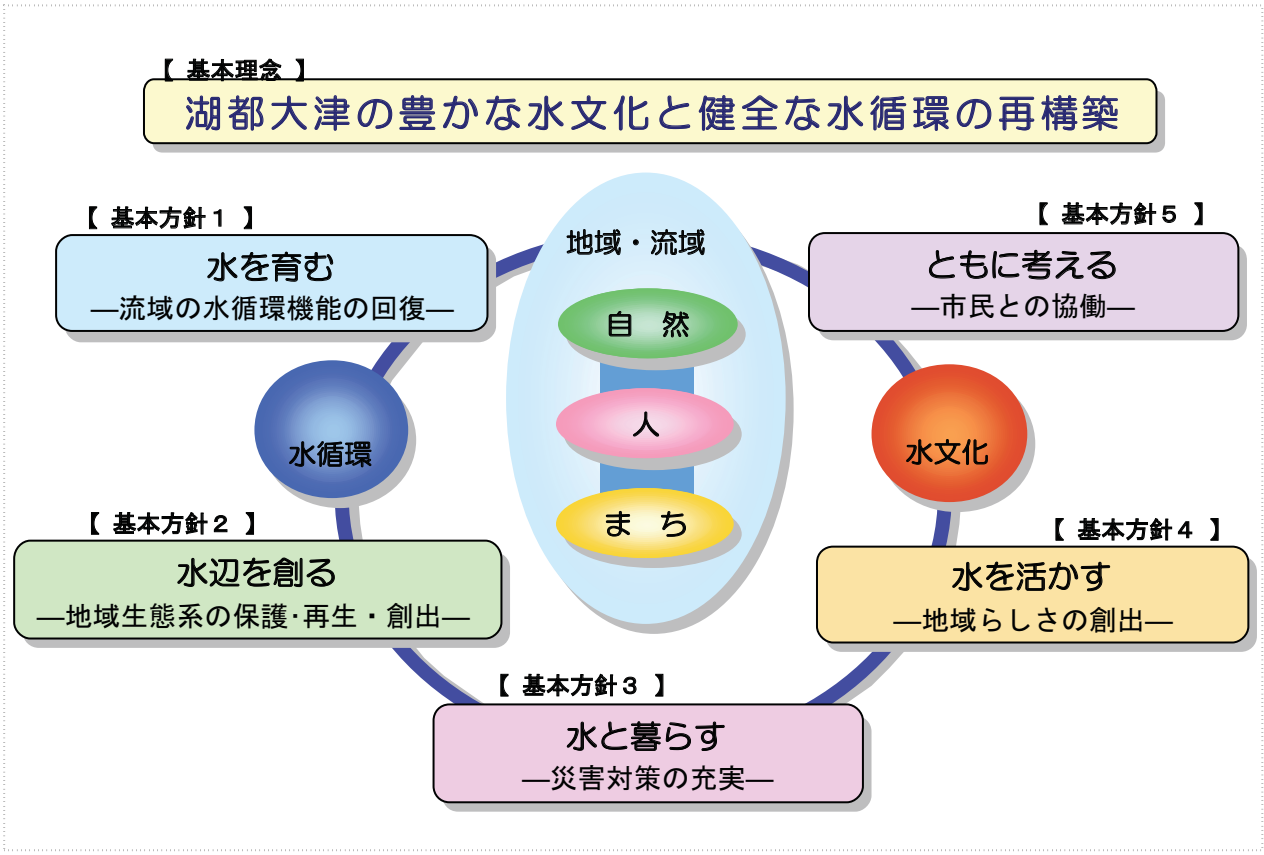

基本方針１　流域の水循環機能の回復－水を育む－

目標①流域全体での水源涵養機能の回復・向上　　目標②適正な土地利用の推進
目標③完全な水の確保　　目標④水の効率的な利用の推進

基本方針２　地域生態系の保護・再生・創出－水辺を創る－

目標①水域・水辺の保護・再生・創出
目標②水辺生態系と生物の生息場所の保護・再生・創出

基本方針３　災害対策の充実－水と暮らす－

目標①総合的な治水・水害対策　　目標②災害時対策

基本方針４　地域らしさの創出－水を活かす－

目標①親水空間の確保　　目標②景観への配慮　　目標③水文化の継承・創出

基本方針５　市民との協働－ともに考える－

目標①市民意識の醸成　　目標②市民・事業者の活動の推進
目標③教育・研究機関との連携　　目標④行政間の連携

６　大津市環境審議会

環境の保全と創造に関する施策を策定し、推進していくためには、環境問題の広がりに応じた多方面にわたる専門的知識や多角的な判断が必要となってきます。そのために市長の諮問機関として、昭和47年7月に公害対策審議会が発足しました。

その後、昭和 48 年の環境保全基本条例の制定に伴いこれを改組して、昭和 49 年 2 月に環境審議会が発足し、平成 7 年 9 月に環境基本条例を制定したことに伴い、同条例第 19 条に位置付けられたものとなっています。

環境の保全に関し識見を有する 20 人以内の委員で組織され、環境基本条例施行以降、「大津市の生活環境の保全と増進に関する事項の見直しについて」及び「大津市環境基本条例に基づく環境基本計画について」の答申を受けています。

7　大津市廃棄物減量等推進審議会

一般廃棄物の発生の抑制、再利用の促進等に関する事項について調査審議し、市長に意見を述べるため、「大津市廃棄物の処理及び再利用の促進並びに環境の美化に関する条例」第 17 条に基づき設置されています。学識経験者、市民のうち識見を有する者、事業者団体の推薦する者等計 15 人以内の委員で組織されており、平成 13 年 1 月には「大津市ごみ処理基本計画」を策定について答申を受け、平成 18 年 3 月には、同後期計画を策定についても、意見具申を受けています。

また、平成 20 年 1 月からの「大型ごみ戸別有料収集」への切り替えについても、意見聴取をしています。

さらに、平成 20 年 8 月より「大型ごみ以外の家庭ごみの有料化」について審議をしていただいています。

8　大津市環境施策推進本部

良好な環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本条例第 20 条に基づき、平成 9 年 12 月に設置したものです。

副市長を本部長として関係部課で組織し、「大津市環境基本計画」の推進に関すること、「環境にやさしい大津市役所率先実行計画」の推進に関すること、市の環境マネジメントシステムの構築等に関することについて、協議等を行っています。

大津市環境施策推進本部の体系　　（平成 22 年 4 月 1 日現在）

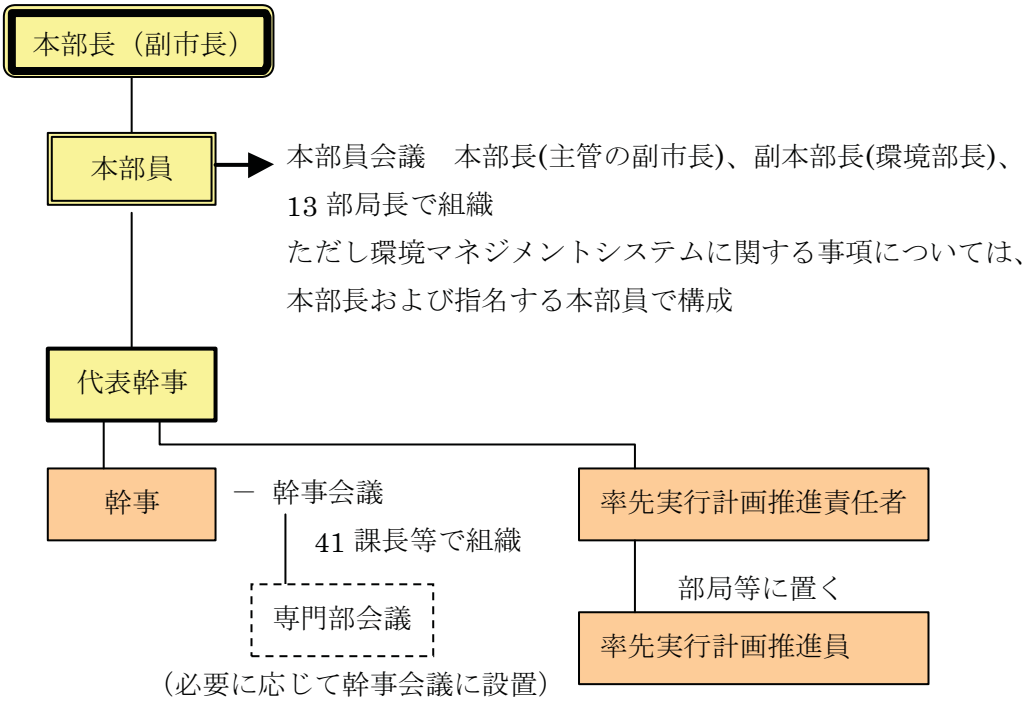

９　大津市廃棄物等処理対策本部

家庭、事業所等から排出される廃棄物の適正処理に関する施策を総合的に推進するため、昭和 55 年 10 月に設置したもので、平成 21 年 9 月に規則を改正し、「土砂等の適正処理に関する施策」を所掌事務に加えることとしました。

副市長を本部長、環境部長を副本部長に、13 関係部局長を本部員として組織しています。廃棄物の処理に係る基本計画及び実施計画の策定、廃棄物及び土砂等の適正処理の推進等について検討しています。

平成 21 年度は、「大津市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」の一部改正についても、審議しました。

１０ 大津市アスベスト対策本部

アスベストによる健康障害等が全国で発生していることに伴い、関係機関及び関係部局間の連携を密にし、本市におけるアスベスト対策を総合的かつ円滑に推進するために、平成 17 年 8 月 4 日に設置しました。

副市長を本部長に 13 関係部局長を本部員として組織し、主に次の事務を所掌しています。

①アスベストの使用実態の把握に関すること。

②市有施設における適切なアスベスト対策の推進に関すること。

③建築物解体時等におけるアスベストの飛散防止等の徹底に関すること。

④市民、事業者等へのアスベスト対策についての周知及び広報に関すること。

これまで、市有施設におけるアスベスト使用状況の把握及びアスベスト除去等の方針等について取りまとめなどを行いました。

１１　環境影響評価制度

環境に著しい影響を及ぼす恐れのある事業の実施に際し、その環境影響について事前に十分に調査、評価を行うとともに、その結果を公表して地域住民等の意見を聞き、十分な環境保全対策を講じ、環境影響を未然に防止しようとするものです。

(1)　国における制度

平成 9 年 6 月に環境影響評価法が制定され、11 年 6 月から全面施行されました。道路、ダム、鉄道、飛行場、発電所、埋立て・干拓、一般廃棄物及び産業廃棄物最終処分場、土地区画整理事業等の面的開発事業のうち、規模が大きく、環境影響が著しいものとなるおそれがある事業について環境影響評価手続の実施を義務付けています。

(2)　滋賀県における制度

滋賀県では、昭和 56 年 3 月に「滋賀県環境影響評価に関する要綱」を制定していましたが、平成 10 年 12 月に滋賀県環境影響評価条例が新たに制定され、平成 11 年 6 月に全面施行されました。この条例は、①早い段階からの環境への配慮の仕組みの導入、②複合開発事業の概念の導入、③住民参加の機会の充実、④事後調査の手続きの充実、⑤知事意見の反映を担保する手続きの導入を図ることなどが特徴となっています。

市内において、この環境影響評価の手続きが実施された事業は次表のとおりです。

なお、本市においては、環境影響評価専門委員会を設置し、専門的な事項について審議しており、その意見を受けて環境保全の見地から県知事に意見を提出しています。

環境影響評価の実施状況

事 業 名	規 模	
① 大津湖岸なぎさ整備事業	埋立て	18.5ha
② 大津港改修整備事業	埋立て	6.9ha
	しゅんせつ	18ha
③ 中央自動車西宮線改築事業(栗東～瀬田東)	道路改築	9.2km
④ びわこﾌﾟﾚｼﾞﾃﾞﾝﾄｺﾞﾙﾌｸﾗﾌﾞ開発事業	敷地面積	97.8ha
⑤ 教育・研究機関誘致に伴う 造成事業(龍谷大学)	敷地面積	32.6ha
⑥ 京阪ロイヤルゴルフクラブ増設工事	敷地面積	61.8ha
⑦ びわこｻｲｴﾝｽﾊﾟｰｸ(仮称)整備事業(伊香立土地区画整理事業)	敷地面積	188.0ha
⑧ (仮称)新南部廃棄物処分地設置事業	敷地面積	26.3ha
⑨ (仮称)大津湖西台土地区画整理事業	敷地面積	96.0ha
⑩ (仮称)大津ｸﾘｰﾝｾﾝﾀｰ産業廃棄物最終処分場設置事業	敷地面積	20.5ha
⑪ 大戸川ダム建設事業	敷地面積	150.0ha
⑫ 大津カントリー倶楽部整備及び増設工事	敷地面積	220.6ha
⑬ 立命館大学びわこキャンパス整備事業	敷地面積	50.0ha
⑭ 近畿自動車道飛島神戸線建設事業	道路新築	54.0km
⑮ 大津湖岸なぎさ公園整備事業(打出の森地区変更)	埋立て	3.76ha
16 龍谷大学瀬田学舎課外活動施設拡充事業	敷地面積	39.5ha
⑰ 大津真野佐川地区土地区画整理事業	敷地面積	41.1ha
18 新清掃工場整備事業	処理能力	8.75t/時
19 (仮称)大津湖西台土地区画整理事業(再評価)	敷地面積	95.6ha
20 (仮称)創価学会滋賀メモリアルパーク	敷地面積	46.6ha

(注1):○印は手続きの完了したものを示す。
(注2):旧志賀町域分を含む。

第２章　各論

第１節　豊かな自然環境の保全と創造

１　多様な自然環境の体系的な保全

それぞれの地域が持つ機能が良好な状態で保全されるとともに、その連続性が確保されるよう、多様な自然環境を体系的に保全します。

また、自然公園などの地域には「緑地保存地域」を、農用地などの地域には「環境形成緑地」を指定し、適正に土地利用を規制・誘導することにより、緑地を保全します。

＜現況＞

大津市には森林から丘陵地、田園、市街地、琵琶湖や瀬田川に至る明確な地形的特徴があり、この多様な自然環境が豊かな生態系を保全し、大津らしい景観を形成するなど環境の基礎となっています。

特に、森林、丘陵地や農用地などは木材や農産物の生産の場であるとともに、動植物の生育・生息場所を提供し生態系の基盤となっています。また、国土保全、水源かん養、保健休養、自然景観形成等の多面的、公益的機能を持つなど重要な役割を果たしています。

平成 20 年度に実施した自然環境調査によると、大津市全域の緑被率は約 82％、市街化区域の緑被率は約 33％でした。(22)

＜実施事業等＞

(1) 地域の自然的社会的特性に応じた自然環境の体系的な保全

ア　都市計画マスタープランの策定

本市の都市計画の基本的な方針として平成19年3月に策定した「大津市都市計画マスタープラン」において、まちづくりの理念の 1 つに「自然の力の保全・再生」を掲げ、水と緑あふれる自然環境を保全するとともに、自然と共にある暮らしをめざし、水辺や山際の環境を再生することを掲げています。(30)

イ　農地の保全・整備

本市北部の主要河川の上流に位置し、急傾斜水田が集中する北小松、木戸（荒川、木戸、北船路）、伊香立、和邇（北浜、栗原）、仰木、雄琴千野、上田上（平野、桐生）地域においては、中山間地域等直接支払交付金制度を軸にして、耕作放棄の防止および農用地、農道・水路の保守点検等の管理を実施し、協定農地内の耕作放棄田の完全防止に努めました。これにより、中山間地域が有する水源の涵養機能、良好な景観形成などの多面的機能を確保し、下流域周辺の自然環境の保全を図りました。(19)

(2) 自然環境の基盤としての森林、丘陵地や農用地などの緑地の保全

ア　「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」の設定

平成18年12月に、市議会において「第4次大津市国土利用計画」が議決されました。この計画は国土利用計画法第 8 条の規定に基づいて、本市の区域の土地利用に関して必要な事項を定めるもので、自然的地域（森林地域及び田園地域）、都市的地域（既成市街地、再生市街地、進行市街地及び新市街地）、湖岸地域並びに歴史的地域のそれぞれにおける土地利用の基本方針を定めています。

計画の中で、自然的地域の恵まれた豊かな環境を保全するため、第 3 次計画より位置づけてきた「緑地保存地域」及び「環境形成緑地」について新たに指定された歴史的風土特別保存地区を含め、他の用途への転換を抑制するとしています。また、新たに志賀地域への区域を拡充していきます。

「緑地保存地域」とは、市街地背後の緑の山並みを形成する森林地域で、主として自然公園や風致地区などに指定された区域、「環境形成地域」とは、独立丘などの里山、農業振興地域の農用地及び宅地以外の地すべり防止区域です。(1)

(3) 環境保全型農林水産業の推進

ア　大津市農業農村環境整備計画事業の実施

大津市農業農村環境整備計画策定委員会での検討を経て、平成 12 年 3 月に「大津市農業農村環境整備計画」を策定しました。これは、大津市の豊かな農村環境を保全・再生するために『里山、ため池、田園の恵みに満ちた湖都の農村づくり』をテーマに掲げ、農業振興地域の環境保全に対する基本的な考え方や農業農村整備事業における基本的対応策を示しています。(20)

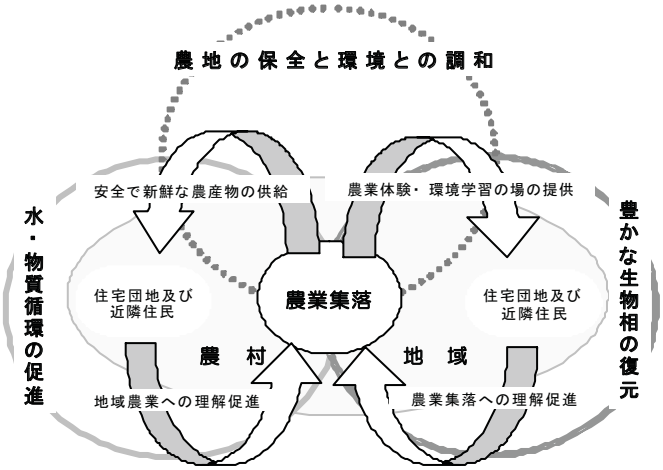

イ　環境保全型農林水産事業の実施

○ 仰木平尾地区において、棚田復田のための地域活動やボランティア活動を支援しています。復田エリアの拡大やボランティア組織の強化を図るとともに、また、学識経験者によるアドバイスにより、棚田オーナー制度の新規企画等の新たな視点での取組みが展開されました。上仰木地区では、地域振興策としての棚田保全活動の組織づくりを支援しました。(20)

○ 災害により被害を受けた農地及び農業用施設について、その機能を速やかに回復するため、農地、農業用施設災害復旧事業を実施しました。(農地災害復旧事業 8 件・農業用施設災害復旧事業 11 件)(20)

○ 森林の有する多面的機能の持続的な発揮の確保を図る目的で、森林施業の実施に必要な地域活動を確保する支援策として森林整備地域活動支援交付金を交付し、森林内の既存歩道の草刈り、補修による維持管理及び新設、森林の被害状況確認等を行いました。また、森林の育成に対し、間伐、枝打ちなどの補助施策を講じました。(19)

○ ほ場整備事業として、田上関津地区で確定測量、上仰木・上仰木Ⅱ地区で換地計画、換地処分、佐川地区で換地計画原案の作成、井戸 2 箇所の設置工事を実施し、区画整理に伴う不耕作地の解消と水路整備により、田園の景観の保全や水の循環に伴う生態系の保全を図りました。また、ほ場整備区域内に設置した循環型反復利水のため池により、水の有効利用と濁水の防止を図りました。(20)

○ 化学農薬や化学肥料の使用を通常の 5 割以下に削減する「環境こだわり農産物」の栽培への取り組みを推進するとともに、農業から排出される使用済み廃プラスチックの適正処理を推進しました。(19)

○ ため池、水路、道路等の土地改良施設の多様な機能の維持管理及び増進に係る住民活動の活性化を図ることを目的に、啓発活動を実施しました。(20)

２　生物の多様性の確保

多様な生態系を保全していくとともに、動植物の生息･生育状況を把握し、それらを保全することの大切さについて理解を広めます。

緑地の整備や動植物の保全、復元などに際しては、現存植生、潜在自然植生や本来そこに生息･生育していた動植物を基本とします。

また、豊かな生態系は、農林水産業を中心とした適度な土地の利用や管理によって保全されてきたものであるともいえ、環境保全型農林水産業の推進をはかります。合わせて、市民参加による新たな保全のしくみについても考えていきます。

＜現況＞

多様な自然環境を反映して、森林から里地、水辺、湖沼の生き物まで多くの種類の生き物が生育･生息しています。特に、里山や水田、畑、ため池、小川、河川などが一体となって多様な生態系を形成しており、このような里地に多種類の生き物が生息していることが大津の特徴となっています。

平成20年度実施の大津市自然環境植生調査、及び平成21年度実施の大津市自然環境動物調査による動植物の生息･生育状況は次のとおりでした。

植物（平成 20 年度調査）

森林植生、草本植生を併せて約70タイプの植物群落が確認されました。この多くは植林地･耕作地植生、代償植生であり、自然植生は比良山地の高標高地や田上山地等に小面積で残っています。

貴重植物群落としては、比良山系にクロモジ－ブナ群集、アシウスギ－ブナ群落等の分布がみられ、貴重植物としては、南部に、カミガモシダ、アイナエ等の分布が確認されています。

動物（平成 21 年度調査）

大津市は面積が広く、地形的にみても比較的標高の高い山地から丘陵、平野部まで種々の地形が存在することから、生息している野生生物は多岐にわたっています。

市北部に位置する比良山地は武奈ヶ岳(1,214m)を最高として、滋賀県で最も高い山地のひとつです。また、安曇川を隔てた西側の丹波高地の一部も 800～900m級の標高を有しています。この山地帯には、ツキノワグマ、カモシカ等の奥

相対自然度

山型の哺乳類や、渓流域のハコネサンショウウオ、ヒダサンショウウオ、ナガレヒキガエル等の生息も知られています。また、昆虫類では山地性のミドリシジミ類を多産し、エゾハルゼミ、コエゾゼミ、ルリボシヤンマ等、近畿地方でも高標高の山地のみに分布するグループが多く見られます。近畿地方ではブナ帯の存在自体が高い価値を有しており、これらの山地は市域で最も自然度の高い貴重な地域といえます。

大津市域に生息する種として、哺乳類では 7 目 15 科 29 種、は虫類は 2 目 7 科 16 種、両生類は 2 目 6 科 19 種、昆虫類(河川昆虫類を含む)は 21 目 327 科 2,299 種、鳥類は 14 目 36 科 115 種の記録が確認されています。

＜実施事業等＞

(1) 多様な生態系の保全

○ 湖辺生態系の基盤であるヨシ群落を保全するため、真野地域から瀬田南地域にかけて 7 学区 10 地域で、地域住民等が実施するヨシ刈り等の保全活動の支援を行うほか、広く市民や企業等の参加を求めて「大津市民ヨシ刈り」を実施しました。(22)

○ みずすまし推進協議会の取組として、南小松排水路と上田上新免において、生き物観察会を実施しました。参加した子どもたちは、工事改修後 20 数年経過している排水路が工事直後とは比較にならないほど自然豊かになっていることを実感し、生き物を育む田んぼへの理解を深めました。(20)

○ 農地・水・環境保全向上対策事業として、14 地区(23 集落)が市と協定を締結され、農地・水路等の適切な管理、田園景観、田園の生き物を守り育む共同事業が実施されました。また、環境負荷低減を図る営農に係る助言、指導を行いました。(19)

(2) 動植物の生息・生育状況の把握と情報の提供

ア　身近な環境調査員～環境夢先案内人～による身近な生き物等の調査

平成 3 年度より「身近な環境調査員」を公募し、自然環境を中心に身近な環境に親しみながら調査をしていただきました。これまで、ホタル、ヨシ、ユスリカ、赤トンボ、水辺の鳥、たんぽぽ、ツバメ、酸性雨、環境宝物、魚、サクラ、ミミズ、ドングリなどの調査を実施しました。これらの結果は「分布地図」や「調査報告書」としてとりまとめ、情報提供者の他、小中学校に配布するとともに、『大津のかんきょう宝箱』や大津市のホームページで情報提供しました。また平成 16 年度からは、環境情報システム Web 版「かんきょう宝箱」を用いた情報収集・提供を行っています。(22)

(3) 大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づく自然保護施策の推進

ア　保護地区の指定

大津市の自然環境の保全と増進に関する条例に基づき、「瀬田川自然保護地区」を保護地区に指定しています。(35)

自然保護地区の概要

指定年月日	昭和 55 年 8 月 1 日
保護地区の名称	瀬田川自然保護地区
指定する土地の区域	瀬田川河川敷で鹿跳橋の上流 875 メートルの地点から鹿跳橋の下流 200 メートルの地点までの区域（面積 62,776 平方メートル）
指定の内容	瀬田川の河岸、河床に存在する甌穴（おうけつ：大小さまざまの丸い穴のあいた岩石）を含む指定区域内の自然景観（鹿跳橋を除く。）

イ　保護樹木・保護樹林の指定

「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき、市街地に所在する樹木又は樹林で、良好な自然環境の保全と市街地の美観風致を維持するために必要があると認められるものを「保護樹木・保護樹林」として指定しています。

現在、自然災害等で指定解除したものを除き、23本の保護樹木と5つの保護樹林を指定しており、その所有者に対して自然環境保全活動助成金を交付して、保護に努めています。(35)

保護樹木の指定基準は次のとおりです。

ア．市街化区域内に所在すること。
イ．樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
○地上より1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上である。
○地上より高さが15m以上である。
○株立ちした樹木では、地上より高さが3m以上である。
○はん登性樹木では、枝葉の面積が30㎡以上である。

保護樹木

指定番号	樹木名	幹周（cm）	樹高（m）	推定樹齢	所在地	所有者
3	ケヤキ	282	15	100	和邇中298	大津赤十字志賀病院
4	イチョウ	210	15	150	札の辻4-26	本願寺近松別院
5	イチョウ	205	16	150	同上	同上
7	カヤ	290	13	200	松本一丁目8-25	平野神社
9	エノキ	379	23	200	西の庄15-16	石坐神社
10	イチョウ	435	24	600	木下町7-13	和田神社
12	ケヤキ	310	22	300	同上	同上
13	ケヤキ	350	26	400	中庄一丁目14-24	篠津神社
14	クスノキ	188	13	70	園山一丁目1-1	民間企業
15	カツラ	330	13.7	300	三井寺町4-1	長等神社
17	クスノキ	325	21.1	350	皇子が丘一丁目15-38	個人住宅
18	クスノキ	335	23.9	350	同上	個人住宅
19	イチョウ	345	21.1	300	下阪本五丁目8-5	厳島神社
21	イチョウ	200	13.2	130	本堅田一丁目22-30	本福寺
22	シイ	500	14.1	300	坂本六丁目1-19	大将軍神社
23	イチョウ	380	25.6	300	京町二丁目1-16	善通寺
25	クスノキ	267	18.6	200	大江二丁目28-41	西徳寺
26	ケヤキ	336	23.4	300	苗鹿一丁目9-13	那波加荒魂神社
28	ケヤキ	525	23.0	400	滋賀里三丁目1	倭神社
29	クスノキ	270	23.9	250	同上	同上
34	ムクロジ	240	15.6	200	下阪本六丁目8-10	磯成神社
36	ツブラジイ	450	12	300	堅田二丁目1-1	民間企業
37	クスノキ	400	11.5	150	堅田二丁目1-1	民間企業

保護樹林の指定基準は次のとおりです。

ア． 市街化区域内に所在すること。
イ．樹林を形成する樹木が健全で樹容が美観上すぐれているもので、次のいずれかに該当すること。
○ 樹林の面積が 330 ㎡以上である。
○ 生け垣をなす樹木の集団で、その生け垣の長さが 30m以上である。
○ 並木をなす樹木の集団で、その並木の長さが 100m以上である。

保護樹林

指定番号	樹林名	面積（㎡）	所在地	所有者
1	御霊神社の森	2,570	鳥居川町14-13	御霊神社
2	髙穴穂神社の森	3,647	穴太一丁目3-1	髙穴穂神社
3	膳所神社の森	5,728	膳所一丁目14-14	膳所神社
4	平津の森	12,926	平津二丁目9-13	戸隠神社
5	寺辺の森	14,700	石山寺二丁目13-16	新宮神社

３　身近な自然の保全と創造

野生生物の生息・生育機能の乏しい市街地を中心に、河川・水路の多自然化、自然性の高い公園や学校等の施設整備、新たな生物生息空間（ビオトープ）の創造を進め、連続性を高めます。

また「緑の基本計画」に基づき、総合的計画的に緑化を推進します。

＜実施事業等＞

(1) ビオトープの保全・管理及び創造

○ 逢坂小学校敷地内では、平成 9 年度から「びわ銀 緑と水の基金助成事業」の一環として、ビオトープ(生物飼育池 27 ㎡)を設置し、総合的な学習の場を創出しています。(55)

○ 富士見小学校敷地内では、平成 11 年度から地域が進める「蛍の里づくり構想」の一環として、カワニナ飼育池(24 ㎡)を設置し、地域活動と連携しています。(55)

○ 伊香立小学校敷地内では、平成 14 年度から、みずすまし支援事業として、小学生、保護者、地域住民が協力して、ビオトープを設置して、地域と連携した環境学習の場を創造しています。(55)

○ 膳所小学校敷地内では、平成 16 年度にパワーアップ活動支援事業として、同校ＰＴＡがビオトープ（生物飼育池 24 ㎡）を設置し、市街地内に身近な自然空間を創出しています。(55)

○ 真野中学校敷地内では、平成 18 年度に創立 20 周年記念事業の一環として、同校ＰＴＡがビオトープ（生物飼育池 40 ㎡）の設置を行い、豊かな人間関係づくりの場を提供しています。(55)

○ 瀬田公園内にあるビオトープ（自然観察園路）の保全と管理を行っています。(35)

○ 市民ボランティアや地域実行委員会が実施するヨシ刈り等のヨシ保全活動や、河川愛護団体による河川清掃、「ホタルを守る会」等によるホタルの育成や環境づくりの推進に対する支援を行いました。(22)

○ 都市計画道路 3･4･9 号馬場皇子が丘線（札の辻工区）の整備を図りました。(40)

○ 河川改修工事に係る環境保全型ブロック護岸を国分川（Ｌ＝20m）、よしの川（Ｌ＝127m）で整備しました。(43)

(2) 緑化の推進

緑のまちづくりを推進するために、植樹運動の展開、緑化行事の開催等を行っています。

ア　法令等に基づく緑化の推進

○ 大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づき、平成 12 年度に策定した特定事業等に係る環境配慮指針に基づき、特定事業を行う事業者に緑化及び景観形成への配慮を求めています。生活環境影響事業として 13 件の事前協議を行いました。(22)

○ 開発区域に風致地区が含まれる場合や、開発区域の面積が0.3ha 以上の場合は、大津市開発事業指導要綱及び大津市開発事業技術基準に基づき、緑地確保の指導を行っています。(36)

○ 都市緑地法に基づいて、市と住宅地を形成する地区との間に、緑地の保全又は緑化に関する緑地協定を締結し、生垣の設置などにより自らの土地の緑化や樹木の保全を推進しています。宅地開発等に伴い、下阪本地区、琵琶湖畔大津唐崎苑地区、秋葉台、比叡平地区等で緑地協定が締結されています。(35)

イ　公共空間・施設の緑化推進

○ 新たに建設した公共施設には、緑地スペースを設けるとともに、緑地帯の日あたりに配慮した建物配置計画を行いました。また、大津市生活環境の保全と増進に関する条例に基づく本市中高層建築物の建築については技術基準に基づき、施設の緑化推進に努めました。(42)

ウ　地域緑化活動の推進

○ 街角の花苑として景観の創出を目指し、手のひら花苑事業や花街道事業として花苗の支給をおこないました。(35)

○ 自然に親しみ、人と人とのふれあいや連帯意識を深めながらまちづくりを進めるため、市民センター敷地をはじめ、公共の敷地や自治会館の敷地を拠点として、市民の手による「花壇づくり」「花づくり」活動を展開したほか、「花づくり講習会」「花づくり写真コンクール」を実施し、活動の奨励に努めました。(8)

○ やすらぎのある緑のまちづくりを推進し、花や緑に囲まれた楽しいひとときを提供するため、4 月と 10 月になぎさ公園サンシャインビーチで開催した「おおつ花フェスタ」をはじめ、5 月には「びわ湖大津館ローズフェスタ」など、各種緑化イベントを開催しました。花や緑の即売コーナーやミニガーデンコンテスト、花と緑のガレージセール等に多くの市民の方に参加していただきました。(35)

○ 一里山公園緑のふれあいセンターにおいて、4 月に、「花と音楽のフェスタ」を開催しました。山野草の展示・即売、それぞれの教室の作品展示、フリーマーケット、花の販売、出店のほか、ハーモニカ・大正琴・フルート・箏(こと)等の演奏もあり、約 1,800 人の参加者がありました。(35)

○ 公園をはじめとした市域の緑の保護育成に不可欠な適切な維持管理のため、緑を愛する市民意識の実践の場として、地域の各種団体による公園愛護団体の組織化・育成を進めました。平成 21 年度には、自治会などの組織からなる公園愛護会が 102 ヵ所 91 団体あり、都市公園の清掃、除草などの活動が行われました。(35)

○ 平成 5 年度に発足した(財)大津市公園緑地協会では、家庭緑化や街の緑化を支援しています。

(3) 自然愛護思想の普及

市民共通の財産である大津の豊かな自然環境を守り育て、次の世代に伝えるため、また市民一人ひとりに緑の恩恵について理解と認識を深めてもらうために、学校教育、社会教育、各種の団体活動等を通じて緑を愛する市民意識の高揚に努めています。

ア　大津緑の少年団の育成

緑の少年団は、森林での学習活動、地域の社会奉仕活動、キャンプ等のレクリェーション活動を通じて、子どもたちが自然を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体で、平成 7 年 4 月に設立されました。少年団員は大津市内の小学生が対象で、自然観察会、緑の募金街頭活動等を行っています。(35)

イ　大津市の花、木、鳥

大津の豊かな自然を象徴するまちのシンボルとして公募し、平成 3 年 3 月に大津市の花、木、鳥が選定されています。

選定の理由は次のとおりです。

㈠ 大津市の花　叡山（えいざん）すみれ

「叡山」という 大津市内の地名がついたスミレ科の多年草。松尾芭蕉が小関越を通ったとき、「山路きてなにやらゆかしすみれ草」と句を残しているなど、大津にゆかりの深い花です。

㈡ 大津市の木　山桜（やまざくら）

日本原産の落葉広葉樹であり、「さざ波や志賀の都は荒れにしを昔ながらの山桜かな」という 歌に代表されるように、長等山は古くから桜の名所です。この他市内各地で山桜にちなんだ和歌が詠まれています。現在でも市内の多くの公園に植えられ、市民に親しまれています。

㈢ 大津市の鳥　ゆりかもめ

かもめ科の鳥でその優美な姿から「都鳥」とも呼ばれています。琵琶湖周辺でどこでも見られ、市民になじみ深い鳥です。冬鳥ですが琵琶湖に留まるものも多く、年間を通じて見ることができます。渡り鳥として世界を広く移動することから「国際文化観光都市・大津」の国際性を象徴するものです。

第２節　人と自然との豊かなふれあいの確保

１　自然とのふれあいの推進

自然とのふれあいは、自然に対する理解を深め、自然環境保全の意識を育む大切な機会であることから、自然とふれあえる施設の整備や活動等を積極的に行います。

菜園としての機能の他、自然とのふれあい、休養、レクリエーション等の役割を果たすファミリー農園の整備と活用を進めます。

また、活動を推進するために自然学習等の指導者の育成や情報を提供します。

＜実施事業等＞

(1) 自然体験空間の整備

ア　自然体験ができる地域や施設の整備

○ 自然豊かな葛川の森林や自然を体験できる葛川森林キャンプ村を管理運営しています。(19)

○ 田上市民運動広場のキャンプエリアは、周辺環境を配慮して、平成 16 年度からデイキャンプエリアとして通年運営しています。桐生若人の広場も通年で運営しています。(58)

○ 比良げんき村は、琵琶湖が眼下に広がり深い緑に囲まれた野外活動施設です。天体観測施設や木工作等実習室、キャンプ場、木製遊具、多目的広場等の施設があり、年間を通じて運営しています。(58)

○ 自然の中で集団宿泊体験ができる葛川少年自然の家を運営しています。(64)

(2) 自然とふれあう活動の推進

ア　ファミリー農園の整備と活用

市内の遊休農地を有効活用して市民が土に親しむ機会を提供することにより、農業への理解を深めることを目的に、ファミリー農園を開設しています。管理運営は大津市ファミリー農園運営委員会が行い、多くの市民に自然とのふれあいや収穫の喜びなどを体験していただきました。また、遊休農地の解消の一助ともなりました。(19)

ファミリー農園の整備状況

	農　園　名	面積(㎡)	区画数
1	堅田一丁目	740	26
2	滋賀里	2,485	78
3	高砂	500	17
4	鏡が浜	2,050	80
5	国分西出	1,226	39
6	国分西出	1,378	50
7	北大路三丁目	1,850	61
8	黒津	1,481	51
	計	11,710	402

イ　自然観察会等の開催

身近な自然に触れ、自然を大切に守り育てる心を育むために、毎年、初夏と秋の年２回「自然観察会」を、市自然保護指導員連絡会と共催で開催して、植物や野鳥などの自然を観察しています。また、冬の琵琶湖を訪れる水鳥たちの生態を観察する「水鳥の観察会」も年１回開催しています。

それぞれに多くの市民が参加し、自然の美しさ、自然の中で過ごすことの楽しさを知ってもらうことで、自然の大切さを啓発しています。

ウ　一里山公園「緑のふれあいセンター」における活動

平成 12 年 4 月にオープンした一里山公園「緑のふれあいセンター」は、安全快適な心なごむ環境の公園で、花や緑に親しみ、育てることを通じて、高齢者や障害のある人、子どもたち、市民の方々など、さまざまな人々が交流し、互いに思いやり や助け合いの心を育んでいく施設です。公園内には、人々の交流と 街の緑化のための講習やイベント等に活用できる多目的ホールや園芸に関する図書の資料コーナー、体験コーナー、花づくりのためのセルフガーデン「市民花園」や「運動広場」、「遊具の森」等があり、誰もが気軽にガーデンライフを楽しむことができます。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおり です。

○ 11 月に、「菊づくり教室」の受講者と 愛好者による「菊花展」を開催し、菊を通しての交流の場となりました。(35)

エ　その他

○ 平成 16 年度より 運用している市民向け環境情報システム、Web版「かんきょう 宝箱」で、自然と ふれあう活動や場の情報収集・提供を行いました。(22)

○ 大津市自然保護指導員に対し、研修会を実施しました。(35)

○ ホームページを通じて、農村等の地域のイベント情報を発信し、交流を促進しました。(19)

第３節　環境に配慮した土地利用の推進

１　環境に配慮した土地利用の推進

土地の自然環境の特性を反映した望ましい土地利用が図られるよう、その方向を示します。

また、望ましい土地利用が図られるような規制･誘導策、開発事業等の調整、必要情報の提供などを進めます。

＜現況＞

本市には、琵琶湖国定公園（昭和 25 年指定）、三上･田上･信楽県立自然公園（昭和 44 年指定）及び朽木･葛川県立自然公園（昭和 46 年指定）の 3 つの地域指定があります。

ア　琵琶湖国定公園（95,958ｈａ）

比叡山系･音羽山系の山々を中心に琵琶湖、瀬田川及びその両岸の一部がその範囲で、山々と琵琶湖の美しい自然の景観と比叡山のような歴史的環境に恵まれた公園です。

イ　三上・田上・信楽県立自然公園（18,177ｈａ）

湖南アルプスとよばれる田上山地のゆるやかな山並みを中心に構成された自然公園で、ほとんどが花崗岩質であり風化が著しく、アカマツを中心とした植生とで美しい景観を形成しています。

ウ　朽木・葛川県立自然公園（14,342ｈａ）

安曇川源流の渓谷と後背地の山々とで構成される景勝地。花折断層といわれる地形上注目すべき断層が横たわっており、山が深く一部に残る天然林は野生動物の良好な生息環境となっています。また、この地域は、スギ、ヒノキを中心に良質の木材の産地です。

＜実施事業等＞

(1) 自然環境の特性を配慮した土地利用の推進

ア　風致地区の指定

都市計画法第 8 条に基づき、都市の良好な風致を維持するため、市内には 12 の風致地区が設けられています。風致地区等の地域地区制度を活用することにより、自然環境の特性に配慮した土地利用の推進を図っています。

平成 21 年度に実施した事業等は次のとおりです。

○　風致の保全を図るため、風致地区内における建築等の規制に関して、116 件の協議、許可申請等を受け、審査･許可業務を行いました。(31)

イ　保安林の指定

森林は、水源のかん養や山地災害の防止、生活環境の保全･創出などの重要な役割を果たしています。このような森林を保安林と位置付け、伐採の制

限等必要な管理を行っています。(19)

(2) 開発事業等の計画の早い段階からの環境配慮システムの整備

ア　大津市開発事業指導要綱に基づく良好な環境づくり

大津市のすぐれた自然環境を生かし、市民生活における良好な環境を確保し、調和の取れた土地利用と秩序ある都市形成を図るため、「大津市開発事業指導要綱」を定め、環境保全、騒音、振動、粉じんの対策、水質汚濁対策、土壌汚染対策、電波障害対策、日照対策、文化財保護等について必要な措置を求めています。

イ　特定事業等における環境配慮指針に基づく事前協議

人々の生産活動や事業活動はそれを取り巻く環境(自然環境、生活環境など)に何らかの影響を与えることになります。「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」では、これら事業活動のうち一定の要件を満たすものを特定事業(開発事業、生活環境影響事業及び中高層建築物の建設事業)、又は大規模建設等事業として定め、事前協議制度などを通じて、事業者に環境への配慮を求めるとともに公害防止に努めるよう指導しています。

特定事業等における環境配慮指針

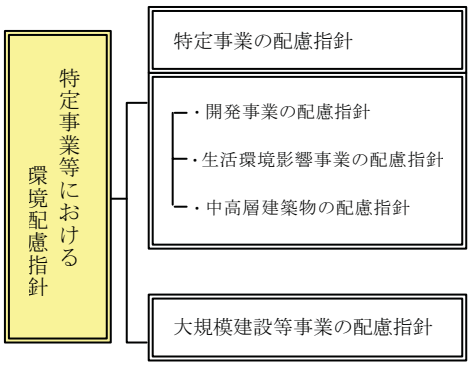

これらの指導について、事業者が事業計画の早い段階から環境への自主的、積極的な配慮を行い、環境への負荷低減と公害防止に努めるための指針として、環境配慮指針【特定事業等編】を策定しています。平成21年度には、13件の生活環境影響事業に関する事前協議と、2件の大規模建設等事業を受け付け、環境に対する配慮を指導しました。(22)

第４節　資源循環とエネルギー効率化の推進

１　ごみ減量の推進

ごみ減量を進めるために、あらゆる機会を通じて市民意識の高揚に努めます。

リサイクル等の推進の考え方として、まず第 1 に、物の使用量を減らしてごみの発生を抑制します。第 2 に、使用済み製品の再使用を進め、第 3 に、回収されたものを原料として利用するリサイクルを進めます。また、再生品利用を積極的に進めます。それらが困難な場合や適切でない場合は、エネルギーとしての利用を推進し、最後に、発生した廃棄物は、適切に処理します。

ごみを生み出さないまちづくりを進めるために、体制の整備やシステムの整備によりリサイクルを推進します。

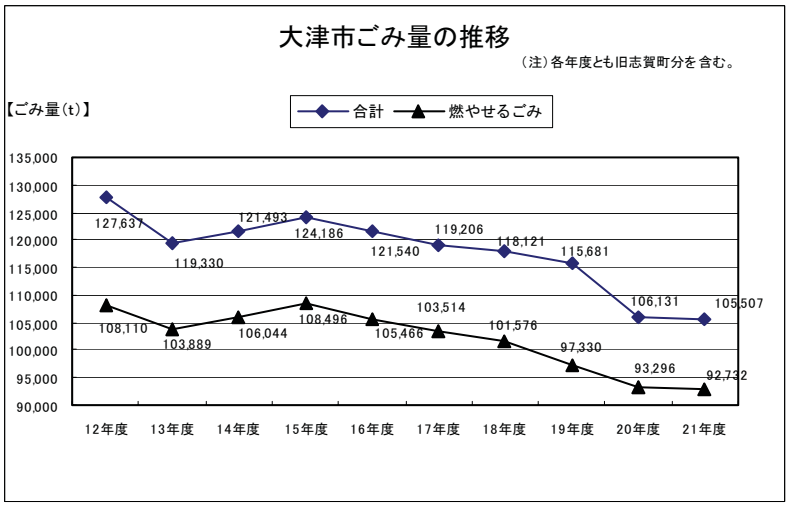

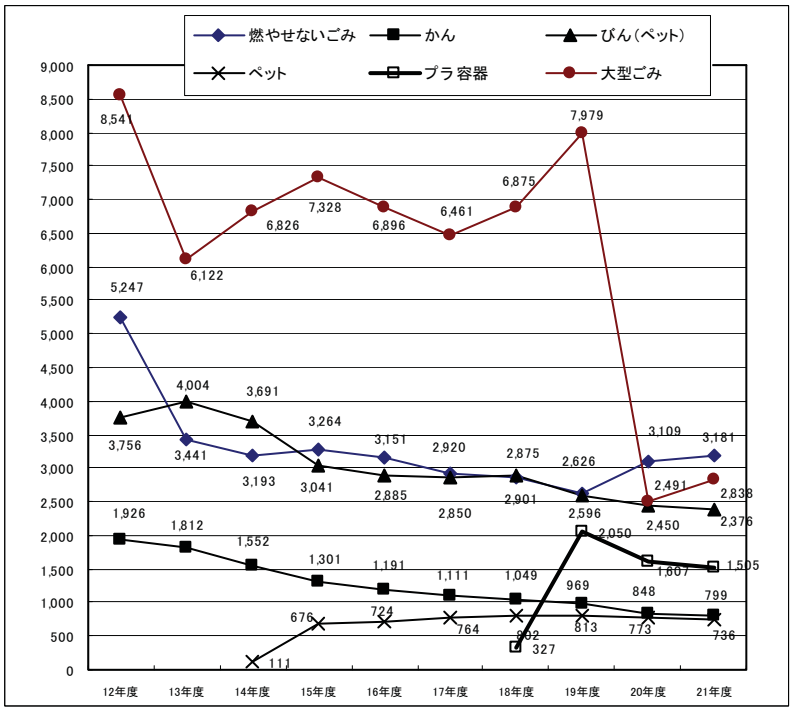

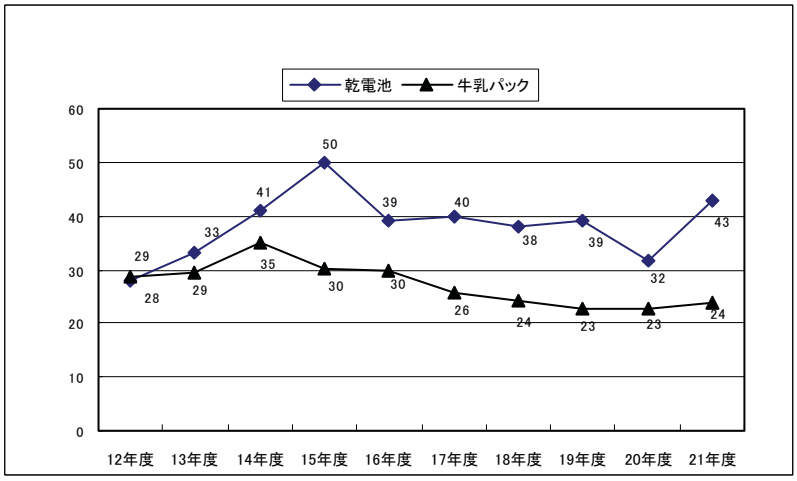

＜現況＞

人口の増加や生活様式の変化により、ごみの排出量は増加し、プラスチックや複合材料を使用した製品の増加、大型化する家電製品などにより、ごみ質が変化し処理困難物も増えています。このままごみを増加するに任せれば、早々に施設処理能力の限界を超え、円滑な都市機能と快適な生活を妨げることにもなりかねません。そのため、ごみ減量に向けての資源循環と低環境負荷を目指した社会の構築に向けて「大津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」を平成 13 年 3 月に策定し、平成 17 年度には中間見直しを行い、資源循環型・低環境負荷型の社会に向けての取り組みを推進しています。

ごみ量の推移をみると、昭和 50 年代半ばには市民ぐるみの運動と新ごみ処理体系により、劇的なごみ減量を実現したものの、昭和 60 年代以後の好景気や人口増加、ごみ質の変化等により再びごみ量が増加しは

じめ、その傾向が続いていましたが、平成 13 年度以後おおむね減少傾向が見られます。

平成 21 年度の大津市全体のごみ量は 105,507tとなり（平成 20 年度のごみ量から約 600t（約 0.5%）の減少）平成 21 年度は燃やせるごみが 92,732tで、全体の約 88%を占めていました。

＜実施事業等＞

(1) 市民意識の高揚

ア　ごみ減量と資源再利用運動の推進

昭和 56 年 5 月 30 日に発足した「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携を取りながら、「大津市総合計画基本構想」で、基本政策の一つとして掲げている「資源を大切にするまちづくり」を目指して、ごみの減量とリサイクル推進の事業について、市民・事業者に周知啓発を行い、意識の向上に努めています。

また、ごみの適正排出の啓発、環境学習副読本「くらしとごみ」の作成、親子リサイクル教室の開催、ごみ減量と資源再利用推進会議の総会等を開催しています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○ 「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携しながら、地域の環境整備推進委員の協力で適正排出の啓発を行い、ノーポイ運動の街頭啓発などごみ減量等への市民啓発を行いました。(23)

○ 10 名の教職員を委員に任命して作成した環境学習副読本「くらしとごみ」を市内の全小学校 4 年生を対象に配布しました。(23)

イ　リサイクルマーケット・イン大津

使い捨ての生活を見直し、各家庭にある不用品を必要とされる人に提供することにより、資源の再利用を推進し、その機会を提供することで市民意識の向上を図るために、「ごみ減量と資源再利用推進会議」と連携して「リサイクルマーケット・イン大津」を開催しています。特に自治会を中心に、各学区から不用品を提供していただくことで再利用の意識を広く地域に啓発できました。この事業は平成 4 年度から実施しており、実施状況は次のとおりです。(23)

リサイクルマーケット・イン大津の実施状況

年度	開催日	出店数	入場者数（人）
平成 14	9／23	55	6,000
15	9／23	55	6,000
16	9／23	55	5,500
17	9／23	65	5,000
18	9／23	65	3,250
19	9／23	65	5,000
20	9／23	65	5,000
21	9／23	65	3,250

ウ　消費生活における各種啓発活動の実施

消費生活センターでは、家具や家庭用電化製品、自転車などのリサイクル品の仲介を行っています。また、消費生活における環境問題をテーマにした情報提供や啓発事業を行っています。(10)

(2) リサイクル等の推進とごみ減量

ア　古紙資源化事業

リサイクルによる資源の有効利用と自然環境の保全、さらにはごみ処理施設に搬入されるごみの減量を目的に、平成 5 年 4 月から、古紙回収を実施する市民団体、並びに市内の古紙回収業者を対象とした古紙再

資源化促進補助制度を実施しています。

また、「ごみ減量と資源再利用推進会議」の「紙の日」運動は、現在 14 学区で実施されています。その他に、牛乳パック回収運動などの資源回収運動を支援しており、市内の小中学校・支所に集められた牛乳パックは社会福祉協議会が回収・運搬を行い、福祉支援にも役立てています。

このような市民運動により、平成 21 年度は、古紙 12,770t、牛乳パック 24tを資源として回収しました。(23)

古紙回収量の推移

年	古紙回収量（t）				牛乳パック回収量(t)
	指定業者	指定業者以外	紙の日運動	合　計	
平成 14	8,364	1,822	1,804	11,990	35
15	8,486	1,802	1,694	11,982	30
16	8,895	1,835	1,730	12,460	30
17	9,143	1,889	1,589	12,621	26
18	10,132	1,958	1,529	13,619	24
19	10,678	1,985	1,390	14,052	23
20	9,990	2,347	1,203	13,540	23
21	9,389	2,238	1,143	12,770	24

（注）平成 16 年度までは、旧志賀町分を含まない。

イ　かん、びん、ペットボトル資源回収

大津市における「かん」の回収量は、スチール缶の生産量の減少や地域での資源回収の推進、集積所におけるアルミ缶の持ち去り行為の発生などにより減少傾向が見られ、「びん」についても生産量の減少などにより回収量は減少傾向が見られます。一方、「ペットボトル」は増加傾向にありましたが、平成 20 年度については、初めて減少に転じています。なお、平成 19 年 2 月から新たにプラスチック製容器包装のうち袋類、パック・カップ類、ボトル類の 3 品目について分別収集を開始し、平成 21 年 10 月より「プラマーク」のついているもの全てに収集対象を拡大し、分別収集をしています。また、「びん」については有色と無色透明びんを統合して収集しています。(23)

かん、びん、ペットボトルの資源化量　（単位：ｔ）

年度	種類	施設運搬量（A）	資源化量（B）	資源化率（B/A）（%）
平成 14	かん	1,400	960	68.60
	びん	3,532	有色　364	34.05
			無色透明 379	
	ペットボトル		460	
15	かん	1,166	849	72.81
	びん	2,817	有色　261	18.25
			無色透明 253	
	ペットボトル	620	499	80.48
16	かん	1,069	773	72.31
	びん	2,675	有色　285	22.77
			無色透明 324	
	ペットボトル	661	519	78.52
17	かん	1,111	811	72.99
	びん	2,850	有色　311	21.15
			無色透明 292	
	ペットボトル	765	560	73.25

18	かん	1,049	768	73.20
	びん	2,901	有色　327 無色透明 341	23.02
	ペットボトル	802	602	75.16
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器	327	288	88.11
19	かん	969	737	76.06
	びん	2,596	有色　280 無色透明 289	21.92
	ペットボトル	813	692	85.12
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器	2,050	1,833	89.41
20	かん	848	640	75.41
	びん	2,450	有色　302 無色透明 296	24.41
	ペットボトル	773	692	89.51
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器	1,607	1,421	88.41
21	かん	799	642	80.45
	びん	2,376	有色　287 無色透明 272	23.52
	ペットボトル	736	657	89.30
	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ製容器包装	1,505	1,342	89.12

（注）平成 16 年度までは、旧志賀町分を含まない。

ウ　容器包装リサイクル法に基づく分別収集の推進

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○　平成 19 年 2 月にプラスチック製容器包装のうち袋類、パック・カップ類、ボトル類の 3 品目について、分別収集を開始し、一定市民に定着してきたことから、平成 21 年 10 月にプラマークのついているもの全てに収集対象を拡大しました。(23)

エ　家庭用生ごみ処理機活用事業

平成 12 年 5 月より、家庭から生じる生ごみの減量化・堆肥化を図り自家処理等の活用を促進するため、家庭用生ごみ処理機購入経費の 1／3(補助限度額 20,000 円)を補助しています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○　125 件の交付を行い、事業開始から延べ 1,869 台の補助対象生ごみ処理機に補助をしてきました。(23)

オ　剪定枝・刈草等再生利用実験事業

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○　市内の道路・河川・公園等の維持管理業務に伴って発生する、剪定枝・刈草等の一部を、再生資源化実験として堆肥化を平成 17 年度から引き続き実施しています。なお、出来上がった堆肥は市民に無料配布しました。(23)

年度	堆　肥　化	
	搬入量（ｔ）	完成堆肥量（㎥）
平成 17	１,５１９	約１，４００
18	１,６５４	約１，９００
19	１,２５６	約１，９８０
20	１,５０１	約２，２８０
21	１,２７３	約１，８３０

カ　建設工事における建設資材の再資源化等の促進

建設リサイクル法に基づく届出等を通じ、解体工事等の対象建設工事における特定建築資材（コンクリート・木材等）の再資源化を確保するため、県関係部署と連携協力し、分別解体等について周知啓発活動やパトロールに取り組み、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理の円滑化に努めています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○　平成 21 年度の届出件数及び通知件数は 708 件あり、ホームページへの掲載等の周知啓発活動や平成 16 年度から実施した届出済み物件へのシールの交付により、民間工事に周知を図りました。(37)

(3) 不要な廃棄物を出さない生産から廃棄に至るしくみの整備

ア　ごみ処理基本計画の推進

平成 13 年度から平成 22 年度までの 10 年間を計画期間とする「ごみ処理基本計画」について、中間年度の見直しを行い、平成 18 年 3 月に策定した後期計画を進め、資源循環型・低環境負荷型社会をより一層推進しています。また、平成 21 年度については、次期計画（平成 23 年度～平成 32 年度）についての基礎調査をしました。(23)

イ　産業廃棄物減量化の推進

前年度の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）の発生量が 1,000 トン以上、または、特別管理産業廃棄物の発生量が 50 トン以上である事業場を設置している多量排出事業者からの産業廃棄物処理計画書の提出を受け、翌年度に、この実施状況の報告を受けて、これらを公表しています。(24)

ウ　廃棄物減量化を目指した事業活動の推進

公設卸売市場では、市場入場業者で組織している市場協会内の環境美化委員会が中心となり、「環境にやさしい卸売市場の推進」を目標に、ごみの減量化やリサイクル等に努めています。また、市場外からのごみの持ち込みを禁止するとともに、市場開場日の午前6時から午後4時以外の時間はごみ集積所を閉鎖しています。さらに、発泡スチロールやダンボールの処理についても、再資源化を進めており、昨年からは市場協会が主体となり、市場から排出される廃パレットの再資源化にも取り組んでいます。水産仲卸組合では、魚類の残サイを資源として養殖用魚類等の飼料に再加工し、リサイクル利用を進めているところです。(21)

エ　農業集落排水処理施設から発生する汚泥のコンポスト化

農業集落排水処理施設から発生する汚泥をコンポスト化し、肥料として農地に還元するとともに処理水も農業用水として再利用しています。(20)

(4) その他

ア　廃棄物収集情報管理システム事業（ごみコールセンター事業）

大津市が行う廃棄物の収集処理及び関係する事務処理において、市民サービスの向上と事務処理作業の迅速化・的確化・効率化及び経費の削減を目的に、平成16年1月から電話受付を行う「ごみコールセンター」及び地図情報システムを活用した「大津市廃棄物収集情報管理システム」を運用しています。平成 21 年度の問い合わせ・収集申し込み・苦情等の受付件数は、63,118 件でした。(23)

イ　各種リサイクル法への対応

自動車リサイクル法に基づく各業の登録及び許可事務を行い、各業で必要な手続き等をしない事業者に対し、勧告等を実施しています。平成 21 年度の許可登録関係（新規・更新）は 41 件、届出関係（変更・廃止）は 34 件でした。(24)

2　省資源・省エネルギーの推進

廃棄物の排出量の増大、エネルギー使用量の増大などに対応していくために、大量生産、大量消費、大量廃棄中心の考えを改め、使用節減、再使用、再生利用、再生品利用を積極的に推進していきます。また、エネルギー消費の実態を把握し、ライフスタイルや事業活動を見直し、省エネルギー機器・建物の普及を図ります。

化石燃料等の利用による環境への負荷の増大、資源の枯渇等に対応して、環境負荷の少ないエネルギーの選択を進めるとともに、太陽光発電などの自然エネルギーの利用や廃棄物焼却余熱などの都市廃熱の利用など、未利用エネルギーの利用をすすめます。

＜現況＞

平成 19 年度の本市のエネルギー消費量は、産業部門 41.4%、運輸部門 24.9%、民生家庭部門 18.6%、民生業務部門 15.1%という推計結果になっています。(22)

＜実施事業等＞

(1) 環境負荷の少ないライフスタイルの推進

日常生活や事業活動が省資源・省エネルギー型になるよう環境配慮指針を策定し（平成 11 年 3 月）、おおつ環境フォーラム生活の見直しグループとの協働により、ライフスタイルの見直しチェック表「エコチェック 31」の普及に努めるなど環境負荷の少ないライフスタイルを推進してきましたが、平成 21 年度は仰木の里学区、おおつ環境フォーラムなどと協働して、環境に配慮した暮らしを行うきっかけづくりとして、「仰木の里学区エコライフデー」を実施しました。

また、市の広報誌による省エネルギー等の啓発や市民に家庭での電気使用量を目で見て確認できる省エネ啓発機器を貸出し、省エネ・省資源活動を家庭で行うことを目的とした「省エネチャレンジャー事業」を実施しました。(22)

消費生活センターでは、消費生活条例の制定に伴い、消費生活における環境への配慮に関する規定を設け、環境負荷の少ない消費生活の推進に努めることを盛り込みました。また、啓発活動の一環としてリフォーム講座を開催しました。(10)

(2) 環境に配慮した消費（グリーン購入）の推進

環境への負荷の少ない製品・サービス等を優先的に購入することを「グリーン購入」といいます。この取り組みを積極的にすすめ、環境保全型商品、原材料等の市場形成を促進するため、平成 8 年 2 月に全国組織として「グリーン購入ネットワーク」が設立され、大津市も平成 8 年 8 月に加入しています。平成 11 年 3 月には「大津市役所グリーン購入推進基本方針」を定めました。また、県内の事業所や自治体等が連携してグリーン購入を推進するために、平成 11 年 12 月には「滋賀グリーン購入ネットワーク」が設立され、453 団体（平成 22 年 4 月現在）が加入し、大津市は幹事として携わってきました。(22)

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○ 「滋賀グリーン購入ネットワーク」の自治体のグリーン購入研究会に加入し、県内の自治体が組織的にグリーン購入を推進するために情報収集を行いました。また、9 月にリサイクルマーケット・イン大津でグリーン購入を呼びかけたほか、平成 22 年 3 月に市内の店舗における「環境にやさしい買い物キャンペーン」に参加しました。(22)

(3) 環境負荷の少ない事業活動の推進

○ 「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」第 97 条の規定に基づく環境保全協定を 62 事業所と締結しています。本協定に基づき、環境保全の取り組み等の実施状況について、各事業者から環境報告書が

提出され、この報告内容を市のホームページに掲載するなどして事業者の積極的な環境保全に関する活動状況を周知しました。また、協定締結事業所における環境管理の推進を目的とした研修会の開催や情報提供を行いました。(22)

○ 企業局では都市ガスへの燃料転換を推進しており、省エネのためのガスコージェネレーション設備の導入や工業炉・ボイラー等の燃料転換でCO_2削減による環境負荷の軽減を進めています。国においてもガスコージェネレーション導入による省エネ設備の導入、エネルギー多消費型設備の天然ガス転換について、補助制度を設けて推進しています。

別表のとおり、環境保全協定を締結した事業所を主に、コージェネレーション設備の導入や都市ガスへの燃料転換を実施されています。(48)

別表

年度	年間 CO_2 削減量 (t－CO_2)	算出方法	事業所名	転換時燃料	備考
平成 15	35,942.0	火力発電ベース	大津板紙㈱	C 重油	完了
	13,101.0	火力発電ベース	日本電気硝子㈱ 1 期	A 重油・LPG	完了
	228.0	火力発電ベース	ニプロ㈱	ブタン	完了
平成 17	575.0	火力発電ベース	日本電気硝子㈱ 2 期	A 重油	完了
	4,760.0	火力発電ベース	㈱カネカ	灯油	完了
平成 18	29,000.0	火力発電ベース	東レ㈱	C 重油	完了
	1,141.0	火力発電ベース	日本精工㈱	灯油・LPG	完了
	824.0	火力発電ベース	近江鍛工㈱	LPG	完了
	3,900.0	火力発電ベース	㈱カネカ	A 重油	完了
平成 19	8,300.0	火力発電ベース	東レ㈱	C 重油	完了
平成 20	980.0	火力発電ベース	東洋紡㈱総合研究所	A 重油	完了
	3,023.0	火力発電ベース	NECセミコンダクターズ関西㈱	A 重油	完了
平成 21	407.0	火力発電ベース	旅亭紅葉	A 重油	完了
合計	102,181.0	－	－	－	－

二酸化炭素の排出削減対策の成果を算定する方法

※ 火力発電ベース・・・火力発電で発電した「火力ベースの電気」

※ 全電源ベース・・・・・二酸化炭素が出ない原子力や水力など全ての電源を基にした「全電源ベースの電気」

(4) 環境負荷の少ない農業の推進

化学農薬や化学肥料の使用を通常の５割以下に削減する「環境こだわり農産物」の栽培への取り組みを推進するとともに、農業から排出される使用済みの廃プラスチックの適正処理を推進しました。(19)

(5) 未利用エネルギーの活用

太陽エネルギーや都市余熱などの未利用エネルギーを有効に活用することが大切です。市では大津市環境美化センターのごみ焼却施設の余熱を富士見温水プールの熱源に、また、北部クリーンセンターごみ焼却施設の余熱を老人憩の家「やまゆり荘」の入浴施設の熱源に利用しています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○ 市の公共施設における新エネルギー導入を推進するため、「市有施設における新エネルギー利用方針」に基づき、天神山保育園に 10kw、旧大津公会堂に 1.68kw の太陽光発電システムを設置しました。

市有施設への太陽光発電システム設置状況

設置場所	能力(kw)
天神山保育園	10
皇子山球場	3.57
旧大津公会堂	1.68
膳所小学校	18
膳所幼稚園	9
膳所浄水場	20
一里山緑のふれあいセンター	5
大石グリーンパーク	4.27
合計	71.52

3　環境への負荷の少ない都市基盤づくりの推進

人・物の移動や市街地の拡大によるエネルギー・資源消費の増大、住工混在などの環境問題等に対応するため、適正な土地利用や施設配置の検討、効率的な移動手段・システムの整備等をすすめ、環境負荷の小さな循環型のまちづくりを進めます。

公共施設等の管理者は、率先して地域の環境保全を図る立場から、適正な施設等の管理を行います。

＜実施事業等＞

(1) 公共交通網の整備

自動車交通と公共交通とが適正に連携した交通体系を構築することを目的として、平成 16 年度から浜大津駅を拠点として実施しているパーク&ライドを、平成 17 年度末から通年化しました。また、年間を通して駅でのポスター掲示やホームページにより事業の周知を行うとともに、秋の観光シーズンにおいては案内板の設置やチラシの配布等の集中的な広報展開により、平成 21 年度は下記のとおり利用台数は増加しました。(38)

パーク＆ライドの実施状況

年度	実施期間	利用台数	1日平均利用台数
平成 16	11/1～12/5	250 台	7.14 台
平成 17	3/11～12/4 12/28～3/31	2,580 台	7.11 台
平成 18	通年	7,189 台	19.70 台
平成 19	通年	8,417 台	23.00 台
平成 20	通年	8,734 台	23.9　台
平成 21	通年	11,320 台	31.0　台

(2) 道路交通網の整備

移動の効率性、利便性を高め、渋滞を解消して環境負荷を低減させるため、幹線道路や生活道路などの道路交通網の整備、歩道の整備を進めています。

ア　総合交通ネットワークの構築

平成 18 年度に策定した『大津市都市計画マスタープラン』における本市の都市交通体系整備の方針は、「自動車を賢く利用する」といったモビリティ・マネジメントの考えを基本にしています。この考えは、単なる公共交通の利用促進にとどまらず、環境対策を前提に市民における移動目的にあわせた各種交通機能の利用を想定しているものです。よって、モビリティ・マネジメントの考えを啓発しながら、その上で必要となる幹線道路や公共交通施設、道路環境の整備を行っていきます。(30)

イ　幹線道路・生活道路の整備

都市計画道路は戦後から高度経済成長期にその多くが定められました。人口の増加、経済の成長、交通量の増大、市街地の拡大等を前提に決定されたものと考えられますが、近年の全国的な人口の減少、将来交通需要の減少、経済の低成長、市街地の拡大の収束等の社会情勢の変化を踏まえると、都市計画道路の見直しの必要性が高まっています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○ 幹線道路の整備促進を図っていますが、都市計画決定後の社会・経済情勢の変化や周辺道路の整備状況の変化に伴い、当初の必要性に変化が生じている路線もあることから、平成 17 年度から都市計画道路網の見直しを進め、28 路線について、変更・廃止の手続きを行いました。(30)

○ 駅前にふさわしい安全・快適なまちづくりを目指して、堅田駅西口において都市の骨格となる幹線道路・

駅前広場・公園等の都市施設を整備する土地区画整理事業の推進を図りました。(33)

○ 狭隘な道路や老朽住宅が密集する大津駅西地区において、土地区画整理事業による基盤整備に併せて、住宅市街地総合整備事業による住環境の改善を推進し、中心市街地活性化を図りました。(34)

○ 街並み側溝整備事業として、堅田・長等・逢坂・中央・平野・膳所・瀬田学区等を対象に、古い街並みが現存し、道路幅員が狭く未改修の箇所において、昭和 58 年から現存の街並み保存を図りながら計画的に側溝整備を実施しています。(5 路線　延長 195m) (41)

○ 既存団地において新しく市道認定された道路は、側溝や舗装整備がほとんどされていないため、計画的に整備を行っています。(4 路線　5 箇所) (41)

○ 都市計画道路 3・4・9 号、都市計画道路 3・4・21 号、都市計画道路 3・4・53 号、市道幹 1066 号線、市道北 3225 号線、市道近江舞子線の道路改良を進めるとともに、生活道路の整備を行いました。(40)

(3) 環境保全型交通ネットワークの形成

ア　総合交通ターミナル機能の整備

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○ かねてより検討されてきた膳所駅の駅舎橋上化によるバリアフリー化に向けた駅周辺整備基本計画の策定、駅舎橋上化予備設計を実施しました。(32)

イ　歩道・自転車道の整備

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○ 大津市交通バリアフリー基本構想で重点整備地区となっているJR大津駅・京阪浜大津駅周辺地区において、歩道のバリアフリー化、歩道整備について地元及び関係機関と協議、調整を行いました。また、膳所駅周辺地区を新たな重点整備地区として位置づけ、バリアフリー整備の方向性について検討しました。(38)

○ 都市計画道路 3・4・9 号、都市計画道路 3・4・21 号、都市計画道路 3・4・53 号、市道幹 1066 号線、市道北 3225 号線、市道近江舞子線などで、歩道の設置及び改良を行いました。(40)

○ 歩道整備(4 路線　延長 545m)や、駅周辺・団地内道路の 3 箇所で、歩道の段差を解消する工事を行いました。(41)

ウ　駐車場・駐輪場の整備

自転車は環境への負荷の少ない乗り物ですが、駅前広場や歩道に放置されると、車椅子や歩行者の通行のさまたげとなり、救急、消火活動の支障となるなどの問題がおこります。市では、主要な駅前を中心に 33 箇所、15,192 台(自転車 11,239 台、原付・自動二輪 2,828 台、一時預り 1,125 台、平成 22 年 4 月 1 日現在)の駐輪場を整備し、利便性の向上を図るとともに放置自転車等の対策に努めています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○ 堅田駅前自転車駐車場の移転新築(41)

○ 石山寺駅前自転車駐車場で 2 箇所の増設(41)

大津市自転車駐車場一覧表

(H22.4.1)

番号	名称	開設年月日	設置者	構造・形式	延床面積 (㎡)	収容台数 (台)	内訳		
							自転車	バイク	一時
1	堅　田	昭 55.04.01 平 12.04.01 平 21.07.02	大津市	ｽﾗｲﾄﾞﾗｯｸ 立体 2 階	1,957	1,567	1,236	181	150

2	比叡山 坂本	昭 56.11.01 昭 58.04.01	大津市	平面自走式	1,099	600	300	200	100
3	比叡山 坂本第２	平 06.03.01	大津市	平面自走式	673	320	208	112	
4	坂　本	昭 56.05.01	大津市	平面自走式	698	300	175	97	28
5	唐　崎	昭 56.11.01 平 01.04.01	大津市	平面自走式	817	450	340	60	50
6	大津京	昭 56.11.01 平 12.04.01	大津市	平面自走式	945	710	566	105	39
7	石　山	昭 56.04.01	大津市	平面自走式	1,171 (JR529)	650	271	306	73
8	石山第２	平 06.05.01	大津市	平面自走式 立体２階	725	710	288	314	108
9	瀬　田	昭 56.10.01	大津市	平面自走式 立体２階 二段ラック	4,008	2,540	1,837	561	142
10	瀬田北	平 04.05.01 平 13.05.01	大津市	立体３階 二段ラック	540	313	298	15	
11	膳　所	昭 58.05.01 平 13.07.01	大津市 自普振	平面自走式	881	500	287	172	41
12	膳所２	昭 61.04.26	大津市	平面自走式	592	270	156	70	44
13	晴　嵐	昭 59.04.01	大津市	平面自走式 立体２階 高収納ﾗｯｸ	1,167	950	665	219	66
14	唐　橋	平 04.01.16	大津市	平面自走式	858	350	200	100	50
15	大　津	昭 56.10.01 昭 59.10.01 平 12.04.01	大津市	平面自走式 二段ラック	390	360	200	116	44
16	晴嵐２	平 03.04.01	大津市	平面自走式 二段ラック	416	470	400		70
17	おごと温泉	平 05.02.01	大津市	平面自走式 立体２階	1,973	710	390	200	120
小　計					18,910	11,770	7,817	2,828	1,125
1	小　野	平 14.04.01	大津市	平面自走式	1.552	700	700		
2	和　邇	昭 56.10.01	大津市	平面自走式	1,219	1,000	1,000		
3	蓬　莱	平 04.04.23	大津市	平面自走式	134	60	60		
4	志　賀	平 03.04.01	大津市	平面自走式	227	192	192		
5	比　良	平 03.04.01	大津市	平面自走式	106	120	120		
6	近江舞子	平 05.11.21	大津市	平面自走式	367	200	200		
7	北小松	平 03.04.01	大津市	平面自走式	118	50	50		
8	追　分	昭 58.04.01	大津市	平面自走式	176	100	100		
9	石山寺	昭 59.04.01	大津市	平面自走式	281	180	180		
10	滋賀里	平 02.09.15	大津市	平面自走式	350	180	180		
11	南志賀	平 02.09.15	大津市	平面自走式	350	180	180		
12	南　郷	平 07.10.01	大津市	平面自走式	250	150	150		
13	松の馬場	平 09.04.01	大津市	平面自走式	298	130	130		
14	近江神宮前	平 17.01.04	大津市	平面自走式	46	40	40		
15	石　場	平 18.04.01	大津市	平面自走式	98	60	60		
16	大石東	平 01.04.15	大津市	平面自走式	131	80	80		
小　計					5,703	3,422	3,422		
合　計					24,613	15,192	11,239	2,828	1,125

第５節　健全な水循環の確保

１　水循環機能の保全と創造

森林や農地の適切な維持管理、河川における自然浄化能力の維持・回復のための水質・水量の確保、水生生物等の生息環境、水辺植生等の保全、市街地部における雨水地下浸透の推進、湖辺環境の適正な保全等を通じて、健全な水循環の維持・回復を図ります。

市民に身近な水循環である井戸や湧水の保全・活用を進め、水循環の重要性について理解を深めます。

効率的な水利用を進めるため、水資源の有限性についての啓発、生産工程での水の循環的利用、水利用のムダを省くライフスタイルの普及を推進するとともに、雨水利用や再生水利用等の水循環に結びつく新たな水利用システムの検討を進めます。

＜現況＞

本市における水道使用量は、1 人 1 日あたりでみると減少傾向にあります。要因としては、かつて増加要因となっていた下水道の整備がほぼ終了したことに加え、近年の市民の節水意識の向上や洗濯機、食器洗い機等の節水型機器が普及したことが要因となっていることが推定されます。

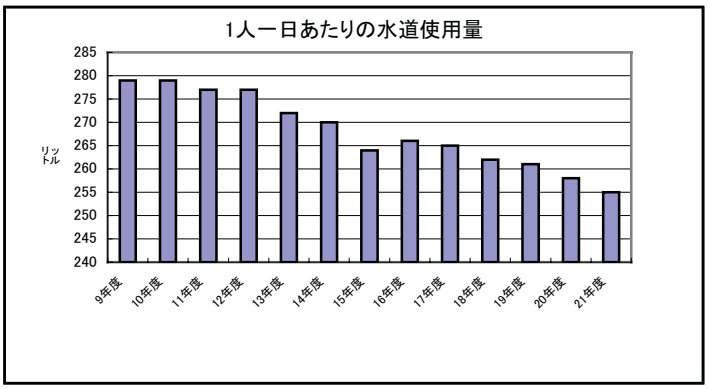

（注）平成 16 年度までは、旧志賀町との合併前の数値

＜実施事業等＞

(1) 水循環機能の保全と創造

ア　雨水の浸透と有効利用

○ 長等小学校ほか 4 施設に雨水浸透施設や雨水貯留タンクを設置しました。溜まった雨水は、花の水やり等に使用し子どもたちへ水の大切さを教える環境学習にも役立っています。また、雨水貯留施設設置の助成では、68 箇所について助成を行いました。(43)

○ 歩道の設置および改良に際して透水性舗装を採用しました。市道幹 1036 号線の延長 250m、市道中 3502 号線の延長 25m、市道中 2210 号線の延長 226mで実施しました。(41)

○ 公園整備事業を進めるうえで、透水性舗装による市街地の雨水の地下浸透に努めました。公園内には高木を中心とした植栽を図るとともに張芝等を行い、水循環機能の保全に努めています。(35)

(2) 水利用の効率化の推進

ア　水利用の効率化の啓発等

○ 第 51 回水道週間（6/1～6/7）に浄水場の一般公開を行い、琵琶湖の水が飲料水になるまでの過程を見学していただき、水の大切さに対する理解を深めていただきました。(49)

○ 第 51 回水道週間に、懸垂幕「水を大切にしましょう」を掲揚し、啓発に努めました。(49)

○ 「水道水源クリーン作戦（膳所浄水場周辺湖岸の清掃）」については、21 年度は新型インフルエンザの影響により中止となりました。(49)

○ 企業局発行の広報誌「パイプライン」で水道水質の現状及び基準、水道事業にかかる費用、限られた水源の大切さを啓発しました。(49)

イ　工場・事業場における水利用の効率化の推進

○ 市内事業所と環境保全協定を締結し、締結事業者に自らの管理による資源（水）利用の効率化を求めました。(22)

ウ　農業用水の有効利用の推進

○ ほ場整備事業で区画整理に伴う不耕作地の解消と水路整備により、田園の景観の保全や水の循環に伴う生態系の保全を図りました。また、ほ場整備区域内に設置した循環型反復利水のため池により、水の有効利用と濁水の防止を図りました。（田上関津地区・上仰木地区・上仰木Ⅱ地区・佐川地区）(20)

第６節　地球環境保全の推進

１　地球温暖化の防止

地球温暖化の原因物質である二酸化炭素等の排出量を削減していくために、ライフスタイルや事業活動の見直しを推進するとともに、エネルギー消費の少ない交通体系への転換などをすすめます。また、二酸化炭素を含め温室効果ガスの排出実態の継続的な把握に努めます。

＜実施事業等＞

(1) 地球温暖化防止地域行動計画の推進

ア　地球温暖化防止地域行動計画

市では、市民、事業者、行政のパートナーシップ（協働）により、地球規模の環境問題に取り組んでいくための課題と具体的な行動を示すとともに、これらの行動を推進していくための方向を明らかにした「大津市地球環境保全地域行動計画（アジェンダ 21 おおつ）」を平成 12 年 3 月に策定しました。

計画では、平成 22 年度に市民 1 人あたりの二酸化炭素排出量を、平成 2 年度の排出量より 6%削減すること、その他の温室効果ガスについては可能な限り削減に努めることを総合目標に掲げています。

市域の温室効果ガス排出量は、平成 19 年度は 2,146 千 t-CO2 で、このうち 93%を二酸化炭素が占めていました。また市民一人当たりの二酸化炭素は平成 2 年度に比べ 1.0%増加しており、民生家庭部門及び民生業務部門における増加が顕著でした。

温室効果ガス推計結果

（t-CO_2換算）

ガス	2007 年	
	排出量	割合
二酸化炭素	1,992,272	92.8%
メタン	6,576	0.3%
一酸化二窒素	12,482	0.6%
HFC 等 3 ガス	134,683	6.3%
合計	2,146,013	100%
市民 1 人当り	6.54	－

二酸化炭素推計結果

（t-CO_2換算）

部門		2007 年	
		排出量	割合
産業部門		737,172	37.0%
	製造業	723,238	36.3%
	鉱業・建設業	13,200	0.7%
	農林水産業	734	0.0%
民生家庭部門		412,583	20.7%
民生業務部門		321,033	16.1%
運輸部門		490,852	24.6%
	自動車	452,949	22.7%
	電車	37,903	1.9%
廃棄物部門		30,633	1.5%
合計		1,992,272	100%
市民 1 人当り		6.07	－

イ　おおつ環境フォーラムの活動

平成 13 年 12 月 1 日、『アジェンダ 21 おおつ』（大津市地球環境保全地域行動計画）に掲げた取り組みを市民、事業者、行政が力を合わせて推進することを目的におおつ環境フォーラムが設立されました。

おおつ環境フォーラムは、プロジェクトの推進を中心とした組織となっており、環境問題に関心を持つ会員が交流し、取り組むテーマとメンバーが固まれば活動計画をたてるとともに役割や責任を分担した「プロジェクト」として事業に着手することになります。

平成18年4月には、明日都浜大津4階に開設された「環境学習情報室(愛称:こどもエコ・ラボ)」に、事務局機能を設置しました。平成22年3月末現在、会員数は242人・団体で、9プロジェクト、4学習研究グループが活動しています。その他、フォーラム通信を作成するチームなどがある業務委員会、事務局があります。

プロジェクト等のリーダーや各種団体メンバーは、定期的に運営会議を開催し、事業調整や運営を行います。

<フォーラムのしくみ>

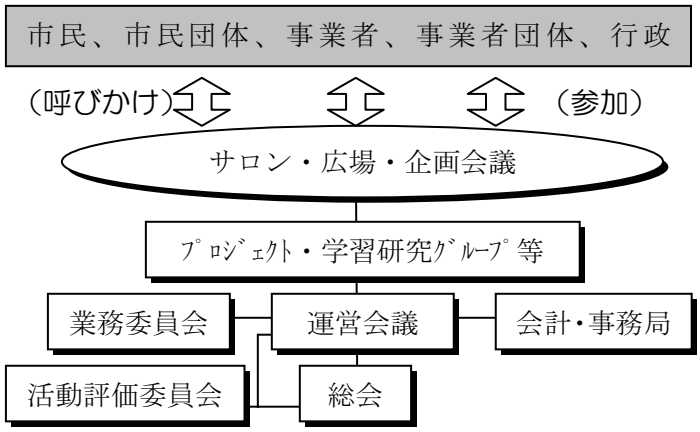

<プロジェクト等の名称>

(1)プロジェクト
①子どもが遊べる川づくり
②生ごみリサイクル
③菜の花
④環境マネジメントシステム
⑤ビオトープづくり
⑥自転車にやさしいまちづくり
⑦里山保全
⑧雑がみ及び紙分別とリサイクル
⑨大津の森とエコハウス

(2)学習研究グループ
①生活の見直し
②エネルギー
③いきいき河川
④景観

(3)業務委員会
①フォーラム通信チーム
②情報システムチーム

(4)その他の活動
おおつエコ祭り実行委員会 など

平成21年度の活動回数は延べ約630回、活動参加者数は約10,700人でした。前年度(640回、約9,400人)に比べて、活動回数はやや少なかったものの、参加者数は増加し、活発な活動が展開されました。

市では、「おおつ環境フォーラム」の活動を支援したほか、仰木の里学区自治連合会主催の「エコライフデー」をおおつ環境フォーラムと協働して進めました。(22)

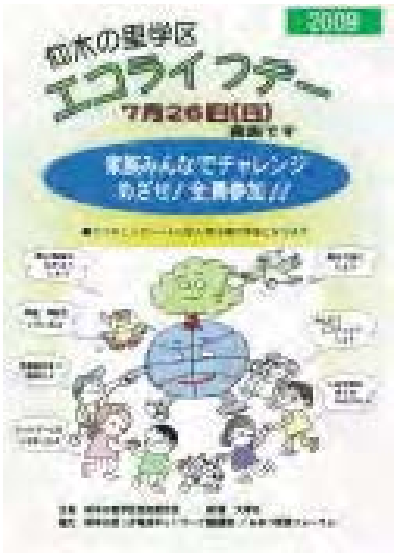

(2) 二酸化炭素（ＣＯ２）排出量の削減

ア　ＣＯ２排出の少ない都市構造の形成

○ 石炭、石油等を燃料とする工業炉、ボイラー等の設備を天然ガス化することにより、CO_2 の削減を図るため、産業用、業務用を中心にボイラー等の燃料転換を着実に進めています。また、高効率エネルギーシステムの導入を促進し、エネルギー等の効率化を図るため、産業用、業務用、家庭用において、ガスコージェネレーションシステムの普及を促し、設置台数は着実に伸びています。(48)

イ　ＣＯ２排出の少ない交通体系の形成

○ 天然ガス自動車の民間事業者への普及を促すため、企業局では自動車導入時の補助金制度をさらに充実させ、国の補助金額の 4/5 以内を補助して、ガソリン車との価格差を縮めています。PR活動の継続等により、公用車はもとより、着実に普及しています。（平成 21 年度末、大津市内に 93 台）(48)

○ バス事業者がノンステップバス車両を導入する際に、その一部を助成しました。（中型 1 台）(38)

2　オゾン層の保護

法律に基づくシステムによる特定フロン等の効果的な回収を進めます。

＜実施事業等＞

(1) 特定フロン等の効率的な回収の推進

地球環境問題への機運の高まりを背景に、平成 6 年 8 月から大津方式による廃冷蔵庫の冷媒フロンガス回収を開始し、平成 8 年度からは廃エアコンにまで適用範囲を拡大してきました。平成 13 年 4 月から施行された特定家庭用機器再商品化法により、廃冷蔵庫と廃エアコンの冷媒として使用されるフロンガスの回収義務が製造業者に課せられ、平成 16 年 4 月から廃冷凍庫についても同様の措置がとられています。したがって、処理対象機器の台数が激減したことにより、大津方式によるフロンガス回収は終了しましたが、家庭用冷風機等冷媒フロンガス使用機器については引き続き搬入施設において回収事業を実施することにより、「滋賀県大気環境への負荷の低減に関する条例」の趣旨に沿った適正処理に努めています。(23)

大津方式によるフロン回収状況

年度	処理台数（台）	
	廃冷蔵庫・冷凍庫	廃ｴｱｺﾝ
平成 10	2,562	356
11	2,327	454
12	3,143	893
13	463	315
14	34	11
15	45	3
16	15	1
17	15	16
18	5	0
19	0	0
20	7	0
21	0	0

上表には家庭用冷風機等冷媒フロンガス使用機器からの回収台数を含む

３　その他地球環境問題の取り組み

工場・事業場等の窒素酸化物、硫黄酸化物の排出抑制を進めます。

森林の保護のために、熱帯産木材等の使用抑制、木材製品の使用長期化や再利用など木材の利用方法を見直していくとともに、森林の整備と林産資源の活用を図ります。

＜実施事業等＞

(1) 木材製品の有効利用の促進

建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、特定建設資材である木材の再資源化を図るため、再資源化施設等で処分を行っています。(42)

第７節　生活環境の保全

１　環境汚染の未然防止

大気、水、土壌等の環境の質を回復・保全し、市民が安全で、健康に暮らせるよう公害防止対策を強化するとともに、汚染物質等の排出の一層の低減と適正管理を図っていきます。

環境負荷の低減を図るために、公共事業や特定事業等の環境配慮を推進します。

環境管理システムの整備など、環境保全に配慮した事業所数を拡大します。

＜実施事業等＞

(1) 公害防止対策の強化

ア　公害監視の強化

公害を未然に防止するため、法令に基づき届出時の指導、立入調査結果に基づく指導等を行っています。

大気環境の保全　第２章・第７節・2
水環境の保全　　第２章・第７節・3
音環境の保全　　第２章・第７節・4
　　参照

イ　検査施設の充実

環境基準や排水基準に係る検査を迅速かつ精度良く行うために、検査工程の改善や効率化を行い、検査精度の維持・向上を図っています。また、中核市移行により食品検査体制が整備され、新たな検査装置が導入されたことで、新たに対応可能となった環境検査項目についても、検査体制の充実を図っています。(16)

(2) 特定事業等の環境配慮の推進

ア　特定事業等の事前協議等

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」では、生活環境を阻害するおそれのある事業を「特定事業」または「大規模建設等事業」と定め、これら事業を行おうとする者は、環境保全の配慮について、予め市長と協議等を行うこととしています。

特定事業は、①土地区画形質を変更する事業　②生活環境を阻害するおそれのある事業　③中高層建築物の新築等に係る事業のうち一定規模以上のものであり、大規模建設等事業は土地区画整理事業や市街地再開発事業、大規模小売店舗等の建設事業です。

生活環境を阻害するおそれのある事業に係る事前協議の状況は次のとおりです。(22)

生活環境影響事業の事前協議件数

事業の種類	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21 年度
物品の販売業を営むための店舗	1	5	5	5	1
病院	1	0	2	0	0
工場又は作業場	10	14	10	8	5
駐車場又は自動車タ ーミ ナル	0	0	0	0	0
倉庫	0	0	0	1	0
資材置場	0	0	0	0	1
給油取扱所	5	5	0	0	0
ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ場、ｽｹｰﾄ場、ｽｲﾐﾝｸﾞﾌﾟｰﾙ、ｺﾞﾙﾌ練習場その他これらに類するもの	0	1	0	0	0
ﾊﾟﾁﾝｺ屋、ﾏｰｼﾞｬﾝ屋、ｹﾞｰﾑｾﾝﾀｰその他これらに類するもの	3	0	0	0	0
飲食店又は喫茶店	7	5	2	10	6
牛、馬、豚、猪、鶏を飼育する施設	0	0	0	0	0
合 計	27	30	19	24	13

（注）平成 17 年度までは、旧志賀町域分を含まない。【制度の制定なし】

(3) 環境保全協定の締結

大津市では、工場等から の水質汚濁や大気汚染、騒音、振動等の公害防止対策をさら に進めるため、昭和 50 年代から 大手製造業を中心と する 20 社と 公害防止協定を締結してきました。

しかし、地球環境問題などの公害以外の環境問題への対応は、規制に馴染まない点もあり 、事業者による自主的な取り組みが重要となっています。

このため、それまでの公害防止協定に代えて、環境管理体制の整備や環境負荷の低減、資源循環などの総合的な環境保全活動の推進を盛り込んだ環境保全協定を「大津市生活環境の保全と 増進に関する 条例」の規定に基づき 平成 12 年度より 締結しています。

平成 21 年度末現在、有効締結事業所数は 62 事業所で、本協定に基づく環境保全の取り組みについて報告を受け、市ではホームページに掲載するなどして事業者の積極的な活動状況を周知しました。また、協定締結事業所における 環境管理の推進を目的とした研修会の開催や情報提供を行ったほか、琵琶湖一斉清掃への参加の呼びかけを行い、多く の事業者がこれに参加しました。(22)

環境保全協定締結事業所　　平成 22 年 8 月末現在

事　業　所　名	締結年月日
大津板紙株式会社 株式会社カネカ　滋賀工場 三洋電機株式会社　総務人事本部　滋賀総務人事センター 東洋紡績株式会社　総合研究所 東レエンジニアリング株式会社 滋賀事業場 東レ・オペロンテックス株式会社 滋賀事業場 東レ株式会社　滋賀事業場 東レ株式会社　瀬田工場 日本精工株式会社　大津工場 日本電気硝子株式会社　大津事業場 ルネサス関西セミコンダクタ株式会社　滋賀工場	平成 12 年 11 月 15 日
近江鍛工株式会社本社工場 近江電子工業株式会社 大津電機工業株式会社 関西ティーイーケィ株式会社 株式会社近畿分析センター 湖国精工株式会社 株式会社島津製作所瀬田事業所 島津プレシジョンテクノロジー株式会社 島津メクテム株式会社 新生化学工業株式会社 タカラバイオ株式会社 東レエンジニアリング株式会社瀬田工場 日伸工業株式会社 日本黒鉛工業株式会社 日本電気株式会社関西デバイス研究所 日本電産キョーリ株式会社 日本酪農協同株式会社滋賀工場 株式会社ビッツ 宮川印刷株式会社	平成 13 年 2 月 26 日
イオンリテール株式会社ジャスコ西大津店 株式会社関西アーバン銀行 株式会社滋賀銀行 生活協同組合コープしが 合同会社西友大津店 株式会社そごう・西武　西武大津店 株式会社瀬田アーバンホテル 西日本電信電話株式会社滋賀支店 株式会社琵琶湖グランドホテル 株式会社琵琶湖ホテル 琵琶湖リゾートホテル株式会社旅亭紅葉	平成 13 年 10 月 25 日
株式会社暁精工所 エヌワイ工業株式会社 東レテクノ株式会社 東レ・プレシジョン株式会社 株式会社平和堂	平成 15 年 2 月 25 日
京阪電気鉄道株式会社大津鉄道事業部 株式会社クリスタル光学 江州計器工業株式会社 湖南精工株式会社 西武ゴルフ株式会社大津プリンスホテル 株式会社東レリサーチセンター	平成 16 年 3 月 26 日
井筒食品株式会社 納谷塗装工業株式会社 洛東化成工業株式会社	平成 17 年 3 月 24 日
江若交通株式会社 寿木材工業株式会社 ゼオンポリミクス株式会社大津事業所 株式会社パルコ大津店	平成 18 年 3 月 27 日
株式会社国華荘びわ湖花街道 株式会社緑水亭びわこ緑水亭	平成 19 年 3 月 28 日
株式会社きくのや	平成 20 年 3 月 28 日

(4) 事業者の環境管理（マネジメント）システムの整備の推進

地球環境問題を中心とした今日の環境問題に対応するには、事業者も活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らすため、自主的かつ積極的に環境保全の取り組みを進めていくことが求められます。環境マネジメントシステムは、そのための有効なツールであり、事業者の自主的判断により取り組まれています。

ア　ISO14001 認証取得

環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001は、システムを構築した場合、そのことを自ら宣言するか、あるいは外部の機関に証明してもらう（第三者認証）ことが可能です。平成22年4月末現在の大津市内の認証取得数は、55件となっています。（日本適合性認定協会資料より）(22)

イ　環境管理実施事業所

「大津市生活環境の保全と増進に関する条例」第107条に基づき、ISO14001の認証取得をしていること、排出水等の測定を行っていることなどの要件を満たしている事業所を「環境管理実施事業所」として認定し、公表するとともに、条例に規定する一部の手続きを軽減しています。(22)

環境管理実施事業所認定事業所（五十音順）（平成22年8月末現在）

事業所の名称	所在地
株式会社カネカ滋賀工場	比叡辻二丁目1-1
東レ株式会社滋賀事業場	園山一丁目1-1
東レ株式会社瀬田工場	大江一丁目1-1
日本精工株式会社大津工場	晴嵐一丁目16-1
日本電気硝子株式会社大津事業場	晴嵐二丁目7-1
ルネサス関西セミコンダクタ株式会社滋賀工場	晴嵐二丁目9-1

(5) 公害苦情処理等の体制整備

最近の苦情は、市民の住環境に対する意識の高まりを反映して、都市生活に起因するものや感覚、心理的なものまで多様化してきており、いわゆる典型7公害(大気汚染・水質汚濁・騒音・振動・悪臭・土壌汚染・地盤沈下)のみならず雑草、ペットの飼育、害虫等々広範囲に及んでいます。

平成21年度の苦情件数は、227件（平成20年度は240件）でした。そのうち、典型7公害に係る苦情は99件（平成20年度は119件）で、その内訳は水質汚濁が約5割を占めました。以下、騒音、悪臭、大気汚染、振動の順で、土壌汚染、地盤沈下に係る苦情は寄せられていません。また、典型7公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの（雑草の繁茂等による生活環境上の支障）です。(22)

公害苦情件数の推移

（注）平成18年度以降は、旧志賀町域を含む。　（件）

公害の種類＼年度		平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
大気汚染		19	13	12	10	14	25	18	12	14	14
水質汚濁		48	42	42	52	29	38	58	62	57	48
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
騒音		36	24	28	22	18	28	36	27	26	20
振動		5	4	2	2	4	5	4	3	2	1
悪臭		14	12	10	14	16	25	16	15	20	16
典型7公害　計		122	95	94	100	81	121	132	120	119	99
その他	典型7公害　以外	2	2	3	2	4	11	5	8	7	2
	空地（雑草等）	95	85	111	80	113	122	187	104	114	126
合　計		219	182	208	182	198	254	324	232	240	227

＊件数は市が当該年度新規に受理したもので、1件の苦情内容が2つ以上の種類の公害にわたる場合は、主な公害の種類を1つとして計上している。

平成 21 年度の典型 7 公害の苦情件数を発生源別に見ると、建設業が最も多く、次いで製造業となっています。

公害の種類別・業種別苦情件数（典型7公害）

（平成21年度）（件）

公害の種類＼発生源	合計	農業	林業	漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	情報通信業	運輸業	卸売・小売業	金融・保険業	不動産業	飲食店・宿泊業	医療・福祉	教育・学習支援業	複合サービス事業	サービス業	公務	分類不能の産業
大気汚染	11	0	0	0	0	4	3	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0
水質汚濁	19	0	0	0	0	8	2	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	1	1	2
騒　音	18	0	0	0	0	7	3	0	0	2	0	0	0	1	0	0	1	3	0	1
振　動	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪　臭	7	0	0	0	0	0	3	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1
その他	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	3
合　計	61	0	0	0	0	20	11	1	0	3	3	0	2	5	0	0	2	6	1	7

＊発生源が「会社・事業所」の苦情が対象

ア　苦情の処理体制及び処理状況

公害苦情の申立や相談については、公害主管課が窓口となって行うほか、市民相談担当課等を経由して受理するケースもあります。

苦情を受理すると早急に現地調査等を実施し、状況の把握、原因の特定、規制基準の適否確認などをした後、発生源に対し改善指導や助言を行っています。しかし、調査の結果、法的規制を受けないものや規制基準内の場合もあり、苦情処理に当たっては、双方の言い分を聞きながら解決に努めています。中には、過去からの感情的なもつれや、いきさつが内在しているケースで、行政としての対応に苦慮したり、解決に時間を要するものや、苦情者が納得できる解決に至らないこともあります。(22)

典型 7 公害以外の苦情は、そのほとんどが空地の管理に関するもの（雑草の繁茂等による生活環境上の支障）で、これについては土地所有者若しくは管理者に対して文書による刈り取り指導等を行っています。(22)

また、廃棄物関係については、平成 16 年 1 月から、不法投棄や散在性ごみなどに対する苦情等の事務処理作業の迅速化・的確化・効率化及び経費の削減を図るため、電話受付を行う「ごみコールセンター」と地図情報システムを連携した「廃棄物収集情報管理システム」を運用しています。平成 21 年度の廃棄物関係苦情受付件数は、野焼き 8 件、放置自転車 3 件、不法投棄 62 件、その他 148 件でした。(23)

2　大気環境の保全

自動車の増加にともない排気ガス等が大気汚染に大きな影響を及ぼしていることから、環境負荷の少ない公共交通機関の利便性向上や自転車利用の促進、国、県等との連携による広域的な交通対策を推進します。

工場・事業場の事業活動による大気環境の悪化を防止するため、調査、監視、指導体制を維持・強化します。

工場・事業場や畜産業からの悪臭対策を推進します。

(1) 大気汚染防止対策の推進

＜現況＞

大気汚染は、工場・事業場等の固定発生源や自動車等の移動発生源で発生する汚染物質の排出に起因し、汚染濃度が高くなると人の健康および生活に有害な影響を及ぼします。

本市は、概して大きな固定発生源もなく、山地と琵琶湖に挟まれた地形であるため、大気汚染の状況は全般に良好であり、各汚染物質の経年変化は近年横ばいで推移しています。しかし、交通の要衝であることから局所的には移動発生源の影響が見られ、幹線道路沿線の大気汚染の把握は、重要な課題となっています。

＜実施事業等＞

(1)－①　大気環境監視局の適正配置等による監視・測定体制の整備

ア　大気環境監視局における調査

大津市では大気汚染防止法第 22 条に基づき、昭和 49 年より大津市域の大気汚染状況を把握するため大気汚染常時監視測定局を設置し、昭和 63 年にはテレメーターシステムの導入により中央局による常時監視を実施しています。

現在、一般環境測定局 4 箇所、自動車排ガス測定局 3 箇所の計 7 箇所の測定局で常時監視を継続して行っています。(22)

平成 21 年度の更新機器は以下のとおりです。

- 堅田局のオゾン自動測定記録計の更新
- 逢坂局の窒素酸化物自動測定記録計の更新

大気汚染常時監視測定局位置図

大気汚染常時監視測定局及び測定項目一覧表　　（平成 22 年 4 月 1 日現在）

種別	名称	所在地	測定項目											
			二酸化いおう	窒素酸化物	一酸化炭素	オキシダント	炭化水素	浮遊粒子状物質	気象				騒音計	テレメータ
									風向	風速	温度	湿度		
一般局	下阪本	下阪本四丁目 15-12		○		○		○	○	○				○
	藤尾	稲葉台 28 番地先		○				○	○	○	○	○		○
	堅田	本堅田三丁目 25－26		○		○		○	○	○	○	○		○
	膳所	由美浜 1-1				○								○
自排局	石山	石山寺三丁目 11-20		○	○	○		○	○	○			○	○
	逢坂	音羽台 6－1		○	○		○	○	○	○				○
	上田上	上田上牧町字恋ノ山 760－2		○	○			○	○	○				○

一般局：一般環境局　　自排局：自動車排ガス局

大気環境監視局における測定結果は次のとおりです。

（センター局のデータは滋賀県衛生環境センター（現琵琶湖・環境科学研究センター）提供による（H17 年 3 月 31 日で廃局））

a　二酸化窒素

平成 21 年度はすべての測定局で環境基準を達成していました。

また年平均値については、各測定局とも近年横ばいで推移しています。(22)

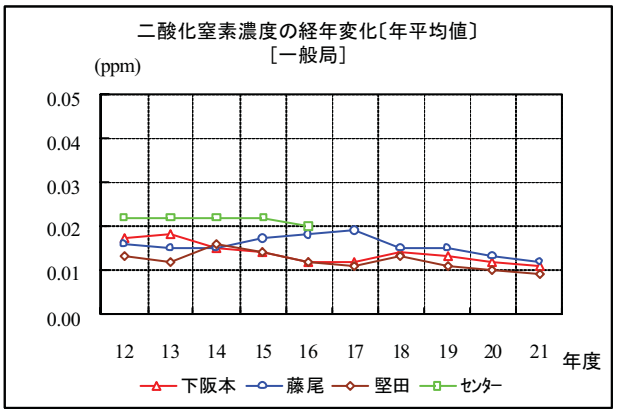

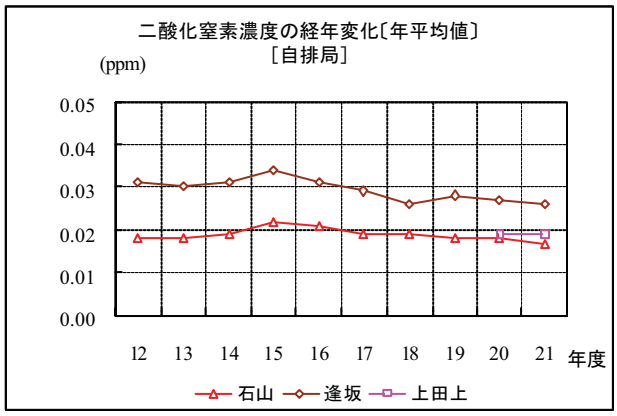

b　光化学オキシダント

平成 21 年度は、全国的な状況と同様に、すべての測定局で環境基準が非達成でした。

また、光化学オキシダント注意報の発令の目安とされている一時間値が 0.12ppm 以上であった日数(有効測定局の合計)は、平成 21 年度はありませんでした。また、昼間の 1 時間値の年平均値の経年変化については、各測定局とも横ばいで推移しています。(22)

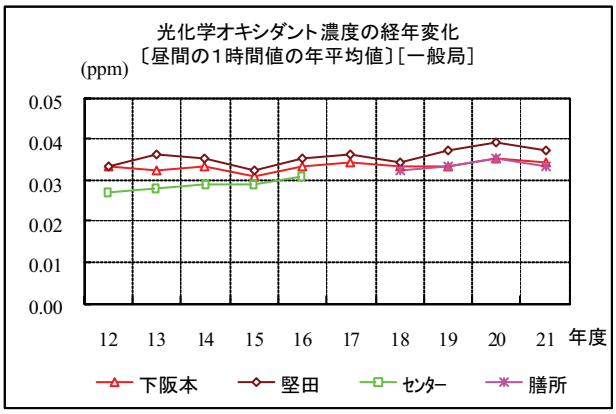

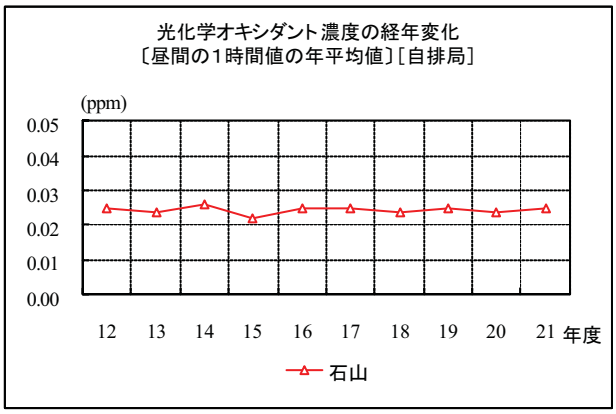

c　浮遊粒子状物質

平成 21 年度は長期的評価において、すべての測定局で環境基準を達成していました。また、年平均値については、近年横ばいで推移しています。(22)

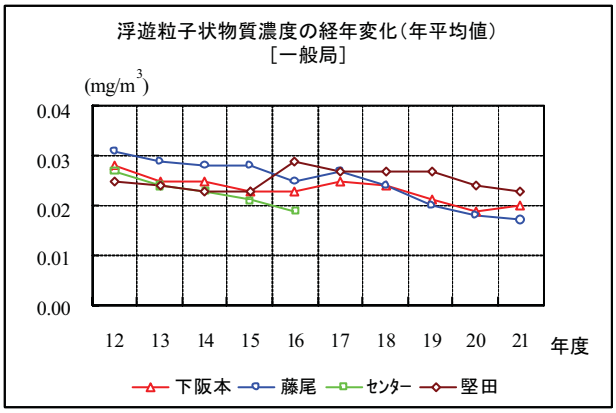

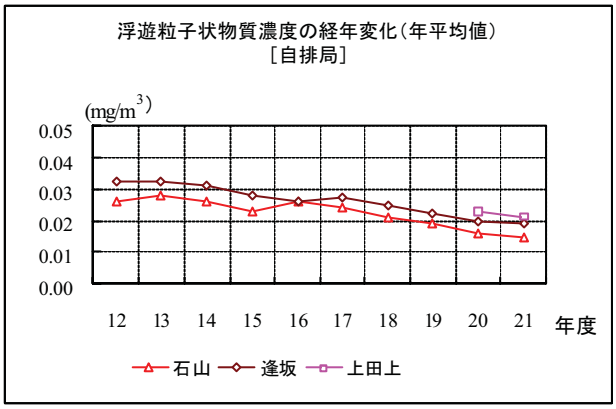

d　一酸化炭素

平成 21 年度は全ての局で環境基準を達成していました。

また、年平均値については、各測定局とも近年横ばいで推移しています。(22)

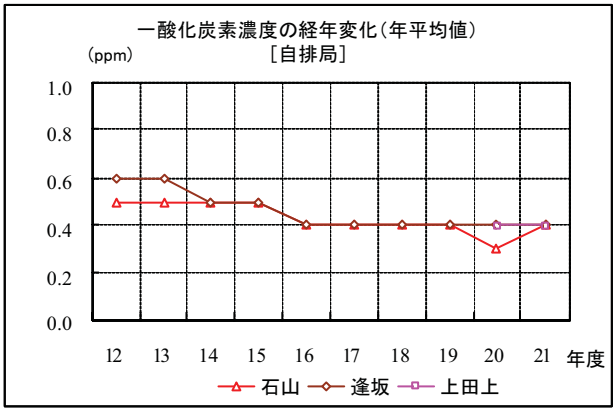

e　炭化水素

炭化水素には環境基準が設定されていませんが、「光化学オキシダントの生成防止のための大気中の炭化水素濃度指針」が定められ、「炭化水素の測定については、非メタン炭化水素を測定することとし、光化学オキシダント生成防止のための濃度レベルは、6～9 時の 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC の範囲にあること。」とされています。

測定結果のうち、3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数が平成 21 年度は 35 日間となっており、指針値は満たされていませんでした。(22)

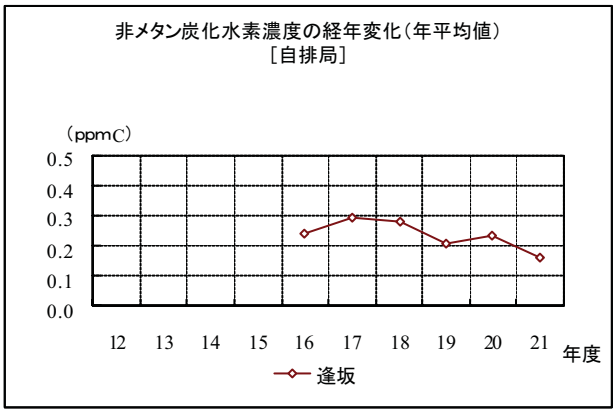

環境基準

大気汚染の原因物質として、いおう酸化物、窒素酸化物、ばいじん、一酸化炭素、炭化水素やこれら物質の光化学反応により発生する光化学オキシダント等があります。

環境基本法では、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、次に示す環境基準を定めています。

大気汚染に係る環境基準

物質	二酸化いおう	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント
環境基準	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm 以下であり、かつ 1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、10ppm 以下であり、かつ 1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、0.1 ㎎/m³以下であり、かつ 1 時間値が 0.2 ㎎/m³以下であること。	1 時間値の 1 日平均値が、0.04ppm から 0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
設定時期	昭和 48 年 5 月 16 日	昭和 45 年 2 月 20 日	昭和 47 年 1 月 11 日	昭和 53 年 7 月 11 日	昭和 48 年 5 月 8 日
備考	1. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10 ミクロン以下のものをいう。 2. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。				

有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準

物　　質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	一年平均値が 0.003mg/m³以下であること。
トリクロロエチレン	一年平均値が 0.2mg/m³以下であること。
テトラクロロエチレン	一年平均値が 0.2mg/m³以下であること。
ジクロロメタン	一年平均値が 0.15mg/m³以下であること。

(1)－②　大気環境監視局以外の調査

ア　環境測定車による調査

本市では、主に常時監視測定局が設置されていない地域を中心に、大気質の状況を把握することを目的とし

て、環境測定車による調査を実施しています。

平成 21 年度は、湖西道路周辺(木戸)の大気環境調査を実施しました。(22)

イ　浮遊粉じん調査

a　浮遊粉じん調査

平成 21 年度は、上田上地域(牧)及び田上地域(羽栗)の 2 ヶ所で行いました。

測定値については、年平均値で牧が 24 μg／m³、羽栗が 26 μg／m³でした。(22)

平成21年度　浮遊粉じん量調査結果

(μg／m³)

場所 ／ 年月	H21.4	5	6	7	8	9	10	11	12	H22.1	2	3	最大	最小	平均
上田上市民ｾﾝﾀｰ(牧)	12	24	49	13	29	30	25	23	25	28	23	12	49	12	24
南部衛生ﾌﾟﾗﾝﾄ(羽栗)	16	27	46	13	35	28	24	24	24	32	28	11	46	11	26

b　浮遊粉じん中の重金属調査

木戸、牧等市内の 9 箇所で浮遊粉じん中の重金属調査を実施した結果、どの項目も低濃度で問題のない数値でした。(22)

平成21年度　粉じん中の重金属等の測定結果

測定場所	調 査 日 時	ｻﾝﾌﾟﾘﾝｸﾞ流量	粉じん量	カドミウム	鉛	クロム	マンガン	鉄	亜鉛	銅
		m³	μg/m³	μg/Nm³	μg/Nm³	μg/Nm³	μg/Nm³	μg/Nm³	μg/Nm³	μg/Nm³
音羽台（逢坂局）	2009/5/27～5/28	1,680	46	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	0.018	0.66	＜0.1	0.43
	2009/8/27～8/28	1,646	47	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.44	＜0.1	0.29
	2009/11/25～11/26	1,635	19	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.21	＜0.1	0.43
	2010/2/18～2/19	1,784	46	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.32	＜0.1	0.42
本堅田（堅田局）	2009/5/25～5/26	1,702	13	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.19	＜0.1	0.40
	2009/8/26～8/27	1,594	36	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	0.019	0.62	＜0.1	0.67
	2009/11/19～11/20	1,763	12	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.12	＜0.1	0.093
	2010/2/22～2/23	1,793	42	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.35	＜0.1	0.17
仰木の里（北部衛生プラント）	2009/5/25～5/26	1,858	11	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.20	＜0.1	0.49
	2009/8/26～8/27	1,375	23	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.23	＜0.1	0.27
	2009/11/19～11/20	1,717	13	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.12	＜0.1	0.19
	2010/2/22～2/23	1,678	32	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	0.016	0.44	＜0.1	0.31
北比良（志賀衛生プラント）	2009/5/25～5/26	1,696	13	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.16	＜0.1	0.33
	2009/8/26～8/27	1,589	19	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.11	＜0.1	0.11
	2009/11/19～11/20	1,762	14	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.09	＜0.1	0.53
	2010/2/22～2/23	1,776	19	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	0.018	0.53	＜0.1	0.59
木戸（木戸市民センター）	2009/5/25～5/26	1,683	33	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.32	＜0.1	0.26
	2009/8/26～8/27	1,658	22	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.26	＜0.1	0.17
	2009/11/19～11/20	1,763	12	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.10	＜0.1	0.36
	2010/2/22～2/23	1,717	30	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	0.015	0.43	＜0.1	0.59
萱野浦（新瀬田浄水場）	2009/5/27～5/28	1,712	37	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	0.017	0.53	＜0.1	0.37
	2009/8/24～8/25	1,670	14	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.14	＜0.1	0.92
	2009/11/24～11/25	1,760	27	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.14	＜0.1	0.15
	2010/2/18～2/19	1,804	32	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.33	＜0.1	0.23
一里山（瀬田東市民センター）	2009/5/28～5/29	1,684	29	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.26	＜0.1	1.0
	2009/8/24～8/25	1,674	22	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.18	＜0.1	0.18
	2009/11/24～11/25	1,759	27	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.15	＜0.1	0.41
	2010/2/23～2/24	1,762	51	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.38	＜0.1	0.11
羽栗（南部衛生プラント）	2009/5/27～5/28	2,025	27	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.26	＜0.1	0.14
	2009/8/20～8/21	1,631	35	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	0.018	0.65	＜0.1	0.73
	2009/11/24～11/25	1,767	24	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.12	＜0.1	0.26
	2010/2/18～2/19	1,804	28	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.24	＜0.1	0.29
牧（上田上市民センター）	2009/5/27～5/28	1,377	24	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.34	＜0.1	1.1
	2009/8/20～8/21	1,563	29	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.16	＜0.1	0.26
	2009/11/24～11/25	1,762	23	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.13	＜0.1	0.46
	2010/2/18～2/19	1,800	23	＜0.0006	＜0.05	＜0.01	＜0.015	0.27	＜0.1	1.2

(1)－③　大気汚染物質の排出抑制

大気汚染の原因としては、大きく分けて工場・事業場などの固定発生源から排出されるばい煙等と、自動車の排気ガス等の移動発生源によるものがあり、以前は、工場等から排出される硫黄酸化物が主に問題となっていましたが、現在は、自動車の大幅な増加に伴い、排気ガスによる汚染が問題となってきています。

大気汚染の防止のために、工場・事業場及び自動車から排出される汚染物質に対して法令による規制その他様々な対策が行われているところです。

大気汚染防止法に定めるばい煙発生施設を有する事業場に対し、届出施設の設置状況、排ガスの自主測定結果等の確認、立入調査による法で定める排出基準や市条例に基づくばい煙に係る規制基準の遵守状況の確認調査を行い、適切な指導を行っています。(22)

ア　工場・事業場の対策

(ｱ) 法令等による規制

a　法律による規制

昭和43年6月に「大気汚染防止法」が制定され、ばい煙や粉じんを排出する一定規模以上の施設をばい煙発生施設及び粉じん発生施設として定め、施設設置者に対し届出、排出基準の遵守等の規制が行われています。

法律による「規制対象物質」は、ばい煙(いおう酸化物、ばいじん、有害物質(カドミウム及びその化合物等 5物質)、特定有害物質(未指定))及び粉じんです。

また、「ばい煙発生施設」としてボイラー等32施設を、「一般粉じん発生施設」としてコンベア等5施設を、「特定粉じん発生施設」として解綿用機械等9施設を定め、それぞれの施設ごとに規制基準等が設定されています。本市では、昭和 59 年 4 月に大気汚染防止法に基づく政令市の指定(工場に係るものは除く。)をうけ事務を行ってきました。平成21年度からは中核市に移行したことから工場に係るものを含めて事務を行っています。

主な規制の概要は次のとおりです。

(a)　いおう酸化物

いおう酸化物の排出基準はK値規制と呼ばれ、現在は第8次規制となっています。本市においては、昭和46年に15.8であったものが順次強化され、昭和50年4月からは 8.76 となっています。(旧志賀町域は 17.5 となっています。)

(b)　ばいじん

施設の種類及び規模ごとに排出基準が定められており、昭和 57 年に基準の大幅な強化や施設の追加が行われ、現在は第 4 次規制となっています。

(C)　窒素酸化物

施設の種類、規模及び設置年度ごとに排出基準が定められており、昭和48年の第1次規制以降、順次排出基準の強化や対象施設の拡大が行われ、現在は第 5 次規制となっています。

(d)　粉じん

粉じんのうち、石綿その他人の健康に係る被害を生じる恐れのある物質を「特定粉じん」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」とし、特定粉じんは、大気中の石綿濃度を、一般粉じんは施設の構造、使用及び管理に関する基準により規制しています。

なお、本市には特定粉じん発生施設を設置しているところはありません。

b　県条例による規制

昭和 47 年に「滋賀県公害防止条例」の改正が行われ、県独自にばい煙発生施設で電気用陶磁器の製造の

用に供する焼成炉等 6 施設が、規制物質でアンチモン、フェノールが、さらに有害物質については、排出口規制のほかに敷地境界での基準設定等の横だし規制が設けられ、同 48 年 4 月より施行されています。

また、大気汚染防止法第 4 条第 1 項の規定に基づく排出基準を定める条例で、有害 5 物質に係る上乗せ排出基準も定められています。

大津市は大気汚染防止法と同様に、昭和 59 年 4 月から工場に係るものを除く事務委任を受け、平成 21 年度から工場に係るものを含めて事務を行っています。

c　市条例による規制

平成 11 年 6 月に大津市生活環境の保全と増進に関する条例が施行されました。この条例においては、ばい煙発生施設として 13 業種等の施設を、粉じん発生施設として 9 業種等の施設を指定するとともに、ばい煙に係る規制基準としてカドミウム等 12 物質の濃度基準(排出口、敷地境界線上)、アクリロニトリル等 10 物質を指定化学物質として設備・管理基準を設け、粉じんに係る規制基準として構造・設備基準を設けています。

(ｲ) 法令等による届出状況

大気汚染防止法に基づき届出されているばい煙発生施設は、223 事業場に設置されている 401 施設(平成 22 年 3 月末)で、その内訳は別表のとおりです。

施設の種類は 9 種で、その中でボイラーが218 基と最も多く、全施設の約 54%を占め、次いでディーゼル機関、ガスタービン(いずれも非常用が主)、乾燥炉の順となっており、コンビナートのような大規模ばい煙発生施設はなく、ほとんどが排ガス量 4 万m^3N／h 未満の施設となっています。(22)

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設届出状況

(平成22年3月末現在)

区分 / 項	ばい煙発生施設の種類	事業場	
		事業場数	設置数
1	ボイラー	１０５	２１８
5	金属溶解炉	1	6
8の2	燃焼炉	2	6
9	窯業焼成炉・溶解炉	1	１２
１１	乾燥炉	9	２４
１３	廃棄物焼却炉	１０	１３
２９	ガスタービン	３１	４５
３０	ディーゼル機関	５７	６７
３１	ガス機関	7	１０
合計		２２３	４０１

※事業場数の合計は、１事業場で２種類以上の施設を設置しているところがありますので、施設の種類ごとの事業場数の各項の合計とは一致しません。
※電気事業法等に係る施設を含みます。

(ｳ) 工場・事業場の監視・指導状況

大気汚染防止法や市条例に基づき届出施設の排出基準の遵守状況を監視するため、煙道排ガス調査等を行っています。

また、届出施設の確認、排ガス関係の調査、及び特定粉じん排出等作業の確認調査と合わせて平成21年度は延べ6カ所の工場・事業場の立ち入り調査を行いました。(22)

イ　アスベスト飛散防止対策

アスベストの大気中への飛散を防止するため、大気汚染防止法に基づく特定粉じん排出作業等を実施する工事現場への立入り、法に規定する作業基準どおりに工事が実施されているかを確認しました。(平成 21 年度

は 32 件の届出に対して 27 件の立入調査を実施）

また、平成17年10月以降、飛散性アスベストの除去作業が実施される工事現場には必要に応じて労働基準監督署と合同で立入調査を行っています。(22)

(1)－④　光化学オキシダントの監視の実施及び注意報発令時等の緊急時体制の整備

光化学スモッグは、オキシダント濃度が上昇して形成する現象で、一般的に夏の日ざしが強くて、風が弱く、気温が 24℃以上、風速が 5m/秒以下の気象状態で発生しやすいと言われています。

光化学スモッグの発生に備え、県では「滋賀県光化学スモッグ対策実施要綱」を定め、毎年 5 月から 9 月まで特別監視体制をとっています。これを受けて本市においても光化学スモッグ周知連絡体制をとり、光化学スモッグ注意報等の発令通知を受けると、直ちにこの連絡体制に従って関係機関に連絡を行い、市民、関係施設への周知を図っています。また、人体被害状況の把握にも努めていますが、ここ十数年間被害の発生は報告されていません。本市域に関係する光化学スモッグ注意報発令状況は図のとおりで、年によって大きなバラツキがあります。平成 21 年度は注意報の発令はありませんでした。

なお、現在までの発令は注意報のみで、警報、重大緊急警報は発令されていません。(22)

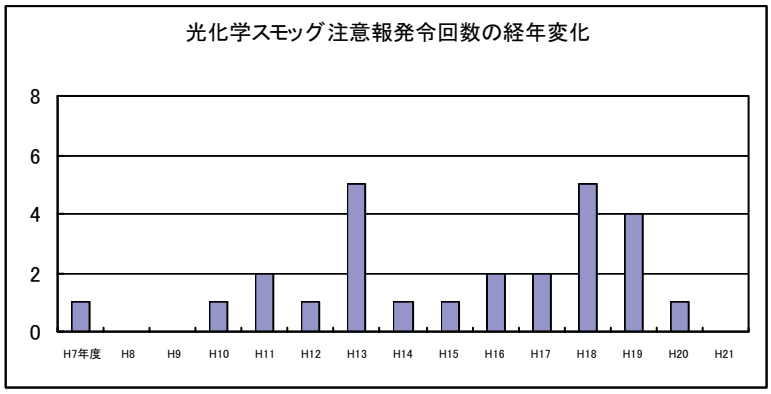

（注）旧志賀町域は、発令区域対象外

光化学スモッグ

光化学スモッグ注意報等発令基準

区　分	発　令　基　準
注 意 報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
警　報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。
重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が0.40ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。

光化学スモッグ発令地域区分表

発　令　地　域	地　域　の　範　囲
大津市中部・南部	坂本、日吉台、下阪本、唐崎、志賀、比叡平、藤尾、長等、逢坂、中央、平野、膳所、富士見、晴嵐、石山及び南郷の各学区 （坂本学区から南郷学区までの瀬田川以西の地域）
大津市瀬田・草津市・栗東市	瀬田南、瀬田、瀬田北及び瀬田東の各学区（大津市分のみ） （瀬田地域）
大津市北部	伊香立、真野北、真野、堅田、仰木、仰木の里、仰木の里東及び雄琴の各学区

(2) 総合交通公害防止対策

＜現況＞

市内の自動車の保有台数は、平成 20 年度末現在で約21万台(二輪車等を含みます。)となり、前年度と比較すると約 1 千台増加しました。自動車から排出される汚染物質には、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、一酸化炭素、炭化水素等がありますが、特に二酸化窒素と、ディーゼル車から排出される黒煙が問題となっており、大都市及びその近郊で自動車交通量の多い地域では、環境基準の達成率が低くなっています。

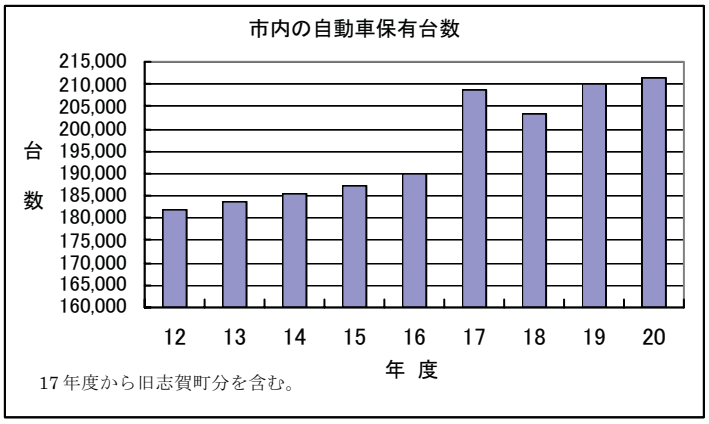

本市には、新名神高速、名神高速、京滋・西大津両バイパス、国道 1 号、161 号等の主要幹線道路が通っており、自動車排出ガスによる影響が懸念されるところですが、市内 3 個所の自動車排出ガス監視局の二酸化窒素の測定結果は、いずれの局も環境基準を達成しており、大都市及びその近郊に比べると大気汚染の度合いは低い状況です。

ア　大気汚染調査の実施

自動車排出ガスによる影響が懸念される市内 3 個所の地域では自動車排出ガス監視局により、常時監視を実施しています。(22)

イ　低公害車等利用促進

大津市役所の公用車の省エネ使用対策として、処分された放置自転車を再利用した「エコ自転車」の利用を促進するとともに、低公害車の計画的導入を推進しています。(22)

(3) 有害大気汚染物質の監視、指導の推進

ア　有害大気汚染物質モニタリングの実施

本市では、平成 9 年 10 月から一般環境における有害大気汚染物質調査を実施しています。平成 21 年度は、平野市民センターにおいて、有害大気汚染物質 19 物質について、毎月一回 24 時間のサンプリング調査を実施しました。(22)

調査の結果は、全国一般環境調査の平均値にほぼ等しく、環境基準設定物質であるジクロロメタン・ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについても、調査を開始した平成9 年度から基準を満たしています。

平成21年度有害大気汚染物質調査結果(一般環境)

調査場所:平野市民センター(打出浜10-30)

物　質　名	単 位	最小値	最大値	平均値	環境基準
アクリロニトリル	μg/m^3	< 0.0060	0.33	0.068	
塩化ビニルモノマー	μg/m^3	< 0.00023	0.02	0.0039	
クロロホルム	μg/m^3	0.067	0.36	0.15	
1,2-ジクロロエタン	μg/m^3	0.0340	0.13	0.080	
ジクロロメタン	μg/m^3	0.34	1.5	0.85	150
テトラクロロエチレン	μg/m^3	0.068	0.37	0.16	200
トリクロロエチレン	μg/m^3	0.028	0.50	0.21	200
1,3-ブタジエン	μg/m^3	0.0092	0.55	0.14	
ベンゼン	μg/m^3	0.33	1.7	0.86	3
酸化エチレン	μg/m^3	0.026	0.11	0.064	
アセトアルデヒド	μg/m^3	1.2	3.6	2.4	
ホルムアルデヒド	μg/m^3	0.93	6.0	2.8	
ニッケル化合物	ng/m^3	0.5	7.9	2.9	
ヒ素及びその化合物	ng/m^3	0.23	1.9	0.68	
ベリリウム及びその化合物	ng/m^3	< 0.015	0.055	0.033	
マンガン及びその化合物	ng/m^3	6.9	42	18	
クロム及びその化合物	ng/m^3	1.8	16	6.2	
水銀およびその化合物	ng/m^3	0.6	3.8	2.2	
ベンゾ[a]ピレン	ng/m^3	0.0080	0.14	0.062	

＊ 平成9年2月にベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気の汚染にかかる環境基準が設定された。

＊ 平成13年4月にジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準が追加設定された。

(4) 悪臭対策の推進

＜現況＞

悪臭は騒音等と同じように人の感覚に直接作用し、不快感をおよぼすため、快適な生活環境をそこなう要因となっています。気象条件によっては悪臭物質の濃度が大きく変わり、また、人によって感じ方も異なるため、それぞれの状況にあった対応が必要になります。

悪臭に対する苦情の発生源別内訳は下記のとおりです。

悪臭苦情の発生源別内訳

（注）平成18年度以降は、旧志賀町域を含む。

年度 / 業種	平成15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
畜産・農業	1	3	5	1	2	1	3
飼料・肥料製造工場	0	0	0	0	0	1	0
食料品製造工場	4	1	1	0	0	0	0
化学工場	1	0	1	0	0	0	2
その他の製造業	2	2	5	3	2	2	1
サービス業・その他	4	5	8	3	3	3	3
移動発生源	0	0	0	0	0	1	0
建設作業現場	2	2	1	2	3	0	0
下水・用水	0	0	1	0	2	3	4
ゴミ集積所	0	0	0	0	0	0	0
個人住宅・アパート・寮	2	2	5	5	3	3	0
不明	2	1	2	4	3	10	3
合　計	18	16	29	18	18	24	16

＜実施事業等＞

ア　悪臭の防止対策

(ｱ) 法令による規制

悪臭防止法は昭和 47 年 5 月に施行され、工場等の事業活動に伴って発生する悪臭の規制が行われることになりました。この法律では、都道府県知事が、規制地域の指定、規制基準の設定を行い、市町村が改善勧告、改善命令等を行うこととされていますが、本市が平成 13 年 4 月より特例市としての事務を行うにあたり規制地域の指定、規制基準の設定も本市で行うことになりました。これに基づき本市では、葛川地域の山岳地帯を除く全域を規制地域に指定し、法で定める 22 物質について敷地境界における規制基準、気体排出施設の排出口における基準と排水中に含まれる悪臭物質の敷地外における規制基準を定めています。

なお、同法では施設、事業場の届出制はとっておらず、規制地域内の事業場は自動的に規制の対象とされます。

平成 7 年 4 月の法律改正では、人の嗅覚を用いた測定法が導入され、平成 8 年 4 月から施行されていますが、この測定法による臭気指数規制区域の設定には、一定の広がりをもった区域の指定、濃度規制と併用規制ができない等の条件があるため、本市においては、現在のところ規制区域の設定には至っていません。(22)

規制基準

悪臭防止法に基づく規制基準 敷地境界）

	悪臭物質の種類		規制基準（ppm）	においの性質
1	アンモニア	＊	1	し尿のようなにおい
2	メチルメルカプタン	☆	0.002	腐った玉ねぎのようなにおい
3	硫化水素	＊ ☆	0.02	腐った卵のようなにおい
4	硫化メチル	☆	0.01	腐ったキャベツのようなにおい
5	二硫化メチル	☆	0.009	腐ったキャベツのようなにおい
6	トリメチルアミン	＊	0.005	腐った魚のようなにおい
7	アセトアルデヒド		0.05	刺激的な青ぐさいにおい
8	プロピオンアルデヒド	＊	0.05	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
9	ノルマルブチルアルデヒド	＊	0.009	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
10	イソブチルアルデヒド	＊	0.02	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
11	ノルマルバレルアルデヒド	＊	0.009	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
12	イソバレルアルデヒド	＊	0.003	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
13	イソブタノール	＊	0.9	刺激的な発酵したにおい
14	酢酸エチル	＊	3	刺激的なシンナーのようなにおい
15	メチルイソブチルケトン	＊	1	刺激的なシンナーのようなにおい
16	トルエン	＊	10	ガソリンのようなにおい
17	スチレン		0.4	都市ガスのようなにおい
18	キシレン	＊	1	ガソリンのようなにおい
19	プロピオン酸		0.03	刺激的なすっぱいにおい
20	ノルマル酪酸		0.001	汗くさいにおい
21	ノルマル吉草酸		0.0009	むれた靴下のようなにおい
22	イソ吉草酸		0.001	むれた靴下のようなにおい

注） ＊：排出口における規制基準が別に設定されている。
☆：排出水中における規制基準が別に設定されている。

(イ) その他

○ 近隣で苦情が発生している工場等を重点的に調査しています。平成21年度は塗装業、電気機械器具製造業等6事業場を対象に調査を行うとともに、養豚業について、事業場周辺で臭気調査を行いました。調査を実施した全ての事業場で規制基準に適合していました。(22)

○ 近年の市街化に伴い農家の近隣にまで住宅地が進展し、従来から立地する畜産業に起因する環境問題が予想されることから、適正なふん尿処理による畜産経営の安定定着化と畜産環境公害問題の解消を図りました。(19)

３　水環境の保全

琵琶湖、河川の水質保全のためには、市域からの汚濁発生負荷量を少なくすることが必要です。下水道の普及促進と高度処理の推進、浄化槽整備などの施設整備を推進するとともに、工場排水対策、生活排水対策、農畜産排水対策などの発生源対策を推進します。

河川や琵琶湖の水辺の生態系の保全が河川等の自然浄化機能を高め、水質浄化や水量の確保に効果があることから、多自然型川づくりなど、水辺環境の保全と創造を進めます。

地下水環境の監視を継続するとともに、有害物質による地下水汚染が発生しないよう適正使用、管理について指導を進めます。

水質汚濁に係る環境（上の）基準（環境基本法、大津市環境基本条例）、地下水の水質汚濁に係る環境基準（環境基本法）の達成をめざします。

＜実施事業等＞

(1) 琵琶湖・河川の環境保全の推進

(1)－①　水環境の監視体制の整備

ア　水質測定計画に基づく測定（河川）

大津市では昭和 53 年以来、市内主要河川について環境調査を実施しており、昭和 61 年 4 月に水質汚濁防止法に基づく政令市に指定された後は、県環境基準設定河川を含めた河川の水質調査を実施しています。

平成 21 年度の各河川の基準達成状況をみると、健康項目（27 項目）・要監視項目（29 項目中 10 項目を調査）については、全河川とも 37 項目全てが、不検出もしくは基準を大きく下回っていました。

生活環境項目については、代表的な水質指標であるBODは柳川、吾妻川、相模川、兵田川、三田川の 5 河川が基準を達成できませんでした。これらの河川は、他の河川と比べて特に水質が悪いわけではありませんが、厳しい基準が指定されているために達成が難しい状況です。

また、環境上の基準に設定されている総窒素については、兵田川、多羅川が達成できませんでした。大腸菌群数については、年間を通じて基準を達成できた河川はありませんでした。

近年の水質の変化をみると、市内全域での下水道整備が進み全体的に良化もしくは横ばい傾向にあります。水質の異常が認められた際には河川環境パトロールを実施し、原因の調査を行い水質の改善に努めています。(22)

市内河川の環境（上の）基準達成状況

平成21年度

	河川名	生活環境項目						特殊項目		類型
		pH	DO	BOD	（75%値）	SS	大腸菌群数	T-N	T-P	
北湖流入	和邇川	○	○	○	（ 1.2 ）	○	3/12	－	－	A-ハ
	＊真野川	○	○	○	（ 1.3 ）	○	4/12	○	○	A-イ
南湖流入	天神川	○	○	○	（ 1.3 ）	○	2/12	－	－	A-ハ
	＊雄琴川	11/12	○	○	（ 1.2 ）	○	9/12	○	○	B-ハ
	＊大正寺川	6/12	○	○	（ 1.6 ）	○	7/12	○	○	B-ハ
	大宮川	7/12	○	○	（ 1.3 ）	○	×	－	－	A-ハ
	＊際川	11/12	○	○	（ 2.0 ）	11/12	6/12	○	○	B-ハ
	柳川	9/12	○	×	（ 1.1 ）	○	×	－	－	AA-ハ
	吾妻川	7/12	○	×	（ 1.4 ）	○	×	－	－	AA-ハ
	相模川	3/12	○	×	（ 1.2 ）	○	5/12	－	－	AA-ハ
	＊兵田川	2/12	○	×	（ 1.5 ）	○	×	×	○	AA-ハ
瀬田川流入	＊盛越川	5/12	○	○	（ 1.3 ）	○	1/12	○	○	A-ハ
	＊三田川	7/12	○	×	（ 1.1 ）	○	×	○	○	AA-ハ
	＊多羅川	○	○	○	（ 1.0 ）	○	×	×	○	AA-ハ
	＊千丈川	○	○	○	（ 0.9 ）	○	×	○	○	A-ハ
	大戸川上	11/12	○	○	（ 0.9 ）	○	4/12	－	－	A-イ
	下	○	○	○	（ 1.0 ）	○	1/12	－	－	A-イ
	信楽川上	○	○	○	（ 0.9 ）	○	5/12	－	－	A-イ
	下	○	○	○	（ 0.9 ）	○	3/12	－	－	A-イ
	＊大石川	11/12	○	○	（ 0.9 ）	○	3/12	○	○	A-イ

注1　＊は環境上の基準の類型指定河川（市河川）。
　　それ以外は環境基準の類型指定河川（県河川）。
注2　生活環境項目の基準値は、日間平均値とする。　（ただし、BODについては75%値とする）
　　特殊項目（市河川のみ）の基準値は、年間平均値とする。
　　（75%値：測定されたデータ（N個）を数値の小さい順に並べた際にN×0.75番目に位置する値）
注3　達成状況欄の数字は全測定回数のうち達成した回数を示し、○は全て達成、
　　×は全て未達成を示す。

環境基準等

環境基本法に基づき、水質汚濁に係る行政目標として、人の健康の保護及び生活環境の保全を図る上で維持することが望ましい基準として、環境基準が定められています。

人の健康に関する環境基準については、公共用水域に一律に適用されるものです。

人の健康の保護に関する環境基準

カドミウム	0．01mg／l以下	1，1，1－トリクロロエタン	1mg／l以下
全シアン	検出されないこと	1，1，2－トリクロロエタン	0．006mg／l以下
鉛	0．01mg／l以下	トリクロロエチレン	0．03mg／l以下
六価クロム	0．05mg／l以下	テトラクロロエチレン	0．01mg／l以下
砒素	0．01mg／l以下	1，3－ジクロロプロペン	0．002mg／l以下
総水銀	0．0005mg／l以下	チウラム	0．006mg／l以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0．003mg／l以下
PCB	検出されないこと	チオベンカルブ	0．02mg／l以下
ジクロロメタン	0．02mg／l以下	ベンゼン	0．01mg／l以下
四塩化炭素	0．002mg／l以下	セレン	0．01mg／l以下
1，2－ジクロロエタン	0．004mg／l以下	ほう素	1mg／l以下
1，1－ジクロロエチレン	0．02mg／l以下	ふっ素	0．8mg／l以下
シス－1，2－ジクロロエチレン	0．04mg／l以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg／l以下

また、市内の 8 河川（10 地点）について生活環境の保全に関する環境基準の類型が指定されています。

生活環境の保全に関する環境基準

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（pH）	生物化学的酸素要求量（BOD）	浮遊物質量（SS）	溶存酸素量（DO）	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6．5以上 8．5以下	1mg／□以下	25mg／□以下	7．5mg／□以上	50 MPN ／100m□以下
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6．5以上 8．5以下	2mg／□以下	25mg／□以下	7．5mg／□以上	1，000 MPN ／100m□以下
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6．5以上 8．5以下	3mg／□以下	25mg／□以下	5mg／□以上	5，000 MPN ／100m□以下
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6．5以上 8．5以下	5mg／□以下	50mg／□以下	5mg／□以上	－
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6．0以上 8．5以下	8mg／□以下	100mg／□以下	2mg／□以上	－
E	工業用水3級 環境保全	6．0以上 8．5以下	10mg／□以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg／□以上	－

（注）1　自然環境保全　：　自然探勝等の環境保全
2　水道　1級　：　ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
〃　2級　：　沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
〃　3級　：　前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水産　1級　：　ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
〃　2級　：　サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
〃　3級　：　コイ、フナ等、β－中腐水性水域の水産生物用
4　工業用水　1級　：　沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
〃　2級　：　薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
〃　3級　：　特殊の浄水操作を行うもの
5　環境保全　：　国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

それに加えて、大津市環境基本条例（平成 7 年条例第 39 号）に基づき、本市独自の「大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準」（以下「環境上の基準」という。）を設定し、10 河川について類型指定を行っています。

本市が定めた「環境上の基準」は国が設定している項目（pH、BOD、DO、SS、有害物質等）だけでなく、琵琶湖の富栄養化を防止するため、新たに特殊項目として「総窒素」、「総りん」、補助指標として「生物指標」（市内の河川に生息する魚類、水生小動物、藻類等のうち、それぞれの水質階級に優先的に出現するものの中から市民になじみのあるものを主に選定したもの）や「感覚指標」（市民が河川を評価する場合の一般的な項目で、ゴミ、油膜、臭気、着色、透視度、泡立ちの有無、川床状況）を取り入れています。

大津市の河川の水質汚濁に係る環境上の基準

指標 / 項目 / 類型	基準値							補助指標									一般的表現
	一般項目							生物指標			感覚指標						
	生活環境項目					特殊項目											
	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数	総窒素(T−N)	総りん(T−P)	魚類	水生小動物	藻類・その他	ゴミ	油膜	臭気	着色	透明度	泡立ち	川床状況	
AA	6．5以上 8．5以下	1mg／ 以下	25mg／ 以下	7．5mg／ 以上	50MPN /100m 以下	1．0mg／ 以下	0．10mg／ 以下	イワナ アマゴ アユ アブラハヤ	カワゲラ類 サワガニ ヒラタカゲロウ	クチビルケイソウ (Cymbella sinuata) ビロウドランソウ (Homoeothrix janthina)	ない	ない	無臭	ない	50度以上	ない	砂、レキ質等はっきる見える	大変きれい
A	6．5以上 8．5以下	2mg／ 以下	25mg／ 以下	7．5mg／ 以上	1,000MPN /100m 以下	1．5mg／ 以下	0．20mg／ 以下											
B	6．5以上 8．5以下	3mg／ 以下	25mg／ 以下	5mg／ 以上	5,000MPN /100m 以下	2．0mg／ 以下	0．30mg／ 以下	カワムツ カマツカ シマドジョウ ドンコ	コカゲロウ トビゲラ類 (キブシマ トビケラ コガタシマ トビケラ) カワニナ	ウキシオグサ (Cladophora crispata) ナガケイソウ (Synedra ulna) ハリケイソウ (Nitzschia amphibia)	少しあるが気にならない	ない	無臭	ない	30度以上	ない	藻類等付着物におおわれている	きれい
C	6．5以上 8．5以下	5mg／ 以下	50mg／ 以下	5mg／ 以上	−	3．0mg／ 以下	0．40mg／ 以下											
D	6．0以上 8．5以下	8mg／ 以下	100mg／ 以下	2mg／ 以上	−	4．0mg／ 以下	0．55mg／ 以下	オイカワ フナ ヨシノボリ (ゴリ) ドジョウ	ミズムシ サカマキガイ	ハリケイソウ (Nitzschia amphibia) クサビケイソウ (Gomphonema paruvulum)	目立つ程あって気になる	少しある	微下水臭等の微異臭	微白濁色	20度以上	落ち込みにある	部分的にミズワタが発生している	やや汚れている
E	6．0以上 8．5以下	10mg／ 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg／ 以上	−	5．0mg／ 以下	0．65mg／ 以下											
ランク外								― ― ―	ユスリカ(赤色) イトミミズ	ミズワタ (sphaerotilus sp.) ズーグレア (Zoogloea sp.)	多くあってひどく気になる	ある	下水臭等の異臭	灰濁色	20度未満	泡立って流れている	川床全面にミズワタが発生しているが、ヘドロ状になっている	汚れている
測定方法	規格 8に掲げる方法	規格 16に掲げる方法	規格 10．2．1に掲げる方法	規格 24に掲げる方法	最確数による定量法	昭和54年滋賀水審第9号に掲げる方法												

備考 1 生活環境項目の基準値は、日間平均値とする。
2 特殊項目の基準値は、年間平均値とする。
3 農業用利水点については、水素イオン濃度6．0以上7．5以下、溶存酸素量5mg／ 以上、総窒素1mg／ 以下とする。
4 最確数による定量法とは、昭和46年12月28日環境庁告示第59号別表2に掲げる方法をいう。

備考 1 補助指標の評価は、各項目を総合的に判断することにより行うものとする。
2 生物指標の魚類項目のうち、大変きれい欄のイワナ・アマゴは、河川上流・低水温域とする。

要監視項目及び指針値

	要監視項目	指針値(mg／ロ以下)		要監視項目	指針値(mg／ロ以下)
1	クロロホルム	0．06	15	イプロベンホス(IBP)	0．008
2	トランス−1，2−ジクロロエチレン	0．04	16	クロルニトロフェン(CNP)	−
3	1，2−ジクロロプロパン	0．06	17	トルエン	0．6
4	p−ジクロロベンゼン	0．2	18	キシレン	0．4
5	イソキサチオン	0．008	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0．06
6	ダイアジノン	0．005	20	ニッケル	−
7	フェニトロチオン(MEP)	0．003	21	モリブデン	0．07
8	イソプロチオラン	0．04	22	アンチモン	0．02
9	オキシン銅(有機銅)	0．04	23	塩化ビニルモノマー	0．002
10	クロロタロニル(TPN)	0．05	24	エピクロロヒドリン	0．0004
11	プロピザミド	0．008	25	1，4−ジオキサン	0．05
12	EPN	0．006	26	全マンガン	0．2
13	ジクロルボス(DDVP)	0．008	27	ウラン	0．002
14	フェノブカルブ(BPMC)	0．03			

イ　琵琶湖の調査等

(ｱ) 水質

琵琶湖、瀬田川の水質調査は、国土交通省と水資源機構、滋賀県が共同で北湖 28 地点、南湖 19 地点、瀬田川 2 地点の計 49 地点において実施しています。

滋賀県の公共水域水質測定結果による平成 21 年度の水質状況を見ると、全窒素については、北湖、南湖ともに平成 11～20 年度の 10 年間の平均値（以下「過年度」という）に比べて少し低い値でした。また、経年変

動を見るとここ近年減少傾向にあります。全りんについては、北湖は、南湖とも過年度並みの値でした。また、経年変動を見ると減少傾向にあります。COD については、北湖、南湖ともに過年度に比べて少し高い値でしたが、経年変動を見るとここ近年横ばい傾向にあります。透明度については、北湖、南湖ともに過年度並みですが、経年変動を見ると北湖、南湖ともここ近年上昇傾向にあります。(22)

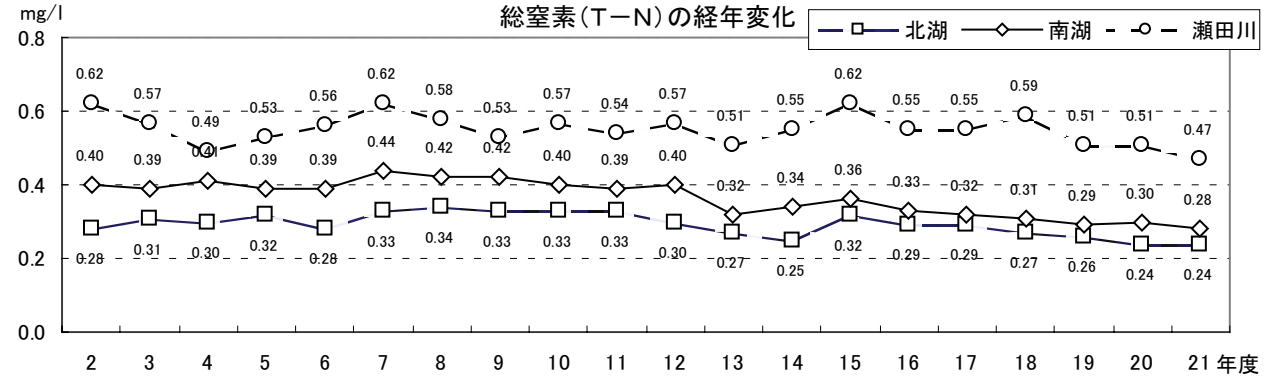

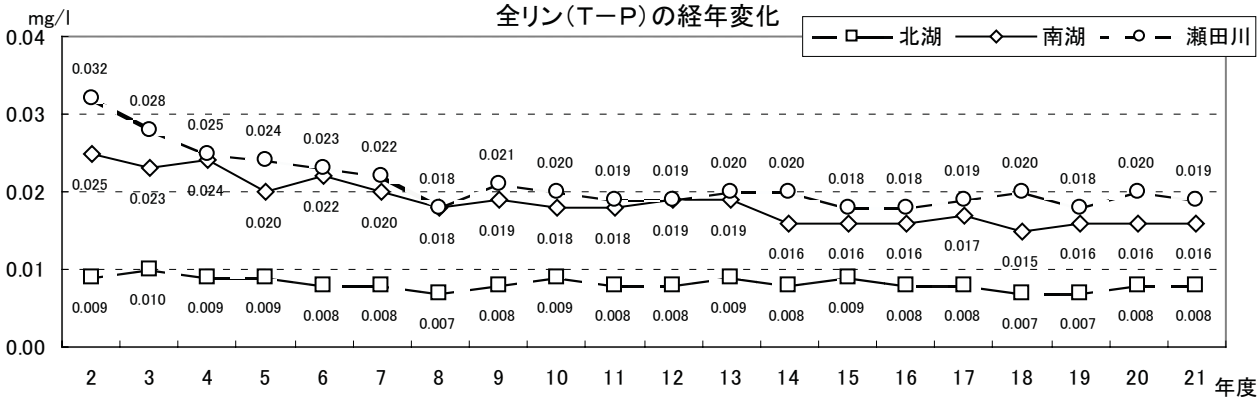

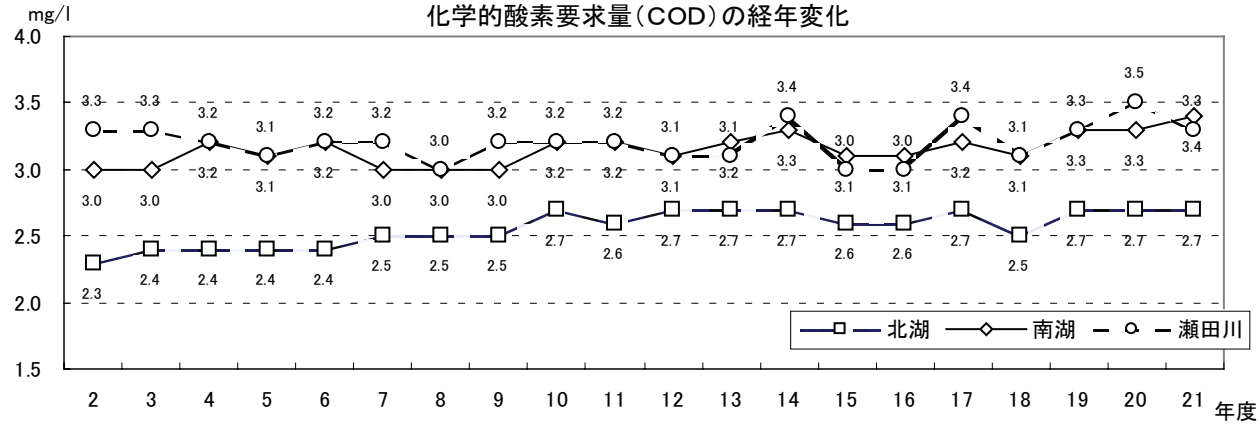

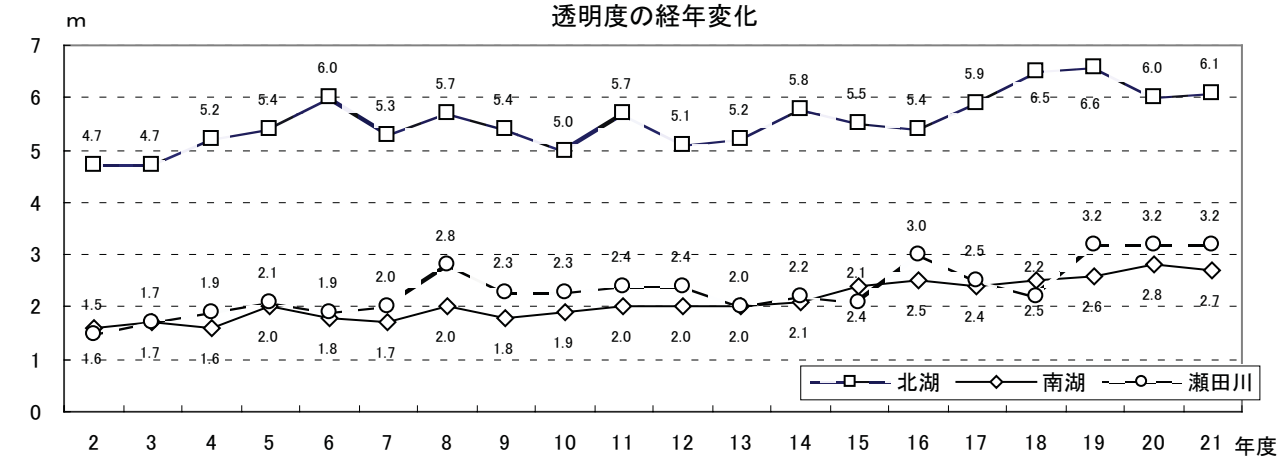

環境基準

琵琶湖の水質汚濁の防止について、次に示す生活環境の保全に関する環境基準があてはめられています。（人の健康に関する環境基準については、「ア　水質測定計画に基づく測定（河川）」に示したとおりです）

生活環境の保全に関する環境基準

項目／類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
		ｐＨ	ＣＯＤ	ＳＳ	ＤＯ	大腸菌群数		
ＡＡ	水道１級・水産１級・自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	１ ｍｇ／□ 以下	１ ｍｇ／□ 以下	７．５ ｍｇ／□ 以下	５０ ＭＰＮ／１００ｍ□ 以下	南湖 （ハ）	北湖 （イ）

（注）達成期間中の（イ）は直ちに達成、（ハ）は5年を越える期間で可及的、速やかに達成

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	暫定目標（平成22年度）	
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものは除く） 水産１級 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	全窒素 ０．２ｍｇ／□以下 全リン ０．０１ｍｇ／□ 以下	琵琶湖(1) （琵琶湖大橋より北側）	全窒素　０．２２ｍｇ／□ 全リン　現状維持
			琵琶湖(2) （琵琶湖大橋より南側）	全窒素　０．２８ｍｇ／□ 全リン　０．０１６ｍｇ／□

（注）1 基準値は年間平均値とする。

2 琵琶湖(1)全りんについては、引き続き類型Ⅱの基準値が維持されるように努めるものとする。

(ｲ) 淡水赤潮・アオコ

琵琶湖の淡水赤潮は、昭和 52 年にはじめて発生して以来、昭和 61 年、平成 9、10、13、14、16、18 年～20 年を除いて毎年発生しています。平成 3～5、12 年は南湖では発生せず、北湖でも小規模でした。一方、アオコは昭和 58 年に南湖ではじめて確認されて以来、昭和 59 年を除き毎年発生し、北湖でも平成 6 年以降発生するようになりました。

平成 21 年度は 5 月 12 日に彦根市多景島北付近等で淡水赤潮の発生が確認されました。一方、アオコは 7 月 23 日に雄琴港で発生が確認されて以降、最終発生日の 8 月 17 日までに 5 日間、のべ 7 水域で確認されました。

淡水赤潮とアオコ発生の経年変化

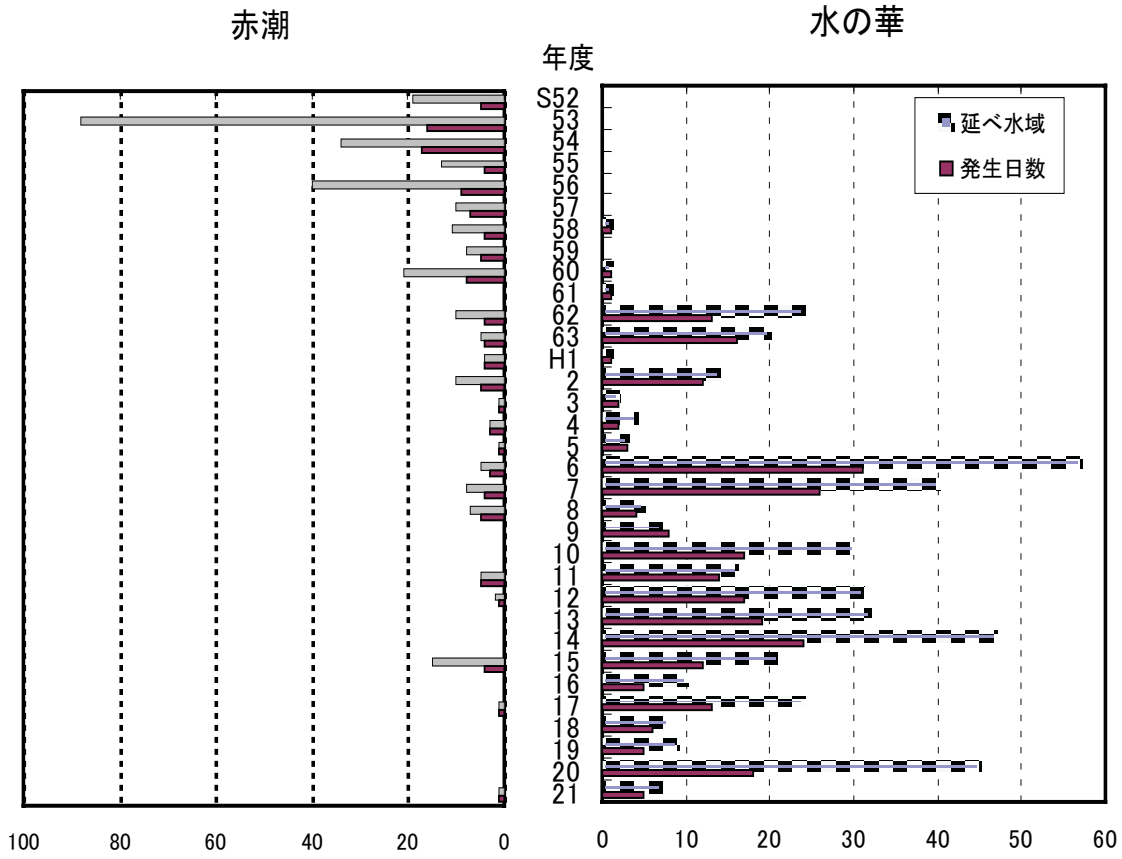

(ウ)水草類の繁茂

琵琶湖に繁茂する水草類については、平成元年頃から、夏季を中心に異常に繁茂する傾向にあり、悪臭を放ち船舶の航行を阻害するなど、周辺の生活環境に支障をきたしているため、滋賀県においてその刈り取り除去を実施しています。

(1)ー②　下水道・し尿処理の推進

ア　大津市生活排水対策推進計画に基づく生活排水対策の推進

本市は平成 3 年 4 月に生活排水対策重点地域(範囲:滋賀県全域)に指定されたのを受け、平成 4 年 3 月に「大津市生活排水対策推進計画」(目標年次:平成 12 年)を策定し、これに基づき生活排水対策を推進してきました。近年では計画に基づいた施設整備が進み、一定の成果が上げられてきていますが、市内で発生した生活排水のほとんどが琵琶湖に注いでおり、今後も引き続き生活排水対策を推進する必要があるため、「大津市生活排水対策推進計画」を平成 13 年 12 月に策定しました。また、平成 19 年 3 月には、合併による区域の拡大、人口推計の見直し、現計画と実績値との間に乖離がみられることから計画の一部を見直し、本計画に基づき施設整備及び啓発を行っています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○　生活排水苦情対応として、公共下水道普及に向け、関係課と連携を図りました。(22)

○ 河川愛護団体の実施する事業や地域が実施するヨシ保全事業への協力や市民ヨシ刈りの実施を通して、水環境における保全意識の向上を図りました。(22)

生活排水処理状況

平成22年3月31日現在

		人口（人）	割合（%）
生活排水処理人口		324,442	96.2
	大津市（大津）公共下水道	103,196	30.6
	大津市（藤尾）公共下水道	4,873	1.4
	大津市（湖南中部）公共下水道	99,521	29.5
	大津市（湖西）公共下水道	108,420	32.1
	農業集落排水処理施設	993	0.3
	合併処理浄化槽	7,439	2.2
生活排水未処理人口		12,839	3.8
	単独処理浄化槽	5,389	1.6
	し尿くみとり	7,351	2.2
	自家処理	99	0.0
合計		337,281	100

イ　下水道整備の推進

本市の下水道事業は、昭和 37 年に湖岸沿いの低地の浸水対策と住環境の改善を目的として、市内中心部に計画され、昭和 44 年に大津市公共下水道が供用開始されました。琵琶湖を始めとする公共水域の水質保全、生活環境の改善、さらには貴重な水資源の循環を保全するため、下水道普及率の早期 100%達成を目指し、公共下水道の整備促進を図っています。平成 22 年 4 月 1 日現在、大津市全域における普及率は 96.6%となっています。また、県内全体の動きとしては琵琶湖の水質汚濁が問題になり、昭和 47 年に「琵琶湖総合開発特別措置法」が制定され、滋賀県では同法のもとに、自然環境の保全と水質の回復、住民の生活環境の改善を目的として流域下水道計画を策定し、県内を「湖南中部」「湖西」「東北部」「高島」の 4 処理区に分け順次整備を図っています。

a　大津市(大津)公共下水道

昭和 37 年に大津排水区を計画し、昭和 41 年に膳所排水区を追加、昭和 48 年に市中心部全域(際川以南から蛍谷までの地域)1,338ha と区域の拡大を図り、さらに平成 6 年度には比叡平地区を含めた全体計画を 1,471ha として計画区域を変更しました。

一方、昭和 42 年には由美浜において終末処理場の建設に着手し、昭和 44 年 4 月の完成により、県下初の下水道による汚水処理を開始しました。

平成 22 年 4 月 1 日現在の普及率は、99.7%となっています。

b　大津市（藤尾）公共下水道

藤尾地区は、地形上の都合から公共下水道については京都市の協力を得て京都市公共下水道(石田処理区)に接続するよう計画を行いました。平成 2 年に基本計画を策定し、これをもとに平成 3 年に藤尾地区 92ha の公共下水道の計画決定を行い、工事に着手し平成 4 年に供用開始しました。

平成 22 年 4 月 1 日現在の普及率は 99.2%となっています。

c　大津市(湖南中部)公共下水道

昭和 47 年に流域下水道の計画決定が行われ、これを受けて本市は、昭和 51 年に市の東南部(瀬田川左岸と蛍谷より南の右岸の地域)2,579ha に及ぶ流域関連公共下水道の計画を策定しました。その後順次整備を図り、昭和 57 年には湖南中部浄化センター(草津市矢橋町)が完成し下水道を供用開始しました。

平成 22 年 4 月 1 日現在の普及率は 94.9%となっています。

d　大津市(湖西)公共下水道

昭和 53 年に流域下水道が計画決定され、これを受けて昭和 54 年に市の北部(際川から以北)2,022ha におよぶ関連公共下水道の計画を策定しました。昭和 55 年より順次整備を図り、昭和 59 年には湖西浄化センターが完成し、下水道の供用開始をしました。さらに、平成 6 年度には伊香立地区などを含め全体計画の変更を行いました。また、平成 18 年 3 月 20 日の合併に伴い、旧志賀町区域を大津市に編入したため、計画区域が拡大することとなりました。(特定環境保全公共下水道含む。)

平成 22 年 4 月 1 日現在の普及率は 95.2%となっています。

下水道整備状況　　(平成 21 年度末)

内容＼処理区		大津公共下水道	湖南中部関連公共下水道	湖西関連公共下水道	大津公共下水道（藤尾）	合　計
普及率	注 1	99. 7%	94. 9%	95. 2%	99. 2%	96. 6%
水洗化率	注 2	97. 8%	96. 9%	97. 3%	84. 6%	97. 1%

（注 1）処理区域内人口／行政区域内人口　　（注 2）水洗化人口／処理区域内人口

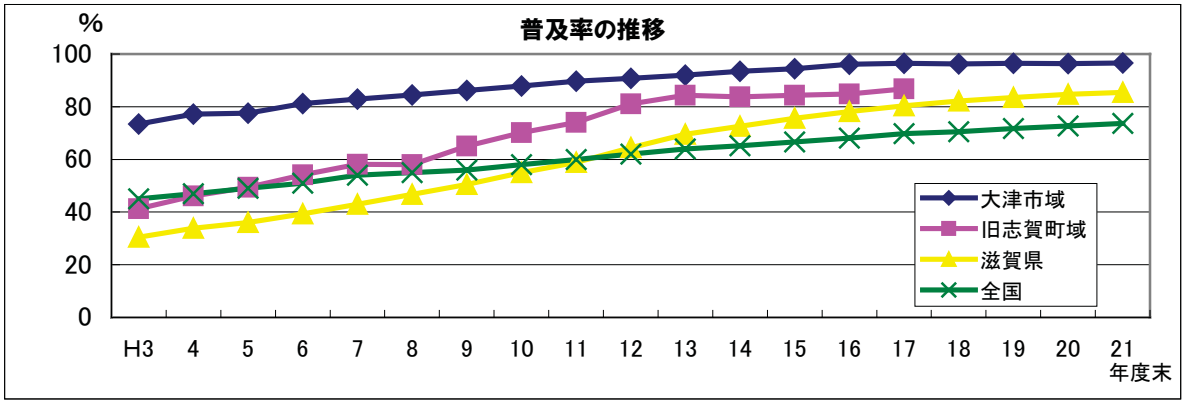

ウ　水洗化の促進

下水道水洗化普及促進を積極的に推進しています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○　未水洗家屋への個別奨励、排水設備の計画確認、工事説明会での普及促進、水洗便所改造資金の融資あっせん、水洗便所改造普及奨励金の交付、ポンプ施設設置等の助成、一般世帯に対する助成、公共汚水ますの設置の事業を行いました。平成 21 年度末の大津市全域の平均水洗化率は 97.0%でした。(48)

エ　農業集落排水処理施設の適正な管理

農業集落排水処理施設維持管理事業は、農村の生活環境の改善を図り、あわせて公共用水域の水質保全に寄与することを目的に実施される事業です。本市では上田上桐生地区において、浄化槽法に基づき維持管理を実施し、また富栄養化防止対策として、窒素、リン等を除去する高度処理を行い、目標水質を達成しています。(20)

オ　し尿の適正処理の推進

市民生活から排出されるし尿及び浄化槽汚泥については、市内 3 箇所のし尿処理施設で処理しています。公共下水道の整備の進展に伴って、し尿及び浄化槽汚泥の処理量は年々減少しています。

これらの処理については、現在、志賀衛生プラント及び南部衛生プラントでの処理と北部衛生プラントにおける公共下水道への投入処理を行っています。(29)

し尿等処理施設と処理量（平成 21 年度）　(単位：k□)

施設名	規模	処理区域	し　尿	浄化槽汚泥	計
志賀衛生プラント	23 kl/日	志賀地域	2,069.7	2,544.1	4,613.8
北部衛生プラント	20 kl/日	下阪本学区以北	2,668.2	1,874.7	4,542.9
南部衛生プラント	90 kl/日	唐崎学区以南	3,647.7	5,034.1	8,681.8
計	－	－	8,385.6	9,452.9	17,838.5

カ　浄化槽設置推進及び適正管理の指導

下水道整備計画区域外や、当分の間は下水道の整備が見込めない区域における生活排水などによる公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の設置に対する補助を行い、整備の促進を図っています。更に集落を単位とした面的整備事業については上記の補助に加算して設置整備補助を行っています。

また、浄化槽の適正な維持管理を図るため、集落単位で構成した浄化槽維持管理組合に対し、維持管理の補助を実施しています。(23)

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○　浄化槽設置に対する補助について計 43 件実施しました。(23)

○　浄化槽維持管理に対する補助について 6 地区 116 基分を実施しました。(23)

浄化槽設置整備事業による設置基数（※17 年度までは旧大津市分のみ）

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
18基	12基	14基	19基	17基	17基	57基	49基	48基	43基

なお、平成 8 年 7 月に、「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」が施行され、下水道事業計画区域外または下水道の整備が当分の間見込めない下水道事業計画区域内の地域において、住宅新築等の場合に浄化槽設置が義務付けられています。

キ　下水道の高度処理の推進

琵琶湖の富栄養化防止を目指し、下水処理水中のリンの削減を昭和 56 年度から行っています。

窒素の削減については、平成13年度よりⅡ系水処理施設に凝集剤添加担体利用循環式硝化脱窒法を導入する工事を行い（平成 19 年度完工）、現在、高度処理施設として稼動しています。(53)

ク　合流式下水道改善事業

大津処理区の内、約 155haの区域については、汚水と雨水を同一管渠で集水して処理する合流式区域になっており、一定以上の降雨時に、雨水吐き室から雨水で希釈された未処理下水が越流して、直接琵琶湖に排出されてしまうという問題点を抱えています。このため、合流区域から排出される年間汚濁負荷量を分流式下水道レベルまで低減するために、合流式下水道改善事業を行っています。(52)

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○　雨水吐き室からの越流水を遮集して一時貯留するための遮集流下型貯留管渠建設工事（膳所工区；平成 19 年度から平成 21 年度）等を実施しました。(52)

(1)－③　汚濁負荷低減対策の推進（水質汚濁の防止対策）

ア　水質汚濁防止体系

本市における公共用水域の環境基準を維持達成するために講じている水質汚濁防止上の施策の体系は下記のとおりです。

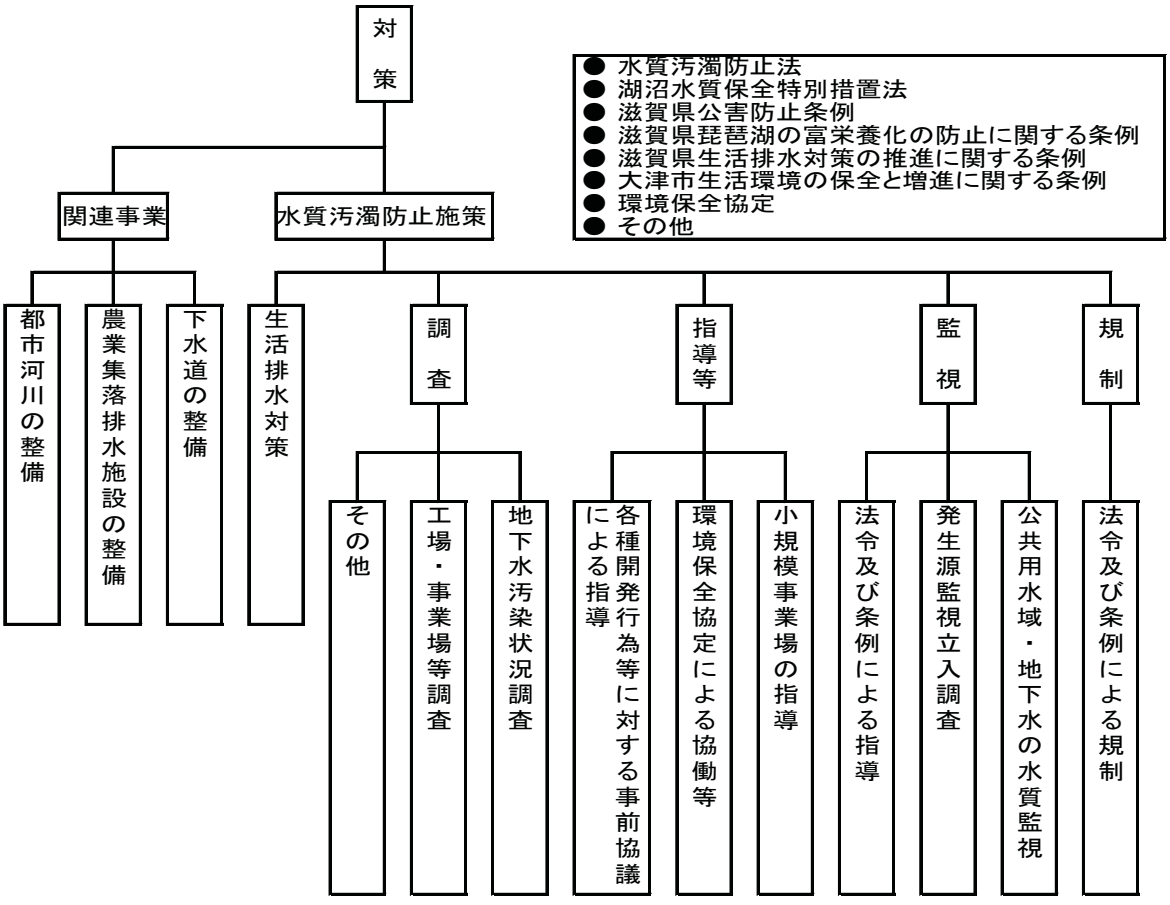

イ　工場・事業場からの負荷量の低減

水質汚濁防止法における工場・事業場の排水規制は、同法に基づく上乗せ条例により昭和 47 年から一律基準より厳しい排水基準が設定され、COD等の一般項目については、日平均排水量 30m^{3}以上 50m^{3}未満の特定事業場も規制対象に加えられました。

また、滋賀県では昭和 47 年に滋賀県公害防止条例の全面改正により工場排水の規制を強化するとともに、昭和 54 年に滋賀県琵琶湖の富栄養化の防止に関する条例を制定し、全国に先駆けて工場排水の窒素・りん規制の他、りんを含む家庭用合成洗剤の使用、贈答、販売の禁止、生活排水対策、農畜産排水対策などを行ってきました。

本市においては、昭和 49 年に大津市の生活環境の保全と増進に関する条例を制定し、その中で工場・事業場等の設置、増設等について事前協議制を実施しており、事前に公害面のチェックを行ってきました。

これら対策を講じたにも関わらず琵琶湖の水質が改善されないことから、よりきめ細やかな発生源対策が必要となり、滋賀県では平成８年３月に水質汚濁防止法に基づく上乗せ条例や県公害防止条例の改正が行われ、一般項目について日平均排水量 10m^{3}以上 30m^{3}未満の特定事業場についても規制対象になりました。大津市においても、これら法令等の改正と整合等を図るため平成 10 年 9 月に大津市の生活環境の保全と増進に関する条例を全部改正し、制度面での整備を図りました。

(ｱ) 法令等による届出状況

水質汚濁防止法及び県条例等に基づいて届出されている工場・事業場は別表のとおりであり、業種（施設種類）別にみると、旅館業、飲食店、給油所（自動式車両洗浄施設）等のサービス業が多く、これは排出量が少ない中小規模の事業場や公共下水道へ接続されている事業場がほとんどです。

一方、繊維、パルプ、その他の製造業等の事業場は大手の工場であり、事業場数は少ないものの排水量の占める割合は大きくなっています。

法・条例に基づく特定事業場数

平成22年3月31日現在

根拠法令	総数	10㎥／日以上	10㎥／未満
水質汚濁防止法 湖沼水質保全特別措置法	349	85	264
県・公害防止条例	169	36	133
市・生活環境の保全 と増進に関する条例	21	0	21

水質汚濁防止法等に基づく特定施設別特定事業場数

	特定施設番号	特定事業場数 業種(施設)名	総数	排水量 10m3未満	排水量 10m3以上 50m3未満	排水量 50m3以上 200m3未満	排水量 200m3以上 500m3未満	排水量 500m3以上 1,000m3未満	排水量 1,000m3以上
水質汚濁防止法・湖沼水質保全特別措置法	1－2	畜産農業	2	2					
	2	畜産食料品製造業	3	2			1		
	3	水産食料品製造業	7	4	3				
	4	保存食料品製造業	6	5		1			
	5	調味料製造業	1	1					
	8	菓子製造業	1	1					
	9	米菓製造業又はこうじ製造業	1	1					
	10	飲料製造業	5	3	2				
	16	めん類製造業	3	3					
	17	豆腐・煮豆製造業	11	11					
	19	紡績業・繊維製品製造業	2	1					1
	21	化学繊維製造業	1						1
	23	パルプ・紙・紙加工品製造業	2	1					1
	23－2	新聞・出版・印刷業又は製版業	4	4					
	30	発酵工業	1		1				
	33	合成繊維製造業	1						1
	53	ガラス・ガラス製品製造業	1			1			
	55	生コンクリート製造業	6	5	1				
	58	窯業原料の精製業	2	1				1	
	59	砕石業	2	2					
	63	金属製品・機械機具製造業	2		1				1
	64－2	水道施設	4	2					2
	65	酸・アルカリ表面処理施設	9	4	1	3			1
	66	電気めっき施設	3	2			1		
	66－2	旅館業	81	59	17	4	1		
	66－3	共同調理場	3	3					
	66－4	弁当製造業(床面積360m2以上)	2	2					
	66－5	飲食店Ⅰ(床面積420m2以上)	20	17		2			1
	66－6	飲食店Ⅱ(床面積630m3以上)	1	1					
	67	洗たく業	35	33	1	1			
	68	写真現像業	7	7			1		
	68－2	病院(300床以上)	5	5					
	70－2	自動車分解整備業	2	2					
	71	自動式車両洗浄施設	60	57	3				
	71－2	研究・試験・検査施設	20	17	2				1
	71－3	一般廃棄物処理施設	2	1			1		
	71－4	産業廃棄物処理施設	2		1		1		
	71－5	洗浄施設(トリクロロエチレン等)	2	1	1				
	72	し尿処理施設(501人槽以上)	7		2		3	1	1
	73	下水道終末処理施設	2						2
	74	排水処理施設	1					1	
	湖1	病院(120床以上300床未満)	5	4		1			
	湖2	し尿浄化槽(201人槽以上500人槽以下)	12		7	5			
	小計		349	264	43	18	9	3	13
滋賀県公害防止条例	66－4	弁当製造業(床面積120m2以上360m2未満)	1	1					
	66－5	飲食店Ⅰ(床面積100m2以上420m2未満)	96	93	2		1		
	66－6	飲食店Ⅱ(床面積150m2以上630m2未満)	5	5					
	68－2	病院(20床以上120床未満)	3	2	1				
	70－2	自動車分解整備業(650m2以上800m2未満)	1	1					
	72	し尿処理施設(51人槽以上) ※	48	20	26	2			
	76	湿式集じん施設	2	2					
	77	脱脂施設	3	2	1				
	78	プラスチック製品製造業	7	5		1		1	
	81	研究・試験・検査施設	3	2		1			
	小計		169	133	30	4	1	1	0
市条例	83	老人福祉施設・介護老人保健施設	21	21					
	小計		21	21					
合計			539	418	73	22	10	4	13

(ｲ) 工場・事業場の監視、指導状況

昭和 54 年以降、市条例の適用を受ける事業場について監視、指導を実施しており、また、本市は昭和 61 年 4 月に水質汚濁防止法に基づく政令市に指定され、同年度より法に基づく事業場の立入調査を実施しています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○ 平成 21 年度は、延べ 91 事業場に立入調査を実施し、排水の調査により、排水基準の遵守状況を監視しました。排水基準違反事業場に対しては、排出処理施設の維持管理を徹底させるとともに、処理施設改善等の措置を指導しています。また、届出内容の確認を行うアンケート調査を実施し、届出内容に変更のある工場・事業場に対し必要な手続きを行うよう指導しました。(22)

事業場排水調査実施状況

調査項目		平成21年度	
		調査検体数	違反検体数
一般項目	水素イオン濃度(pH)	75	8
	化学的酸素要求量(COD)	64	2
	生物化学的酸素要求量(BOD)	20	5
	浮遊物質量(SS)	56	0
	大腸菌群数	10	2
	窒素含有量	62	2
	りん含有量	62	3
有害物質	カドミウム及びその化合物	6	0
	シアン化合物	5	0
	鉛及びその化合物	12	0
	六価クロム化合物	6	0
	砒素及びその化合物	11	0
	水銀及びその化合物	7	0
	PCB	4	0
	トリクロロエチレン	19	0
	テトラクロロエチレン	19	0
	四塩化炭素	19	0
	ジクロロメタン	19	0
	1，2－ジクロロエタン	19	0
	1，1－ジクロロエチレン	19	0
	シス－1，2－ジクロロエチレン	19	0
	1，1，1－トリクロロエタン	19	0
	1，1，2－トリクロロエタン	19	0
	1，3－ジクロロプロペン	19	0
	ベンゼン	19	0
	ふっ素含有量	12	0
	ほう素含有量	16	0
特殊項目	n－ヘキサン抽出物質	18	0
	フェノール類含有量	7	0
	銅含有量	10	0
	亜鉛含有量	14	0
	溶解性鉄含有量	7	0
	溶解性マンガン含有量	7	0
	クロム含有量	19	0
	アンチモン含有量	5	0

ウ　農業集落排水処理施設の適正管理

○　環境への負荷を軽減する農業の推進を図るため、農業濁水防止の啓発巡回を実施し、啓発のための資料等の作成を行いました。(19)

(1)－④　水辺環境の保全

ア　魚とホタルのすむ川づくりの推進

昭和 58 年 2 月、「魚とホタルのすむ川づくり」を目指して、大津市における望ましい河川の水辺環境のあり方について検討を行いました。これをもとにして、親水河川の整備、魚とホタルのすむ河川構造の配慮、水質の改善、水量の確保、河川の美化を進めています。市内には川辺に住む住民が中心になり、多くの「河川愛護団体」が結成され、河川美化活動を実践されるとともに、ホタルのすむ川を目指し、地道な活動を行っています。

これら「河川愛護団体」が、河川の清掃や魚の放流、川辺の花づくり、ホタルの里づくりなど様々な活動を通じて、「河川を軸とした新たな流域コミュニティ」づくりを進められるように活動の支援を行いました。(22)

イ　湖辺ルネッサンス運動によるヨシ群落保全の推進

琵琶湖の湖辺の原風景として親しまれているヨシ群落は、魚類・鳥類の生息場所、水質保全など様々な機能を持っていることから、大津市では、平成 2 年度からヨシ保全事業に取り組んでおり、平成 13 年度には、ヨシ育成調査を実施しました。

滋賀県においては、平成 4 年 3 月に「滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例」を制定し、そのなか

で、ヨシを守る施策としてヨシ群落保全区域（保全地域、保護地区、普通地域）が指定されています。大津市域においては、真野、堅田、雄琴、下阪本、唐崎など保全地域 86.0ha、普通地域 42.4ha が地域指定されています。

平成 21 年度に実施した事業は次のとおりです。

○ 市民参加によるヨシ保全活動を推進し、7学区 10 地域でのヨシ刈り、大津市民ヨシ刈り、7学区でのヨシたいまつ、環境学習の推進、新しいヨシの活用法の研究、展示会の開催支援などの事業を行いました。(22)

(2) 地下水の保全

ア 地下水環境の監視

環境省（当時、環境庁）が昭和 57 年度に実施した地下水調査の結果から、全国的に有機塩素化合物による地下水汚染の実態が明らかになり、本市でも昭和 59 年より市内民家井戸等を対象に、地下水の汚染状況の把握に努めています。

また、地下水汚染が発見された場合には、公衆衛生部署と連携して飲用指導や有害物質を使用している事業所に対する指導を行っています。

本市では、市内の民家の井戸等を対象に地下水の水質についての概況調査、検出井戸周辺調査、定期モニタリング調査を実施しています。

・概況調査

市内の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査であり、市内を 5 つのブロックに分け、5ヵ年で一巡するよう調査を実施しています。

・検出井戸周辺調査

概況調査等により、新たに有害物質等が検出された地点の周辺において、必要に応じて検出物質の検出の程度、検出の範囲等について調査を実施しています。

・定期モニタリング調査

検出井戸周辺調査等で確認された環境基準を超える地下水汚染の継続的な監視調査を実施しています。モニタリング調査で環境基準値以下であった翌年には経過観察調査として年 2 回の調査を実施しています。

平成 21 年度の調査結果は次のとおりです。

a 概況調査

旧志賀町域の7地点において、人の健康に係る環境基準項目 26 項目について調査した結果、検出された項目及び測定値は、以下のとおりでした。

検出項目	検出数	超過数	測定結果（mg/口）	環境基準（mg/口）
ふっ素	6	0	0．08～0．66	0．8
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	7	0	0．47～6．1	10

b 検出井戸周辺調査

平成 21 年度は、周辺調査対象地はありませんでした。

c 経過観察調査

真野普門の一部において、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素を対象とした汚染監視調査（定期モニタリング・年1回）を実施していましたが、平成 20 年度の最高値が環境基準値以下であったため、平成 21 年度は経過観察調査として年 2 回の調査を実施しました。この結果、環境基準値を超過したものはなかったため、この地域の定期モニタリングは終了しました。

						測定結果（mg/口）（最大値）		
調査地点	地点数	回数/年	調査項目	のべ検出	超過	21 年度	20 年度	19 年度
真野普門地区	5	2	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	0	10	10	15

また、有機塩素系化合物使用事業場に対して、平成 10 年度から平成 12 年度までの 3 年間をかけて立入調査を実施し、事業場内の地下水調査において、有機塩素系化合物が環境基準を超えて検出された 7 事業場について、浄化対策を講じさせる等、地下水汚染の未然防止に努めています。(22)

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項による地下水の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護する上で維持することが望ましい条件として、平成 9 年にカドミウムをはじめとする 23 物質について環境基準が設定されました。さらに、平成 11 年にふっ素などの 3 物質、平成 21 年に塩化ﾋﾞﾆﾙﾓﾉﾏｰ、1,4-ジオキサン、1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ(それまでのcis-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝに替わり追加)について環境基準が設定されました。また、同年には 1,1―ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの基準値も見直されています。

地下水質環境基準

（単位：mg/口）

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01以下	四塩化炭素	0.002以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002以下
全シアン	検出されないこと	塩化ビニルモノマー	0.002以下	チウラム	0.006以下
鉛	0.01以下	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	シマジン	0.003以下
六価クロム	0.05以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	チオベンカルブ	0.02以下
砒素	0.01以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	ベンゼン	0.01以下
総水銀	0.0005以下	1,1,1-トリクロロエタン	1以下	セレン	0.01以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	10以下
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03以下	ふっ素	0.8以下
ジクロロメタン	0.02以下	テトラクロロエチレン	0.01以下	ほう素	1以下
				1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ	0.05以下

(3) 水環境保全意識の高揚

小中学校や各種団体等における環境学習活動や公民館環境講座等に講師を派遣するなどの支援をしています。また、河川や琵琶湖における環境学習活動の積極的な実施や市民参加による環境調査を実施しています。(22)

平成 21 年度に実施した事業は以下のとおりです。

○ 自然家族事業の「川」の日では水質・生物の調査や、「びわ湖」の日ではカヌー・魚釣り、「びわ湖漁」の日では地引網の体験を通して、琵琶湖や魚についての環境学習を実施しました。

○ 大津こども環境探偵団では、びわ湖（湖底）探偵・川の魚探偵・ヨシ刈り探偵の活動を実施しました。

４　音環境の保全

工場・事業場及び建設作業に対する監視・指導を実施していきます。自動車交通による騒音・振動については、道路構造面での対策などの道路交通騒音防止対策を検討していきます。また、新幹線騒音に加えて在来鉄道の新線設置や大規模改修についての騒音対策指針が示されており、騒音調査を継続して実施します。

騒音（新幹線鉄道騒音を含む）に係る環境基準（環境基本法）の達成をめざします。

＜実施事業等＞

(1) 騒音の監視体制の整備

ア　道路に面しない地域における環境騒音調査

一般地域の騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が設定されており、平成 12 年度より、地域の騒音状況を代表する地点で騒音の状況の把握に努めています。平成 21 年度は定点 8 地点、準定点 10 地点で調査を行いました。調査結果は次のとおりです。

平成21年度

用途地域	測定地点	名称	区分	環境基準類型	等価騒音レベル（昼）dB	等価騒音レベル（夜）dB
第1種低層	仰木の里東六丁目4-1	仰木の里東幼稚園	定点	A	49	41
第1種低層	水明二丁目25－	水明二丁目集会所	準定点	A	47	38
第1種低層	日吉台三丁目5-2	日吉台三丁目東自治会集会所	準定点	A	50	36
第1種中高層	比叡平三丁目1	山中比叡平支所	定点	A	46	37
第1種中高層	青山三丁目2-1	青山児童クラブ	定点	A	53	44
第1種中高層	陽明町6-2	陽明町自治会館	準定点	A	49	41
第1種中高層	唐崎三丁目17-35	唐崎デイサービスセンター	準定点	A	48	42
第1種住居	坂本六丁目33-19	坂本市民会館	定点	B	48	42
第1種住居	木戸709	木戸コミュニティセンター	準定点	B	56	54
第1種住居	本堅田三丁目22-1	堅田中学校（大気監視局）	準定点	B	48	41
市街化調整	真野四丁目6-1	真野支所	定点	B	48	41
市街化調整	牧一丁目1-24	上田上支所	定点	B	45	38
市街化調整	仰木四丁目2-50	仰木太鼓会館	準定点	B	42	35
都市計画外	葛川坊村町	坊村自治会館	準定点	B	43	39
近隣商業	和邇中91-1	和邇公民館	準定点	C	49	41
商業	本堅田五丁目21-2	堅田駅西口土地区画整理事務所	定点	C	56	48
商業	中央二丁目2-5	中央支所	定点	C	55	46
商業	雄琴六丁目4-24	雄琴臨水公園プール	準定点	C	51	45

環境基準不適合

イ　自動車騒音の常時監視

平成 13 年 4 月 1 日より特例市に移行したことに伴い、騒音規制法第 18 条の規定に基づく自動車騒音の状況の常時監視に係わる事務が本市の事務となりました。道路に面する地域も一般地域と同様に環境基準が設定されており、一定の地域ごとに騒音レベルが基準値を超過する戸数及び割合を把握する「面的評価」により行うこととされています。これに基づき、平成 21 年度は、伊香立浜大津線他において騒音の測定、評価を行いました。その結果、全体で昼夜とも環境基準に適合した戸数の割合は、約 95％でした。（常時監視と言っても必ずしも年間を通じて連続的に監視する必要はなく、通常は年間を代表する 1 日について把握しています。）

自動車騒音常時監視結果

路線名	評価区間	センサス区間番号	評価区間の延長（km）	評価対象住居等戸数（戸）	昼間・夜間とも基準値以下		昼間のみ基準値以下		夜間のみ基準値以下		昼間・夜間とも基準値超過	
					戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)
一般国道1号	栗林町～松原町	1006	3.6	1277	1163	91.1	113	8.8	0	0.0	1	0.1
一般国道1号	松原町～逢坂1丁目	1007	5.8	1283	1013	79.0	147	11.5	0	0.0	123	9.6
一般国道1号	逢坂1丁目～北小松	1008	3.0	403	208	51.6	96	23.8	0	0.0	99	24.6
一般国道1号	月輪～大江	11006	2.3	777	659	84.8	0	0.0	24	3.1	94	12.1
一般国道1号	瀬田～石山寺3丁目	21007	2.4	23	17	73.9	0	0.0	5	21.7	1	4.3
大津停車場線	末広町～浜大津1丁目	4024	0.8	333	333	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津守山近江八幡線	大江2丁目～大萱7丁目	4062	1.5	552	550	99.6	2	0.4	0	0.0	0	0.0
下鴨大津線	山中町～神宮町	4071	7.2	127	127	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
下鴨大津線	神宮町～松山町	4072	1.0	273	273	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津停車場本宮線	京町4丁目～梅林2丁目	6003	0.4	52	52	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津停車場本宮線	春日町～梅林1丁目	6002	0.7	137	124	90.5	0	0.0	13	9.5	0	0.0
石山停車場線	粟津町～唐橋町	6004	0.9	421	417	99.0	3	0.7	0	0.0	1	0.2
近江八幡大津線	大萱6丁目～瀬田2丁目	6353	2.3	285	261	91.6	24	8.4	0	0.0	0	0.0
醍醐大津線	大平2丁目～国分	6403	3.0	102	102	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津市道幹1037	浜町～梅林1丁目	0	0.8	321	321	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
大津市道幹1057	大萱～一里山2丁目	0	0.8	449	439	97.8	4	0.9	0	0.0	6	1.3
合計			24.1	3852	3675	95.4	33	0.9	42	34.31698	102	2.6

＊評価の方法
対象道路を、交通量などが概ね一定とみなされる区間に区切り、その区間内の両側50mの範囲に立地する住居系建物のうち、走行する自動車から受ける騒音ﾚﾍﾞﾙが環境基準を満足している建物の戸数割合を算出。

ウ　新幹線鉄道騒音・振動調査

新幹線鉄道騒音については、地域の類型ごとに環境基準が設定されています。

本市では、新幹線鉄道騒音調査を 3 地点で実施しています。平成 19 年度以降に行った調査結果は以下のとおりです。

新幹線鉄道騒音調査結果

測定年月日	測定場所（路線最寄地点の地名）	用途地域及び地域類型	東京起点の距離（km）	測定地点側の軌道の上り下りの別	列車速度（km／h：平均値）	構造物の種類		軌道の種類（バラスマットの有無）	防音壁		測定結果		全測定本数 上／下
						種類	軌道面の高さ（m）		種類	軌道面からの高さ（m）	騒音（デシベル）		
											25m	50m	
H20.04.28	蛍谷	商業Ⅱ	462.86	上り	234	橋梁	8．3m	橋梁	防音工	2．0m	75	74	10/10
H19.10.02	国分一丁目	1種住居Ⅰ	463.97	下り	235	盛土	4．6m	有道床（無）	ラムダ型	2．2m	71	65	10/10
H19.06.28	大江八丁目	工業Ⅱ	460.70	下り	239	盛土	5．5m	有道床（無）	防音壁	2．4m	76	72	7/13

環境基準

環境基本法第 16 条第 1 項の規定により、「騒音に係る環境基準」「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」等が定められています。「騒音に係る環境基準」では道路に面する地域と道路に面しない地域のそれぞれについて地域の類型及び時間の区分ごとに基準値を設定しています。

平成 10 年 9 月に騒音に係る環境基準が改正され、騒音の評価手法が騒音の中央値（$L_{A50,\ T}$）から等

価騒音レベル（$L_{Aeq,T}$）に変更されるとともに基準値が変更され、平成 11 年 4 月より施行されています。騒音に係る環境基準の地域の類型にあてはめる地域等の指定については、県において告示されています。

（単位：デシベル）

区分／地域類型	環境基準の値（昼間（6:00～22:00）／夜間（22:00～6:00）） 道路に面する地域以外の地域	道路に面する地域（道路交通騒音が支配的な音源である地域） —	幹線交通を担う道路に近接する空間 ・2車線以下：15m ・2車線超　：20m	幹線交通を担う道路に近接する空間の背後に存する建物の中高層部に位置する住居等
AA	50以下／40以下			
A	55以下／45以下 1車線道路に面する地域を含む	60以下／55以下 （2車線以上）	70以下／65以下 屋内へ透過する騒音に係る基準 45以下／40以下	屋内へ透過する騒音に係る基準 45以下／40以下
B		65以下／60以下 （2車線以上）		
C	60以下／50以下	65以下／60以下 （1車線以上）		
除外地域				

・環境基準類型
　AA：療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
　A：専ら住居の用に供される地域
　B：主として住居の用に供される地域
　C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
・幹線交通を担う道路：高速道路、自動車専用道路、国道、県道、4車線以上の市道

「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」は新幹線鉄道沿線地域における新幹線鉄道騒音による被害を防止するための音源対策、障害防止対策、土地利用対策等の各種施策を総合的に推進するため、地域の類型ごとに基準値を設定しています。新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型ごとに指定する地域については、県において告示されています。

新幹線鉄道の騒音の環境基準

（昭和５０年７月２９日環境庁告示）

地域の類型	基準値 （ピーク レベルの平均値）	備　　考
Ⅰ	７０デシベル以下	Ⅰをあてはめる地域：主として住居の用に供される地域
Ⅱ	７５デシベル以下	Ⅱをあてはめる地域：商工業の用に供される地域等Ⅰ以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

(2) 工場・事業場、建設作業騒音・振動に対する監視指導

ア　工場・事業場の対策

(ｱ) 法令等による規制

騒音規制法及び振動規制法では、騒音・振動を防止することによって生活環境を保全すべき地域を指定し、この地域内における特定工場や特定建設作業から発生する騒音・振動について規制を行っています。

a　工場・事業場に対する規制

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では著しい騒音や振動を発生する施設を特定施設として定め、これらの施設を設置する者には届出義務を課すとともに、敷地境界で規制基準を定め遵守義務を課しています。

騒音に係る規制基準

（単位：デシベル）

	朝	昼	夕	夜　間
	午前６時～午前８時	午前８時～午後６時	午後６時～午後１０時	午後１０時～翌日の午前６時
第１種区域	４５	５０	４５	４０
第２種区域	５０	５５	５０	４５
第３種区域	６０	６５	６５	５５
第４種区域	６５	７０	７０	６０

注１．第１種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
第２種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
第３種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住居の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
第４種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注２．第２種区域、第３種区域、第４種区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条に規定する保育所、医療法第１条の５第１項に規定する病院及び第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館並びに老人福祉法第５条の３に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね５０メートルの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ５デシベルを減じた値とする。

振動に係る規制基準

（単位：デシベル）

時間区分 / 区域区分	昼　　間	夜　　間
	午前８時～午後７時	午後７時～翌日午前８時
第１種区域	６０	５５
第２種区域	６５	６０

工場・事業場に係る振動規制と騒音規制の区域区分との関係

地　　域	振動規制地域区分	騒音規制区域区分
住居系地域	第１種区域	第一種区域
		第二種区域
商業系・工業系地域	第２種区域	第三種区域
		第四種区域

なお、市ではこれらの法令に基づく届出及び規制に関する事業者向けパンフレットを作成し、市内事業者に配布しています。法令等に係る市内の工場・事業所数と施設数は次のとおりです。

騒音規制法に基づく特定工場等数及び施設届出状況

施設の種類	施設総数	施設の種類	施設総数
1　金属加工機械	481	7　木材加工機	118
2　空気圧縮機等	2,220	8　抄紙機	4
3　土石用破砕機等	147	9　印刷機械	107
4　織機	468	10　合成樹脂用射出成型機	91
5　建設用資材製造機	11	11　鋳型造型機	0
6　穀物用製粉機	30		
			3,677

特定工場等総数	**379**

振動規制法に基づく特定工場等数及び施設届出状況

施設の種類	施設総数	施設の種類	施設総数
1　金属加工機械	581	6　木材加工機械	2
2　圧縮機	567	7　印刷機械	29
3　土石用破砕機等	162	8　ゴム練用又は合成樹使用のロール機	7
4　織機	92	9　合成樹脂用射出成型機	119
5　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ機	0	10　鋳型造型機	0
			1,559

特定工場等総数	**170**

騒音規制法に基づく特定施設は 379 工場・事業場に設置されている 3,677 施設で、施設の種類は空気圧縮機・送風機が 2,220 台（60%）と最も多く、次いで金属加工機械となっています。

振動規制法に基づく特定施設は、170 工場・事業場に設置されている 1,559 施設で、施設の種類は圧縮機と金属加工機械で 1,148 台となっており全体の 74%を占めています。

b　建設作業の対策

騒音規制法、振動規制法及び大津市生活環境の保全と増進に関する条例では、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音又は振動を発生する作業を特定建設作業として定め、届出義務を課すとともに、敷地境界での規制基準を定めています。

市では届出受付時に周辺住民への事前説明を実施することなどについても指導を行っています。

平成 21 年度における法律及び条例に基づく特定建設作業実施届出の届出状況は次のとおりです。

騒音規制法に基づく届出は、削岩機を使用する作業が最も多く振動規制法に基づく届出でも、ブレーカーを使用する作業が最も多くなっています。

市条例に基づく届出では、騒音関係作業で油圧破壊機を使用する作業及びインパクトレンチを使用する作業が大半を占め、振動関係作業は振動ローラーを使用する作業が最も多くなっています。

各種法令に基づく特定建設作業実施届出状況（平成 21 年度）

（騒音規制法）

作業の種類	件数
1　くい打機等を使用する作業	8
2　びょう打を使用する作業	0
3　削岩機を使用する作業	87
4　空気圧縮機を使用する作業	10
5　ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ等を設けて行う作業	0
6　バックホウを使用する作業	14
7　ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙを使用する作業	0
8　ブルドーザーを使用する作業	7
計	126

（振動規制法）

作業の種類	件数
1　くい打機等を使用する作業	18
2　鉄球を使用して破壊する作業	0
3　舗装版破砕機を使用する作業	0
4　ブレーカーを使用する作業	50
計	68

（市条例）

	作業の種類	件　数
騒音	1　ｲﾝﾊﾟｸﾄﾚﾝﾁを使用する作業	30
	2　火薬を使用する破壊作業	0
	3　掘削機械を使用する作業	24
	4　油圧破壊機を使用する解体作業	35
	小　計	89
振動	1　火薬を使用する破壊作業	1
	2　振動ローラーを使用する作業	46
	小　計	47
	計	136

(3) 移動発生源対策の推進

ア　自動車交通騒音・振動対策の推進

本市は、名神高速道路、国道 1 号、国道 161 号、京滋・西大津・志賀バイパス、湖西道路等の幹線道路が通過しており、沿線住民から主に騒音の苦情や対策の要望が寄せられています。

これらのうち、自動車専用道路については防音壁の設置等の対策が行われていますが、一般国道等については抜本的な対策が難しく、早急な解決は困難な状況にあり、交通、物流対策の整備等を含めた総合的な対策が必要となっています。

なお、京滋・西大津バイパスについては、計画時に環境アセスメントが実施され、防音壁の設置等必要な対策が施され、交通・道路行政とあわせた総合的な対応が行われています。

本市においては、沿線住民より自動車騒音の苦情に対して、騒音の実態調査を実施した結果、法律に定められた基準等の超過が認められた区間があった場合は、管理者に対して防音壁の設置や路面の性状改善等の要望を行っています。

要請限度

自動車本体から発生する騒音を低減する対策として騒音規制法では「自動車騒音の大きさの許容限度」が定められています。

環境対策として同法では自動車騒音の限度を定める省令（いわゆる自動車騒音の要請限度）が定められており、測定に基づき騒音が限度を超え周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時は、公安委員会に交通規制の要請や道路管理者に道路構造の改善等の意見を述べることができるとされています。

また、振動規制法では、自動車本体の規制はありませんが、環境省令で道路交通振動の要請の限度が定められており、騒音と同様、測定に基づき交通規制の要請や道路構造の改善等の意見具申ができるとされています。

自動車騒音の要請限度（平成12年総理府令第15号）

（単位：デシベル）

時間の区分＼区域の区分		1	2	3	
		a区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域	a区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域	b区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域のうち車線を有する道路に面する区域	幹線交通を担う道路に近接する区域
昼間	6:00～22:00	６５	７０	７５	７５
夜間	22:00～翌6:00	５５	６５	７０	７０

a 区域：専ら住居の用に供される区域
b 区域：主として住居の用に供される区域
c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
幹線交通を担う道路に近接する空間：高速道路、自動車専用道路、国道、県道、４車線以上の市道から20m（2車線以下の道路の場合は15m）の範囲

道路交通振動の要請限度(昭和 51 年･総理府令)

（単位：デシベル）

時間の区分＼区域の区分		第１種区域	第２種区域
昼　間	午前８時～午後７時	６５	７０
夜　間	午後７時～翌日午前８時	６０	６５

第1種区域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、市街化調整区域、都市計画区域外の一部
第2種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

a　道路交通騒音定点調査

本市では、自動車交通騒音の状況を把握するために、昭和 55 年より主要幹線道路沿線において経年的に調査を実施しており、平成 21 年度も国道 161 号、国道 1 号、主要地方道伊香立浜大津線及び一般県道大津湖岸線で実施しました。

道路交通騒音調査結果

（平成21年度）

道路名		国道161号	国道1号	主要地方道 伊香立浜大津線	一般県道 大津湖岸線
調査場所		雄琴支所	環境大気常時監視測定局逢坂局	滋賀支所	膳所浄水場
用途地域		商業地域	準工業地域	第1種住居地域	第1種住居地域
環境基準の類型		C	C	B	B
要請限度の地域区分		c	c	b	b
車線数		2	2	2	4
道路からの距離		5．9m	2．9m	4．9m	4．5m
騒音レベル(Leq)	昼間	69	70	70	71
単位(デシベル)	夜間	66	69	61	67
環境基準(Leq)	昼間	70			
単位(デシベル)	夜間	65			
要請限度(Leq)	昼間	75			
単位(デシベル)	夜間	70			

＊この調査では面的な評価を行っていません。
＊昼間6:00～22:00、夜間22:00～翌6:00
＊要請限度の区域区分について　a区域:専ら住居の用に供される区域
b区域:主として居住の用に供される区域
c区域:相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される区域

b　名神高速道路

市内の道路延長 12.1km(トンネル部分 0.7kmを含む)のうち、騒音対策として平成 21 年 3 月末現在で防音壁が上り 6.29km、下り 5.82kmの延べ 12.11km設置されています。また、平成 2 年度からは防音壁のかさあげ工事も行われています。

沿線住民からの騒音苦情に対し、本市では騒音調査等を行い、西日本高速道路株式会社に防音壁の設置、改良を要望しています。

平成 21 年度は沿線の 2 箇所において、騒音調査を実施しました。

c　京滋バイパス

国道 1 号の慢性化した渋滞の緩和を目的として、滋賀県草津市～京都府久世郡久御山町間(約 27km)が昭和 63 年 8 月に開通しました。本市では、バイパス周辺の環境監視を行うため、石山地区に測定局を設置し、騒音の常時監視を行っています。

石山局騒音常時監視結果（平成 21 年度）　（単位：ﾃﾞｼﾍﾞﾙ）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
昼間	59.9	62.3	59.5	68.9	64.6	62.4	60.1	60.6	60.3	59.5	63.3	60.8	63
夜間	55.0	55.9	55.2	55.8	55.3	55.4	56.6	56.3	55.7	55.7	55.8	56.6	56

d　西大津バイパス

西大津バイパスは昭和 56 年 10 月に藤尾(国道 1 号)～皇子山ランプまでの一部供用が開始され、平成 7 年 2 月に坂本ランプまでの区間が、平成 8 年 4 月に坂本ランプと湖西道路を接続する高架橋が開通しました。

当道路については、既存の住宅地を通過していることもあって、沿線の住宅部分には防音壁が設置され、自動車騒音の低減が図られています。

平成 21 年度は沿線の 3 箇所において、騒音調査を実施しました。

調査箇所	測定結果（等価騒音レベル　L_{Aeq}） 単位：デシベル	
	昼間 ６：００～２２：００	夜間 ２２：００～翌６：００
高砂町 33 地先	59	53
茶屋町 5 地先	63	58
茶屋町 7 地先	67	62

e　湖西道路

湖西道路は、国道 161 号バイパスとして、平成元年 3 月に坂本三丁目の坂本北インターから荒川の志賀インターまでの全区間 17.9kmの全線が開通しました。当初、日本道路公団が管理する一般有料道路でしたが、日本道路公団の民営化にあたり、平成 17 年 8 月 1 日より国道として無料開放されました。

平成 21 年度は沿線での騒音調査は実施しておりません。

イ　鉄道騒音・振動対策の推進

a　新幹線

新幹線鉄道騒音については、JRにおいて、車両の改良や防音壁設置、レールの削正など音源対策が行われており、それのみでは達成が困難な場合には「新幹線鉄道騒音・振動障害防止対策処理要綱」に基づき

住宅（昭和 51 年 3 月 9 日以前のもの）の防音工事、防振工事や移転工事が実施されています。この要綱に基づき本市では昭和 63 年度末までに 80 デシベル（ホン）対策として 214 戸、75 デシベル（ホン）対策として 86 戸が防音工事の適用を受けました。

住民要望がある場合は騒音・振動測定を行い、環境基準等の超過が認められる区間については、防音壁の設置要望等を行っています。平成 21 年度は住民要望がなかったため、測定しておりません。

b　在来線

在来線鉄道については、新線又は大規模改良に際しての騒音対策の指針が平成 7 年 12 月に設定されています。既存の在来線についてはこの指針に入っていませんが、騒音の低減に係る住民要望がある場合には騒音測定を行っています。

(4) 拡声器の使用等に関する規制・近隣騒音防止の啓発の推進

拡声器やカラオケの使用については条例においてその使用について規制等を行っています。

特に、住居系地域でのカラオケ装置の使用については、音響機器から発生する音が周辺の生活環境を損なうおそれがない場合以外は、午後 11 時から午前 6 時までの間は使用できないこととしています。

空調室外機、人の会話、ペットの鳴き声等の生活に起因する近隣騒音は、問題となる音が多種多様であること、一人ひとりが加害者にも被害者にもなりうることから、住民相互の思いやりの問題として、意識の向上による解決を目指した指導や広報紙などで啓発を図っています。

５　土壌環境の保全

土壌汚染は地下水汚染に波及する可能性が高く、人の健康や生態系への影響も懸念されるため、工場・事業場への指導強化、環境保全型農業の推進、廃棄物の適正処理などの未然防止対策を進めます。

また、土壌は微生物等の生息場所で、水質浄化などの多様な環境保全機能も有していることから、健全な土壌の保全、回復を図っていき、土壌の汚染に係る環境基準（環境基本法）を達成します。

＜実施事業等＞

(1) 環境保全型農業の推進

農用地の土壌をカドミウム等特定有害物質による汚染から防止するために、「農用地の土壌の汚染防止等に関する法律」が制定されていますが、本市には汚染対策地域の指定はありません。

化学農薬や化学肥料の使用を通常の５割以下に削減する「環境こだわり農産物」の栽培への取り組みを推進しました。(19)

環境基準

平成３年８月に環境基本法第16条に基づく土壌の汚染に係る環境基準が定められました。これは、原則としてすべての土壌について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で望ましい基準を定めたものであり、土壌汚染の有無の判断基準として、また改善を講ずる際の目標基準として活用されることを目指したものです。

土壌の汚染に係る環境基準

カドミウム	0.01mg/検液1□以下 農用地1mg未満/米1kg	銅	農用地(田に限る。) 125mg未満/土壌1kg	テトラクロロエチレン	0.01mg/検液1□以下
全シアン	検出されないこと	ジクロロメタン	0.02mg/検液1□以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/検液1□以下
有機燐	検出されないこと	四塩化炭素	0.002mg/検液1□以下	チウラム	0.006mg/検液1□以下
鉛	0.01mg/検液1□以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/検液1□以下	シマジン	0.003mg/検液1□以下
六価クロム	0.05mg/検液1□以下	1,1-ジクロロエチレン	0.02mg/検液1□以下	チオベンカルブ	0.02mg/検液1□以下
砒素	0.01mg/検液1□以下 農用地(田に限る。) 15mg未満/土壌1kg	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/検液1□以下	ベンゼン	0.01mg/検液1□以下
総水銀	0.0005mg/検液1□以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/検液1□以下	セレン	0.01mg/検液1□以下
アルキル水銀	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/検液1□以下	ふっ素	0.8mg/検液1□以下
PCB	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/検液1□以下	ほう素	1mg/検液1□以下

６　廃棄物の適正処理の推進

生活から出るごみの不適切な排出や不法処理による汚水、悪臭の発生や景観の悪化などを防止するため、適正なごみの収集・運搬・処理・処分体制の整備を進めます。

一般廃棄物焼却施設などの中間処理施設や最終処分場の管理を適正に行い、ダイオキシン類等の有害化学物質の排出はもちろん、汚水や大気汚染物質等の排出を抑制します。

一般廃棄物のポイ捨て、不法投棄や放置自動車などの不適正処理に対して、監視・指導体制を強化するとともに、市民への啓発や関係機関と連携して対処します。

産業廃棄物の不法投棄等による生活環境の悪化を防止するため、関係機関と連携して対処します。

＜現況＞

本市では、ごみを「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「かん」「びん」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」の６分別の定期収集、「大型ごみ」の戸別有料収集、「乾電池」「牛乳パック」の拠点収集を実施し、さらに段ボール・雑誌などの資源回収を奨励し、適正処理に努めています。

平成 21 年度の大津市全体のごみ量は 105,507tとなり（平成 20 年度のごみ量から約 600t（約 0.5%）の減少）平成 21 年度は燃やせるごみが 92,732tで全体の約 88%を占めていました。(23)

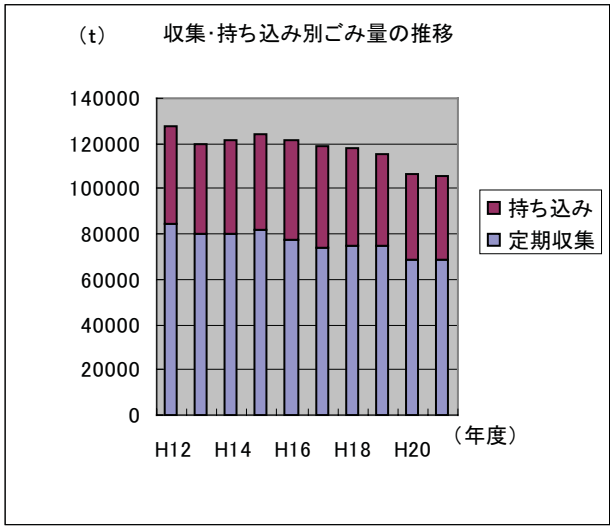

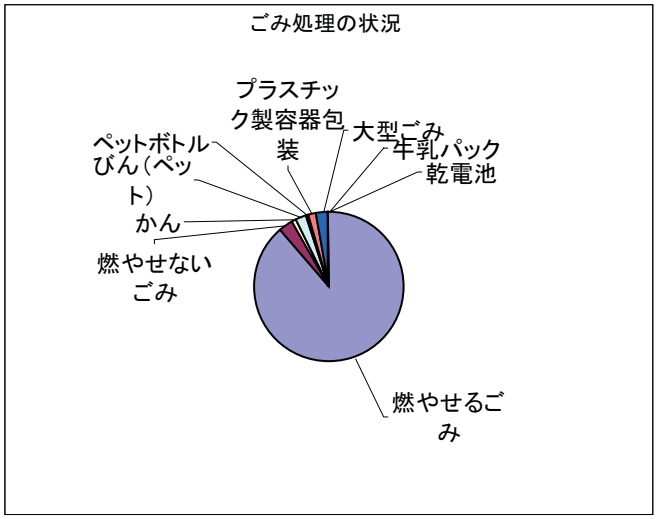

（注）各年度とも旧志賀町分を含む。

本市では、廃棄物処理施設として、大津市環境美化センター（膳所上別保町）、大津市大田廃棄物最終処分場（大石曽束町）、大津市北部クリーンセンター（伊香立北在地町）、大津市北部廃棄物最終処分場（伊香立下龍華町）等を計画的に整備してきています。

また、適正なごみ処理・リサイクルの推進に向けて、南部クリーンセンター整備推進に取り組んでいます。(26)

廃棄物処理施設等の位置

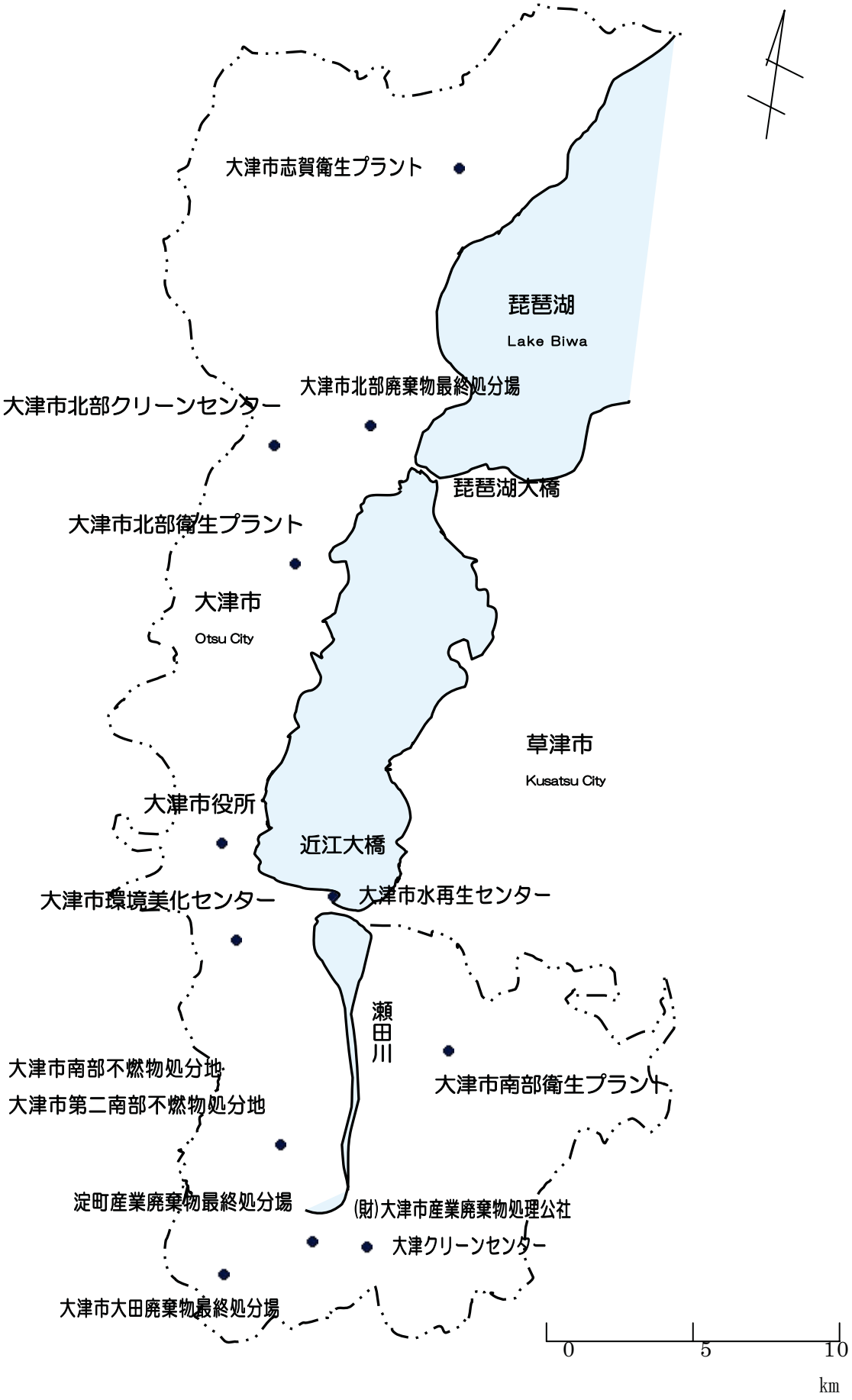

ごみ処理施設等の概要

施　設　の　名　称	規　模　・　能　力　等
大津市環境美化センター	＜焼却施設＞ 型式：全連続焼却式流動床炉 能力：180ｔ／日（90ｔ×２炉）
大津市大田廃棄物最終処分場	埋立期間：平成６年８月供用開始 規模等　：埋立容量－225,600m^3 汚水処理：130m^3／日（接触ばっ気生物処理＋高度処理）
大津市再資源化施設	＜再資源化施設＞ 型式：ペットボトル減容機・スチール缶減容機 能力：かん類９ｔ/5ｈ・びん類 12ｔ/5ｈ・ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ 2.5ｔ/5ｈ
大津市北部クリーンセンター	＜焼却施設＞　＜粗大ごみ処理施設＞ 型式：全連続焼却式ストーカ炉　①破砕設備：横型衝撃せん断式破砕機 45ｔ／5h 能力：170ｔ／日（85ｔ×2 炉）　②手選別設備(かん、びん、ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ資源化設備) ＜ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ容器資源化施設＞　金属プレス機（かん類減容機）6.5ｔ/5ｈ 能力：10ｔ／5ｈ　ﾍﾟｯﾄﾎﾞﾄﾙ減容機　1.3ｔ/5ｈ 平成 19 年１月竣工(稼動２月～)
大津市北部廃棄物最終処分場（増設Ⅱ期）	埋立期間：平成 13 年４月供用開始 規模等　：埋立容量－171,000m^3 汚水処理：50m^3／日（接触ばっ気生物処理＋高度処理）

＜実施事業等＞

(1) 適正な収集・運搬・処理・処分体制の整備

ア　最終処分場の延命化

平成 14 年５月より、埋め立てる焼却灰の一部(全体の 1/3)を計画的に大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス計画地)へ搬入し、最終処分場の延命化を図っています。(28･29)

イ　ダイオキシン類対策

ダイオキシンは、有機塩素化合物の生産過程や、廃棄物の焼却過程等で非意図的に生成される化学物質であり、発生源は多岐にわたっています。一部の毒性の強い物質が人に対して発がん性が認められ、これによる環境汚染が大きな問題となってきました。

特に、ごみ焼却施設からの排出の割合が大きいことから、これを削減するために、平成９年１月に「ごみ処理に係るダイオキシン発生防止等ガイドライン」が示されるとともに、同年８月には廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令及び施行規則が改正されました。

その後、平成 11 年７月にダイオキシン類対策特別措置法が成立し、平成 12 年１月に施行されました。この中で、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染に関する環境基準を設定し、これに基づく排出ガス及び排出水に関する規制、廃棄物処理に関する規制など各種規制、調査、対策、計画策定等の施策が推進されています。

ダイオキシン類に係る環境基準

大　気	年間平均値　0.6pg-TEQ/m³以下
水　質	年間平均値　1pg-TEQ/□以下
土　壌	1,000pg-TEQ/ｇ以下
（土壌の調査指針値）	250pg-TEQ/ｇ
水底の底質	150pg-TEQ/ｇ以下

ダイオキシン類対策特別措置法における廃棄物焼却炉排出ガスに係る排出基準値

（単位：ng-TEQ/m³N）

種　　類	施設規模	新設施設基準	既設施設基準	
			H13.1～H14.11	H14.12～
廃棄物焼却炉（施設能力50kg/時以上）	4ｔ/時以上	0.1	80	1
	2ｔ/時～4ｔ/時	1		5
	2ｔ/時未満	5		10

注１：現在、大気汚染防止法で指定物質抑制基準の対象となっている廃棄物焼却炉は焼却能力200kg/時以上
注２：既に大気汚染防止法において新規施設の指定物質抑制基準が適用されている施設については、新設施設の排出基準を適用することとする。
注３：ダイオキシン類対策特別措置法第20条第2項に基づき、特定施設が指定された時点における既設施設については、1年間基準の適用が猶予されている。

市ではこれらを受けていち早く施設の改良に取り組み、大津市環境美化センターについては平成 10～11 年度に、大津市北部クリーンセンターについては平成 11～12 年度に、(財)大津市産業廃棄物処理公社大津クリーンセンターについては平成10年度に改良工事を実施し、市内全ての施設での対策が完了しました。これにより廃棄物焼却炉からの排出ガスにおけるダイオキシン濃度は、法令に定める排出基準値をクリアすることができました。

各ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン濃度は、次のとおりです。

ごみ焼却施設排ガス中のダイオキシン測定結果

（単位：ng-TEQ／ｍ³Ｎ）

施　設　名	平成21年度	備　考	排出基準
大津市環境美化センター	0.188	2炉平均	5
大津市北部クリーンセンター	0.057	2炉平均	5
（財）大津市産業廃棄物処理公社大津クリーンセンター	0.14		5

(注1)　ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類と呼び、これをこの冊子では「ダイオキシン」と呼びます。
(注2)　TEQ は「毒性等量」を意味し、毒性の程度をもとに、最も毒性の強い 2.3.7.8-TCDD の量に換算して表したものです。
(注3)　ng(ナノグラム)は、10億分の1グラムを表します。

最終処分場排出水のダイオキシン調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ／□）

施　　設　　名	ダイオキシン濃度	排水基準
大津市大田廃棄物最終処分場	0.0038	10
大津市北部廃棄物最終処分場	（既設）0.00025 （増設）0.00046	（既設）10 （増設）10
（財）大津市産業廃棄物処理公社 大津クリーンセンター最終処分場	0.000066	10

（注1）　pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムを表します。

ごみ焼却施設・最終処分場からの排出・排水のダイオキシン濃度は、それぞれ基準を大幅に下回っています。(22)

ごみ焼却施設周辺土壌のダイオキシン調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ／g）

施　　設　　名	調　査　場　所	ダイオキシン濃度
大津市環境美化センター	若葉台自治会館駐車場	1.30
	北大路三丁目西児童公園	1.00
	秋葉台児童公園	0.51
大津市 北部クリーンセンター	下在地町伊香立幼稚園	0.022
	生津町若宮神社	0.22
	向在地町いこいの家	3.80
	南庄町グラウンド	0.022
	下龍華町児童公園	0.020

pg（ピコグラム）は、１兆分の１グラムを表します。

周辺河川及び農業用水池のダイオキシン調査結果（平成 21 年度）

（単位：pg-TEQ／□）

施　　設　　名	調　査　場　所	ダイオキシン濃度
大津市 北部クリーンセンター	和邇川	0.074
	八反池	0.030
	重箱池	0.019
	喜登呂川	0.047
	真野川	0.074

pg(ピコグラム)は、1兆分の1グラムを表します

ごみ焼却施設周辺の土壌及び河川、農業用水池のダイオキシン濃度は、土壌の環境基準（1,000pg-TEQ／g）、水質の環境基準（1 pg-TEQ／□）をそれぞれ大幅に下回っています。(22)

ウ　し尿及び浄化槽汚泥収集運搬業者等についての合理化計画

公共下水道の普及に伴うし尿及び浄化槽汚泥処理量の減少、収集効率の低下等に対応する「し尿及び浄化槽汚泥処理体制」を確立し、業者の業務の安定を保持するとともに廃棄物の適正な処理を行うため、「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」に基づき、平成 18 年度から平成 29 年度までの間、志賀地域合理化事業計画に基づく施策を実施しています。(23)

(2) 廃棄物の不適正処理の監視・指導体制の強化

ア　不法投棄対策の推進

職員による監視パトロールを強化し、不法投棄の未然防止と早期発見に努めています。また、現職や OB の警察官を課の職員とし、一般行政職員との協力体制を確立しました。不法投棄を発見した場合は、迅速に調査し、早期に行為者及び排出者を追求し、是正・指導を行うようにしています。さらに、平成 22 年度からは、15 学区の不法投棄等監視員を選任し、投棄情報の早期収集と迅速で適切な処理を図っています。(25)

不適正処理による一般廃棄物の状況（件）

年度	報告件数	不法投棄	野外焼却
19	1,312	1,218	94
20	1,115	988	127
21	708	593	115

(3) 産業廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物処理業及び施設設置に関する許可等を行っています。平成 21 年度は、収集運搬業で許可 417 件・届出 840 件、処分業許可で許可 4 件・届出 7 件、処理施設で届出 7 件、行政処分で許可取消 21 件・不許可 1 件を行いました。また、産業廃棄物処理施設等に定期的に立入検査等を実施し、適正処理の確保のため、必要に応じた指導等を行いました。(24)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、産業廃棄物については、廃棄物処理法に基づき「燃えがら」「汚泥」「建築廃材」等 20 種類が定められており、その排出者が自らの責任において適切に処理しなければならないとされています。排出事業者は産業廃棄物の処理を他者に委託することもできますが、委託に際しては委託基準に従い、許可業者に委託しなければなりません。また、産業廃棄物の不適正処理等の防止対策については、警察との合同パトロールや廃棄物不法投棄等監視員の選任などによる早期発見、被害の拡大防止と投棄者の特定、是正指導、適正処理の推進を図りました。さらには、平日の定期パトロールに加え、委託による休日及び早朝・夜間のパトロールも実施しています。

なお、本市においては生活環境の保全と中小企業など産業の健全な発展を図ることを目的として、(財)大津市産業廃棄物処理公社を設立し、産業廃棄物の公共関与による適正処理を行っています。

大津市産業廃棄物処理公社の施設概要

施設の名称	規　模　・　能　力　等
大津クリーンセンター	＜焼却処理施設＞ 型式：連続焼却式ストーカ炉 能力：75ｔ／日 ＜破砕処理施設＞ 型式：横型回転式 能力：25ｔ／5 時間
最終処分場（淀町）	埋立期間：平成６年８月供用開始 規模等　：埋立容量－340,300ｍ^3 汚水処理：380ｍ^3／日（接触ばっ気生物処理＋高度処理）

(4) 下水道汚泥の処理

水再生センターにおける下水処理に伴って発生する汚泥の減量化と適正な処理処分を行うため、汚泥焼却施設を設置し、昭和 60 年に運転を開始しました。その後、平成 10 年に施設を増設し、平成 21 年度実績では年間約 12,900tの脱水汚泥を焼却処理しています。(53)

7　その他の生活環境の保全

電波障害や日照障害の防止を推進します。

通風、採光などが確保されたゆとりのある都市環境づくりのために、適正な土地利用、建築物の配置の誘導を進めます。

＜現況＞

生活環境の保全と増進に関する条例では、典型 7 公害の他に日照障害、電波障害等を公害の範疇に入れるとともに、平成元年 7 月には「大津市特定旅館建築規制条例」を制定し、市民が日常生活を営む上での快適な生活環境の保全及び健全な教育文化環境の育成並びに調和のある景観の保全を図っています。

＜実施事業等＞

(1) 日照障害の防止

ア　法令等による規制

大都市周辺において高層マンション等の建築による日照権をめぐって紛争が生じ、大きな社会問題となりました。

昭和 52 年建築基準法の改正により取り入れられた日影規制は、法に定める区分内で、地域の実情に応じた値で日影時間の区分を条例で定めることとなり、昭和 53 年 7 月、滋賀県条例が定められましたが、現在では平成 12 年 3 月に定められた大津市の条例により規制が行われています。

イ　市の制度

本市では、昭和 49 年に定めた中高層建築物指導要綱を昭和 53 年に改正しました。

一方、生活環境条例においても建築物だけでなく、鉄道、道路等の構築物による日照障害を排除するため日照の目標値を定めていましたが、これらの統一を図るため昭和 59 年 4 月から中高層建築物を生活環境条例の事前協議対象事業に加えるとともに、手続きを明確にし、基準を法に適合させる形で整合を図りました。

日照阻害対策の検討により紛争の発生を防ぐため、一定規模以上の建築物の建築にあたっては事前協議を義務づけています。平成 21 年度中高層建築物事前協議届出受付件数は 14 件でした。(37)

中高層建築物の事前協議対象となる建築物と規制

<table>
<tr><th>用途地域</th><th>適用区域等</th><th>事前協議の対象となる建築物の高さ</th><th>事前協議の対象となる建築物の階数</th></tr>
<tr><td>第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域</td><td rowspan="2">第一種高度地区を除く地域</td><td rowspan="3">高さが 10ｍを超えるもの</td><td rowspan="3">4 階以上</td></tr>
<tr><td>第一種住居地域
第二種住居地域
準住居地域</td></tr>
<tr><td rowspan="2">近隣商業地域</td><td>容積率 200％</td></tr>
<tr><td>容積率 300％</td><td rowspan="5">高さが 15ｍを超えるもの</td><td rowspan="5">6 階以上</td></tr>
<tr><td>準工業地域</td><td rowspan="4">全域</td></tr>
<tr><td>商業地域</td></tr>
<tr><td>工業地域</td></tr>
<tr><td>市街化調整区域</td></tr>
</table>

(2) 電波障害の防止

テレビ用電波は、超短波、極超短波であるため直線性があり、ビルの影になる部分は電波強度が減少（シャドウ）するため、また正面側は電波の反射による二重映像（ゴースト）による電波障害が発生します。

本市では中高層建築物の事前協議により事前調査を行い、障害が発生するおそれがある場合には双方で協議し、解決するよう指導しています。

(3) 大津市特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

旅館業法に規定するホテル営業、旅館営業及び簡易宿所営業の用に供する建築物の新築、増築、改築等を行うときは、建築基準法に基づく確認申請提出以前に、大津市特定旅館建築規制条例に基づく計画届出書を提出し、同条例による判定通知書の交付を受けることが必要となっています。

この条例も生活環境条例と同じく、紛争等を未然に防止する目的や事業内容等を周知する意味からも事前公開制度を採用しています。

なお、この条例では、市域の大部分を特定旅館禁止区域に指定しています。(22)

大津市特定旅館建築規制条例に基づく届出状況

（件）

年度	新築	改築	増築	大規模の模様替え	用途変更	計
平成　元	2	0	1	0	0	3
2	1	0	2	0	0	3
3	2	0	6	0	0	8
4	2	3	2	0	1	8
5	0	0	1	1	0	2
6	0	0	1	0	0	1
7	0	0	1	0	0	1
8	4	1	0	1	0	6
9	2	1	0	0	0	3
10	0	0	2	0	0	2
11	3	0	1	0	0	4
12	0	0	1	0	0	1
13	0	0	0	0	0	0
14	1	0	1	0	0	2
15	0	0	0	0	0	0
16	0	0	2	0	0	2
17	0	0	1	0	0	1
18	0	0	1	0	0	1
19	1	0	0	0	0	1
20	0	1	0	0	1	2
21	0	0	1	0	0	1
計	18	6	24	2	2	52

（注）平成17年度までは、旧志賀町分を含まない。【条例の制定なし】